# 第4回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和3年第4回幕別町議会定例会 (令和3年11月30日 10時00分 開会・開議)

号)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条) 議事日程の報告(会議規則第21条)

		- (	-/ 14/11	,			
日程第1	会議録署名議員	員の指名					
	12 谷口和弥	13	芳滝	仁	14	千葉幹	雄
日程第2	会期の決定						
	(諸般の報告)						
	行政報告						
日程第3	議案第84号 令	令和3年度	5幕別町	一般会計	補正	三予算 (	第 7
日程第4	議案第85号 名	合和3年度	医幕别町	簡易水道	自特別	」会計補	正予

日程第 4 日程第 5	議案第85号 議案第86号	令和3年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号) 令和3年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)
日程第6	議案第87号	令和3年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)
日程第7	議案第88号	令和3年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
日程第8	議案第89号	令和3年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第9	議案第90号	幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第91号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第92号	幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議室第93号	会和3年度墓別町一般会計補正予算(第8号)

日程第12	議案第93号	令和3年度幕別町一般会計補正予算(第8号)
日程第13	議案第94号	令和3年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第95号	令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第96号	令和3年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第97号	令和3年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
日程第17	議案第98号	令和3年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第5号)
日程第18	議案第99号	令和3年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)

## 会議録

## 令和3年第4回幕別町議会定例会

1 開催年月日 令和3年11月30日

2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂

3 開会・開議 11月30日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

5 出席議員 (18名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子

11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文

16 藤原 孟

6 地方自治法第121条の規定による説明員

 町
 長飯田晴義
 副
 町
 長 伊藤博明

 教
 育
 長 菅野勇次
 農業委員会会長 谷内雅貴

代表監查委員 八重柏新治 企画総務部長 山岸伸雄

住民福祉部長 細澤正典 経済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信

 忠類総合支所長
 川瀬吉治
 札 内 支 所 長 新居友敬

 教 育 部 長 山端広和
 政 策 推 進 課 長 白坂博司

総務課長佐藤勝博 地域振興課長亀田貴仁

糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 保 健 課 長 金田一宏美

 こ ど も 課 長 平井幸彦
 商 工 観 光 課 長 西嶋 慎

 土 木 課 長 小野晴正
 水 道 課 長 松井公博

経済建設課長 髙橋宏邦 福祉課長 林隆則

生涯学習課長 石田晋一 学校教育課長 西田建司

学校給食センター所長 鯨岡 健 図 書 館 長 天羽 徹

保健課主幹 宇野和哉 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄

## 議事の経過

(令和3年11月30日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) おはようございます。

ただ今から、令和3年第4回、幕別町議会定例会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、12番谷口議員、13番芳滝議員、14番千葉議員を指名いたします。

#### [会期の決定]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月20日までの21日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

○議長(寺林俊幸) ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、 議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

## [行政報告]

- ○議長(寺林俊幸) ここで町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 令和3年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆様から賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年も残すところ、あと、ひと月となりました。

振り返れば昨年2月に北海道独自の緊急事態宣言が発出されて以来、町民の皆さんには手指の消毒やマスクの着用に加え、密を避けるための行動など新たな生活スタイルの実践により感染予防に取り組んでこられたことに対し心から感謝の意を表します。

今年は5月から9月まで、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言がほぼ継続的に発令され、ほとんどのイベントや行事が中止を余儀なくされる状況にありましたが、これらイベント等を除き、計画

しておりました各種施策や事業等について、議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、ほぼ予定どおりに進められたものと考えております。

ここに、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、残された行政課題の解決に向け取り組んでまいります。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、11月9日から10日にかけての降雨に伴う被害状況について申し上げます。

11月9日夕方から10日にかけて、前線を伴った低気圧の影響により北海道の太平洋側で大雨となり、本町においても糠内で時間雨量10ミリを超える降雨が6時間継続するなど、降り始めから10日午前8時までに114ミリを観測いたしました。

この大雨の影響により、10日の午前3時には猿別川及び途別川において河川の水位が急激に上昇し、 水防団待機水位を超えたことから、関係職員を招集し、以後の河川の水位情報を見ながら関係機関と の連絡調整など、災害に備えた警戒体制を敷いておりましたが、午前6時には水位の低下が確認され たことから、警戒体制を解除したところであります。

しかしながら、この大雨により道路及び農業施設等に被害が発生し、道路では、町道稲志別高台線のほか67路線91か所で道路の法面崩落、路盤流出及び路肩崩壊などが発生し、このうち、町道稲志別高台線ほか1路線においては、大規模な法面崩落等が発生したため通行止めとし、復旧作業を進めているところであります。

また、農業施設については、大豊地区ほか4地区の明渠排水路5か所で法面決壊や土砂埋塞が発生 したことから、速やかな復旧に努めてまいります。

次に、新年度予算編成の取組について申し上げます。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、グリーン社会の実現、デジタル化の加速、地方活性化、子ども子育ての4分野への重点的な資源配分を行うとしているほか、歳出全般については、政策効果の乏しい事業を徹底して削減し、効果の高い事業へ転換するとともに、歳入面では応能負担を強化するとしております。

一方で、地方財政における安定的な財政運営に必要となる地方一般財源の総額については、令和3年度と同水準が確保されるかどうか現時点では不透明であり、また、本町においても、新型コロナウイルス感染症の影響等により、個人町民税等において減収が予想されるなど、厳しい財政運営が見込まれております。

こうした背景の下、町の新年度予算編成については、今後の国の動向を十分注視するとともに、地 方財政に関する施策の情報収集に努め、社会経済などの先行きを見据えるとともに、町民のニーズに 対応した予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、使用料及び手数料の見直しについて申し上げます。

本町では、平成28年に策定した「第4次行政改革大綱」に基づき、使用料及び手数料について、算定方法等の明確化により料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に、昨年度から、料金の算定方法及び減免の適用基準等に係る統一的な指針となる「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」の策定に着手したところであります。

策定にあたり、今年1月に、庁内の部長職で構成する「使用料等庁内検討委員会」において、基本方針(案)を取りまとめ、同月29日に、識見を有する者及び公募委員15名で組織する「幕別町使用料等審議会」に対し意見を求めるべく諮問を行ったところであります。

また、併せて、パブリックコメントの実施や議会の総務文教常任委員会における所管事務調査、さらには、公共施設を利用する関係団体等の皆さんに対しきめ細かく説明会等を開催し、基本方針(案)について直接ご意見等を伺ったところであります。

現在は、審議会において、これらいただいた意見等や審議会委員から出された意見を盛り込みなが

ら、答申案の取りまとめを行っている段階にあり、来月初旬には答申をいただけるものとお聞きをしております。

今後におきましては、審議会からの答申を受け策定する基本方針に基づき、来年3月の第1回定例 会に、関係条例の改正に係る議案を提案させていただく予定としております。

なお、改正条例の施行による新料金等の適用時期ついては、半年間の周知期間を設け、令和4年10月1日を予定しております。

次に、組織機構の見直しについて申し上げます。

現在の組織機構につきましては、平成28年5月の新庁舎への移転を見据えて、同年4月に見直しを 行ったところであり、その際の見直し内容としましては、総務部と企画室の統合、民生部を改称・再 編し住民福祉部に、水道部と建設部の統合、さらには、札内支所の機能拡充としての住民相談室の設 置などを主な内容として実施したところであります。

しかしながら、近年、ゼロカーボンに向けた取組や切れ目のない保健福祉の推進、生活困窮者など 支援を必要とする方への対策の拡充など、新たな業務や中長期的な行政課題にいかに対応していくか が課題であると考えます。

このようなことから、これまで以上にスピード感を持って、効果的な対策や対応がとれるとともに、時代の要請や住民ニーズに即応することができる組織とすべく、8月以降、課長職以下10名で組織する「組織機構検討会」において、各課ヒアリングを基にあるべき組織機構案を取りまとめ、この度、報告を受けたところであります。

今後、報告書をベースに、議会への説明、パブリックコメントを経て見直し案を詰め、令和4年4月1日から新たな組織機構をスタートさせてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナワクチンの追加接種について申し上げます。

11月15日に開催された厚生労働大臣の諮問機関である厚生科学審議会の分科会において、追加接種の対象者や使用するワクチンの種類、2回目接種完了からの接種間隔等についての対応方針について協議が行われ、12月1日から接種を開始することが正式決定されました。

追加接種は、2回の接種を終えた全ての方を対象に接種の機会を提供するとされておりますが、接種年齢につきましては、18歳未満の臨床試験データが不十分なことや海外での接種の状況を踏まえ、18歳以上に限定するとされました。

使用するワクチンにつきましては、1、2回目の初回接種に用いたワクチンにかかわらず、現在の ところ3回目の接種に係り薬事承認を受けているファイザー社製ワクチンを使用することとし、接種 間隔は、2回目接種完了から、原則8か月以上とされております。

追加接種の接種券につきましては、国の方針では、原則として2回目接種から8か月以上経過するタイミングで対象者に到達するよう接種券を郵送するとしていることから、本町におきましても、11月29日に、11月と12月に対象となる医療従事者267名の方に対し、接種券付予診票や接種済証等の必要書類を発送したところであり、次に対象となる65歳以上の高齢者に対しましては、追加接種時期に到達する方から、月単位で、順次、送付してまいります。

次に、福祉灯油の実施について申し上げます。

需給ひつ迫の懸念を背景とする原油価格の高騰に伴い、需要期を迎え、灯油価格が上昇している状況にありますことから、低所得者世帯などの生活安定を図るため、福祉灯油を実施するべく、本定例会会期中に関連予算を追加提案させていただく予定としております。

本事業は、本町に住所を有する生活保護の受給世帯、本年度町民税の非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯、身体・知的・精神に重度の障がいのある方がいる世帯及びひとり親世帯などに対して、幕別町商工会発行の商品券を支給しようとするものであり、12月1日の灯油価格を参考に助成額を決定し、年内に支給ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、6月から7月にかけての高温少雨により、地域や圃場によって馬鈴薯やゆり根などに多少

の影響があったものの、作物全般としては概ね平年並みに生育したところであります。

秋まき小麦につきましては、品質は平年並みで全量1等を確保し、製品単収で約12.4俵と平年を大きく上回る収量となりました。

馬鈴薯は、圃場により差はありますが、高温少雨の影響で、収量は平年よりやや少なく、品質は平 年並みとなる見込みであります。

てん菜は、根周が順調に肥大し、平年並みの収量、糖度も16.2%と平年並みになる見込みであります。

豆類は、干ばつにより金時で色ムラや小粒の傾向がみられましたが、その他の豆類は、収量、品質ともに平年並みとなる見込みであります。

野菜については、長いもは平年並みの収量及び品質となる見込みですが、ゆり根につきましては、 少雨の影響から小玉傾向で収量が少なく、品質も病害等の発生により不良となり、価格も新型コロナ ウイルスの影響で、やや安値で取引されていると伺っております。

飼料作物につきましては、牧草、飼料用とうもろこしともに、平年並みの収量、品質となる見込みでありますことから、越冬用粗飼料は確保されたものと考えております。

このように農作物全体の収量及び品質は、生産者の日々の努力と、各農協や普及センターなど関係機関の指導により、一部作物を除き、概ね平年並みとなる見込みであります。

次に、明野ケ丘公園再整備基本計画の策定について申し上げます。

昨年10月から進めてまいりました基本計画の策定にあたりましては、町民参加による町民主体の計画づくりの取り組みとして、ワークショップ「ファン・プロジェクト・まくべつ」を組織、計7回のワークショップを開催し、延べ人数で大人160人、小学生21人が参加し、策定作業を進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響から予定どおりワークショップを開催することが難しい状況でありましたが、公園の新たな魅力創出実験プロジェクトとして、紙袋ランタンイベントを町内の住民活動団体であるマクラショーケースとワークショップに参加している方々との共催により開催するなど、町民が主体的に関わるイベントの開催を通じ広く町民の意見を聞くことができたものと考えております。

また、ワークショップを通して取りまとめられた基本計画(案)については、10月26日に議会の産業建設常任委員会に概要を説明させていただくとともに、更に広く町民の意見を伺うため、10月18日から11月16日までパブリックコメントを実施したところであり、今後、これまでいただいた意見や提案を集約し、基本計画の策定を年内に完了する予定となっております。

その後につきましては、基本設計、実施設計を経て、工事施工となりますが、工事にあたっては、 有利な財源の確保に努めながら段階的に進めてまいりたいと考えております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在での公共工事の発注につきましては、96.9%の発注率となっており、計画しておりました工事の大部分を発注し終えたところであります。

発注済の工事につきましては、工事の早期完成とともに労災事故の防止など、安全管理の徹底を図るとともに、今後の発注工事におきましても、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き 続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報 告とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) これで、行政報告は終わりました。

## [委員会付託]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第3、議案第84号、から、日程第19、議案第100号までの17議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第84号から、日程第19、議案第100号までの17議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

### [議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第3、議案第84号、「令和3年度幕別町一般会計補正予算(第7号)」を議 題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第84号令和3年度幕別町一般会計補正予算第7号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,553万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ173億9,467万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから4ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5ページをご覧ください。

「第2表債務負担行為補正」、「1追加」であります。

「幕別ダム操作点検委託料」は、ダム操作に関する専門性を有する技術者を長期に渡って確保し、ダムの安定的な維持管理を行うため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

期間は、令和4年度から令和9年度までの6年であります。

限度額は、「4,860万円に消費税及び地方消費税を加算した額」と定めるものであります。

次に、「第3表地方債補正」、「1追加」であります。

去る 11 月 9 日夕方から 10 日にかけての大雨による農業用施設と公共土木施設の災害復旧事業の財源に充当するため地方債を発行しようとするものであります。

農業施設等単独災害復旧事業は、大豊地区明渠排水路ほか2箇所の土木施設等単独災害復旧事業は、 町道幌内沢線ほか37路線48箇所の災害復旧工事について、土木施設等補助災害復旧事業は、札内高 台線の災害復旧工事に係る測量設計委託料について、総額1,360万円を限度額として、地方債を追加 するものあります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費394万9千円の追加であります。

事務用品・機器管理事業は、複写機借上料の追加であります。

役場本庁舎内で使用している複写機のうち地籍調査事業など一部を除く借上料で、本年度当初予算には832万5千円を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症に関する事務の増加などに伴い、複写機の使用枚数が増加したことから、不足見込み額を追加するものであります。

庁舎維持管理事業は、燃料費の追加であります。

国際的な原油価格の高騰を背景とした、国内燃料価格の上昇に伴い不足見込み額を追加するものであります。

その他の事業においても燃料費を追加いたしますが、一般会計は、総額で4,280万8千円を追加す

るものであります。

6目札内コミュニティプラザ管理費8万7千円、7目近隣センター管理費212万7千円であります。 燃料費の追加であります。

11 目支所出張所費 16 万1千円であります。

燃料費及び複写機借上料の追加であります。

12 目総合支所費 47 万 9 千円であります。

複写機借上料の追加であります。

14目交通防犯費25万2千円であります。

燃料費と10ページになりますが、交通安全指導車の修繕料の追加であります。

17 目諸費 2,914 万 5 千円であります。

町外からのふるさと寄附の寄附総額が、本年 10 月末現在で 9,500 万円を超え、対前年同月比 13% プラスで、今後も増加が見込まれますことから、記念品などの所要の費用を追加するものであります。 18 目基金管理費 2,085 万 5 千円であります。

ふるさと寄附金から記念品などの費用を差し引いた残額をまちづくり基金に積み立てるものであります。

20 目地域おこし協力隊推進事業費3万4千円であります。

燃料費の追加であります。

21 目地方創生推進事業費 60 万円であります。

国のUIJターン新規就業支援事業移住支援金の追加であります。

東京都特別区から町内に転入し、北海道が開設するマッチングサイトを通じて新たに就職した場合などに、単身の場合で 60 万円、家族の場合で 100 万円の移住支援金を支給するもので、その 4 分の 3 が国から交付されるものであります。

当初予算で 100 万円を計上しておりましたが、2世帯3人の転入があったことから、追加するものであります。

11ページになります。

2項徴税費、2目賦課徴収費250万円であります。

過誤納還付金の追加であります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費1億372万8千円であります。

障害者自立支援給付事業、障害者地域生活支援事業は、いずれも利用者数の増加などに伴う追加であります。

12ページをご覧ください。

6目老人福祉費22万8千円、9目社会福祉施設費4万2千円、いずれも燃料費の追加であります。 13ページになります。

10 目保健福祉センター管理費 98 万 3 千円であります。

燃料費と電話料の追加であります。

11 目老人福祉センター管理費 12 万5千円であります。

燃料費の追加であります。

12目ふれあいセンター福寿管理費319万8千円であります。

燃料費と修繕料、電話料の追加であります。

14ページをご覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費117万7千円であります。

令和3年5月の児童手当法の改正により、特例給付分に関して所得制限が設けられ、主たる生計中 心者の所得が限度額を超えた場合は対象外となりますことから、システム改修費を追加するものであ ります。

3目施設型・地域型保育施設費 448 万3千円であります。

町立保育所維持管理事業は、燃料費と電気料の追加であります。

認定こども園等施設型給付事業は、広域保育委託料と札内青葉町に令和4年4月に開設予定の家庭 的保育事業所に係る施設改修費補助金を追加するものであります。

家庭的保育事業所は、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」で新設された地域型保育 事業で、0歳児から2歳児を対象に、定員5人以下で家庭的な保育を提供するもので、幕別町におい ては初めて開設されるものであります。

当該補助金の3分の2は国から交付されるものであります。

- 4目へき地保育所費100万5千円であります。
- へき地保育所運営事業、15ページになりますが、
- へき地保育所維持管理事業は、燃料費等の所要の費用を追加するものであります。
- 6 目児童館費 134 万8千円であります。

学童保育所運営事業は、前年度の学童保育所運営費に係る国庫支出金精算還付金であります。

学童保育所維持管理事業は、燃料費等の所要の費用を追加するものであります。

7目子育て支援センター費9万円であります。

ファミリーサポートセンターのひとり親世帯や非課税世帯等の利用者への利用料扶助を追加するものであります。

16ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費5万3千円であります。

燃料費の追加であります。

- 5目診療所費132万5千円であります。
- へき地診療所運営事業は、燃料費を、忠類診療所運営事業は、医療機器の修繕費用を、忠類歯科診療所運営事業は、治療器機等の修繕費用と配管改修工事費の追加であります。
  - 6目環境衛生費96万2千円であります。

燃料価格高騰と火葬件数の増加に伴い、追加するものであります。

- 8目新型コロナウイルスワクチン接種事業費4,940万2千円であります。
- 3回目のワクチン接種に要する経費のうち、12月から来年3月までの4か月間に要する費用を追加するものであります。
- 1節は、相談業務を担う会計年度任用職員身分の保健師、看護師、事務補助員に係る報酬であります。

3節は、会計年度任用職員の期末手当であります。

17ページになります。

4節は、会計年度任用職員の共済費、8節は、医師、看護師の費用弁償、10節は、接種会場での手 指消毒剤などの消耗品、冷凍庫の電気料、消毒用アルコールなどの医薬材料費などであります。

11 節は、ワクチン接種券の郵送費用、国保連への接種費用支払手数料などであります。

12節の細節5は、医師・医療機関に対するワクチン接種委託料であります。

本年7月までに2回目のワクチン接種を終えた方への3回目のワクチン接種として、個別接種3,000回と集団接種6,510回の合計9,510回分を計上しております。

このほか、接種案内書の作成等の委託料や集団接種会場への巡回バス運行委託料、介護タクシー運行委託料、医療廃棄物処理委託料であります。

細節 13 は、集団接種会場で従事する看護師個人との業務委託料、延べ 72 人、376 時間分を計上しております。

これまで、会計年度任用職員として任用していた集団接種に従事する看護師について、看護師を確保する観点から、町が看護師個人と委託契約を締結し、1時間当たりの単価を、通勤手当を含め 2,500円とするものであります。

18ページをご覧ください。

13 節は、相談業務で使用する複写機借上料などであります。

18節は、医療従事者を派遣する医療機関に対する補助金を追加するものであります。

医療従事者を勤務時間外や休日にワクチン接種会場へ派遣した医療機関への国の補助金の交付要件が緩和され、幕別町もその対象となりましたことから、4月1日に遡及して当該補助金を追加するものであります。

2項清掃費、1目清掃総務費13万9千円であります。

1節及び8節は、忠類地域が令和4年度から十勝圏複合事務組合のごみ処理区域に編入されること に伴う一般廃棄物処理基本計画の見直しに関して、廃棄物減量等推進審議会の1回の開催に係る報酬 と費用弁償を追加するものであります。

- 10節は燃料費の追加であります。
- 19ページになります。
- 6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費1,729万4千円であります。

将来にわたって地域の農地利用を担う経営体を確保するため、経営を継承した後継者が経営を発展させるための取組を行っている19の経営体に対し、100万円を上限として補助するもので、当該補助金の2分の1が国から交付されるものであります。

4目農業施設管理費18万3千円であります。

燃料費の追加であります。

8目土地改良事業費2千円であります。

前年度の道営土地改良事業費の確定に伴う、精算還付金であります。

7款、1項商工費、1目商工振興費150万5千円であります。

商工会振興補助事業は、パークプラザの暖房機等の修繕に要する経費を幕別町商工会に補助するものであります。

住宅新築リフォーム奨励事業は、新築の申請件数の増加に伴い、所要の費用を追加するものであります。

20ページをご覧ください。

4目スキー場管理費83万円であります。

燃料費の追加であります。

5目企業誘致対策費1,779万7千円であります。

前年度までに対象となっている企業に係る補助額の確定と、新たに忠類地域に進出した企業に対する投資額補助金の追加であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路・河川管理費13万7千円であります。

燃料費の追加であります。

21ページになります。

2項道路橋梁費、2目道路維持補修費1,129万7千円であります。

路面整正や道路除草、道路側溝の清掃の強化により、道路維持管理業務量が増加したことから、町道 維持管理業務の本年度上期の精算に係る委託料を追加するものであります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費793万2千円であります。

特別会計繰出金であります。

9款、1項消防費、2目非常備消防費28万7千円であります。

燃料費の追加であります。

22ページをご覧ください。

10 款教育費、1項教育総務費、2目事務局費62万4千円であります。

教育総務事務事業は、教育委員会事務局で使用している複写機借上料の追加であります。

教育委員会事務局維持管理事業は、燃料費の追加であります。

3目教育財産費800万円であります。

学校や教員住宅の修繕料と補修工事費をそれぞれ追加するものであります。

5 目国際化教育推進事業費 5 万 5 千円、6 目学校給食センター管理費 416 万 9 千円であります。 いずれも燃料費の追加であります。

23ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費1,080万1千円、3項中学校費、1目学校管理費1,213万円、4項 幼稚園費、1目幼稚園管理費27万円であります。

いずれも燃料費の追加であります。

24ページをご覧ください。

5項社会教育費、2目公民館費22万8千円であります。

燃料費の追加であります。

3目町民会館費140万2千円であります。

燃料費と正面入口の自動ドア修繕に要する経費の追加であります。

4 目郷土館費 47 万 1 千円、5 目ナウマン象記念館管理費 69 万 8 千円、6 目集団研修施設費 12 万 4 千円、7 目図書館管理費 86 万 1 千円であります。

いずれも燃料費の追加であります。

8目百年記念ホール管理費128万7千円であります。

館内放送設備の修繕費用の追加であります。

25ページになります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費300万円であります。

来年2月に開催される北京オリンピックに、本町出身の髙木奈那さん、髙木美帆さん、稲川くるみさんの出場が有力視されており、「北京2022オリンピック出場選手を応援する会実行委員会」が組織される予定であるため、この実行委員会に対する補助金を追加するものであります。

2目体育施設費62万7千円であります。

農業者トレーニングセンター武道場の天井落下防止に係る修繕費用であります。

14 款災害復旧費、1項農林業災害復旧費、1目単独災害復旧費 155 万円であります。

この度の大雨災害により、復旧工事が必要となりました農林業災害と土木災害の主な箇所につきましては、議案説明資料の14ページと15ページに災害復旧箇所図としてお示ししておりますので、あわせてご覧ください。

13 節は、議案説明資料 14 ページに「(借1) 南勢地区」などと記載しております、明渠排水路 3 箇所の土砂除去に係る重機等借上料であります。

予算書の26ページになります。

14 節は、14 ページ上段に「(エ1)」「(エ2)」と記載しております、大豊地区と新和地区の2 箇所の明渠排水路の法面決壊に係る復旧工事を追加するものであります。

2項土木災害復旧費、1目単独災害復旧費1,950万円であります。

実施箇所は、議案説明資料の15ページに記載のとおりでありますが、

13 節は、15ページに「(機借)」などと記載しております、路面整備や土砂除去に係る道路維持機械等の借上料であります。

14 節は、上段に「(工1) 幌内沢線」と記載しております、11 路線で発生した路肩崩壊等に係る復旧工事であります。

説明資料の15節は、切込砂利の費用であります。

2目補助災害復旧費 400 万円の追加であります。

15ページ上段に「(委託1)札内高台線」と記載しております、同路線の復旧に要する測量設計委託料であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6ページまでお戻りください。

16 款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金4,806万円であります。

障害者自立支援給付費と障害児入所給付費等の国庫負担金であります。

2目衛生費負担金3,329万7千円であります。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金であります。

2項国庫補助金、2目民生費補助金652万円であります。

1節は、障害者の日中一時支援事業に係る国庫補助金、2節は、児童手当法の改正に伴うシステム 改修と家庭的保育事業所の改修に係る国庫補助金であります。

3目衛生費補助金1,028万9千円であります。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る国庫補助金であります。

6 目農林業費補助金 864 万7千円であります。

経営継承・発展支援事業国庫補助金であります。

17 款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金2,402万9千円であります。

障害者自立支援給付費と障害児入所給付費等の道負担金であります。

7ページになります。

2項道補助金、1目総務費補助金45万円であります。

UIJターン新規就業支援事業道補助金であります。

2 目民生費補助金 190 万 1 千円であります。

障害者の日中一時支援事業に係る道補助金であります。

3目衛生費補助金581万6千円であります。

勤務時間外と休日のワクチン接種会場へ医療従事者を派遣することに係る道補助金であります。

19款、1項寄付金、2目総務費寄付金5,000万円であります。

ふるさと寄付金の追加であります。

20 款繰入金、1項基金繰入金、3目まちづくり基金繰入金300万円であります。

設立が予定されている「北京 2022 オリンピック出場選手を応援する会実行委員会」への補助金に、 まちづくり基金を充当するものであります。

8ページをご覧ください。

21 款、1項、1目繰越金1億4,992万9千円であります。

23 款、1項町債、10目災害復旧債1,360万円であります。

災害復旧事業債を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、原案のとおり可決されました。

## [一括議題、議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第4、議案第85号、「令和3年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」から、日程第8、議案第89号、「令和3年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)」までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第 85 号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第2号から議案第 89 号、令和3年度幕別町水道事業会計補正予算第2号までについて、一括してご説明申し上げます。 はじめに、議案第 85 号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ837万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億9.277万8千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳 入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、837万9千円であります。

簡易水道一般管理事務事業は、令和2年度の水道事業に係る確定消費税に基づき算定した令和3年度の中間申告に伴う消費税及び地方消費税の納税分であります。

簡易水道施設維持管理事業は、使用水量が増加したことに伴う浄水場施設の電気料のほか、駒畠地区の配水管漏水修理などの費用の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

5款、1項、1目繰越金837万9千円であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第86号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上 げます。

6ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,378 万 6 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 10 億 2,197 万 3 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7ページ、8ページに記載しております「第1表歳 入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1,316万2千円であります。

令和2年度の下水道事業に係る確定消費税に基づき算定した令和3年度の中間申告に伴う消費税及 び地方消費税の納税分であります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費3万円、2項下水道管理費、1目浄化センター 管理費18万2千円であります。

いずれも燃料費の追加であります。

11ページをご覧ください。

2目札内中継ポンプ場管理費41万2千円であります。

現計予算に不足が見込まれますことから、電気料を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページまでお戻りください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 793 万 2 千円であります。

5款、1項、1目繰越金585万4千円であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第87号、令和3年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 41 万 2 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 788 万 6 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、13ページ、14ページに記載しております「第1表歳 入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費41万2千円の追加であります。

令和2年度の個別排水処理事業に係る確定消費税に基づき算定した令和3年度の中間申告に伴う消費税及び地方消費税の納税分であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15ページをご覧ください。

4款、1項、1目繰越金41万2千円の追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第88号、令和3年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

17ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 58 万7千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 8,694万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、18ページ、19ページに記載しております「第1表歳 入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費58万7千円であります。

燃料費の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。

4款、1項、1目繰越金58万7千円であります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第89号、令和3年度幕別町水道事業会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。 22ページをお開きください。

本補正予算は、第2条に記載のとおり、収益的事業会計の収益的支出のみの補正であります。

第1款道事業費用既決予定額5億3,706万8千円に、補正予定額3万9千円を追加し、5億3,710万7千円と定めるものであります。

23ページをお開きください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費3万9千円であります。

燃料費の追加であります。

以上で、一括説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議案第85号、「令和3年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第86号、「令和3年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第87号、「令和3年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第88号、「令和3年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第89号、「令和3年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10:55 休憩

11:05 再開

## [一括議題、議案審議]

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、議案第90号、「幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から日程第11、 議案第92号、「幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例」までの3議件を一括 議題といたします。 説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第 90 号幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 91 号特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 92 号幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例、について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

はじめに、議案第90号幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。 人事院は、国家公務員法に基づき、本年8月10日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関す る勧告を行ったところであります。

勧告の内容は、公務と民間の給与比較の結果、特別給、いわゆる、ボーナスについて、民間との均衡を図るため、期末手当の支給月数を年間で、再任用職員を除く一般職の職員は 0.15 月分引き下げて、年間 4.30 月分に、再任用職員は 0.10 月分引き下げて、年間 2.25 月分に引き下げるというものであります。

本町の職員給与につきましては、従前から、国家公務員の人事院勧告の内容を考慮し、これに準じた改定を実施してきたところであります。

国においては、去る11月24日、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度分の引き下げ相当額は、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うと閣議決定がなされました。

また、同日付で、総務副大臣は、都道府県知事等に対し、「地方公務員の給与改定について、令和 3年度の期末手当の引き下げ相当額の調整時期は、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを 基本として対応すること」と通知したところでありますが、

本年度におきましても、本町においては人事院勧告の趣旨に沿って、令和3年12月の期末手当を引き下げること内容とした条例改正を提案するものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

本改正条例は、条例の施行日の関係から、大きく第1条及び第2条の形式を採用しております。 はじめに、改正条例第1条関係についてであります。

第16条は、期末手当について定めております。

第2項において、本年12月の期末手当の支給率を「100分の127.5」から0.15月引き下げ、「100分の112.5」に改めるものであります。

第3項は、再任用職員の支給率に係る読み替え規定で、本年12月の期末手当の支給率を「100分の72.5」から0.10月引き下げ、「100分の62.5」に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

改正条例第2条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第16条第2項において、期末手当の支給率を令和4年度以降、6月及び12月ともに「100分の120」に改めるものであります。

第3項は、再任用職員の期末手当の支給率を令和4年度以降、6月及び12月ともに「100分の67.5」 に改めるものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、11 月 25 日に幕別町職員組合と間で協議が整っているところであります。

なお、この改正によります本年度分に係る減額分は、共済費を除き、特別会計も含めた総額で 1,267 万9千円であります。

議案書1ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の目から施行するとするものであります。

ただし、改正条例第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第91号特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の2ページ、議案説明資料の3ページをご覧ください。

本条例につきましては、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の支給率を、一般職と同様に 0.15 月分引き下げようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

本改正条例も、条例の施行日の関係から、第1条及び第2条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第1条についてであります。

第4条第2項において、本年12月の期末手当の支給率を

「100分の222.5」から0.15か月引き下げ、「100分の207.5」に改めるものであります。

4ページをご覧ください。

次に、改正条例第2条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第4条第2項において、令和4年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を、ともに、「100分の215」に改めるものであります。

この改正による本年度の減額分は、合計で36万6千円であります。

議案書の2ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

ただし、改正条例第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第92号幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の3ページ、議案説明資料の5ページをお開きください。

ただ今、ご説明いたしました議案第 90 号、91 号と同様に、議会議員の期末手当の支給月数を合計で 0.15 月分引き下げようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

本改正条例も、条例の施行日の関係から、第1条及び第2条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第1条関係についてであります。

第2条第2項において、本年12月の期末手当の支給率を「100分の222.5」から0.15月引き下げ、「100分の207.5」とするものであります。

6ページをご覧ください。

次に、改正条例第2条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第2条第2項において、令和4年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を、ともに、「100分の215」に改めるものであります。

この改正による本年度の減額分は、合計で61万円であります。

議案書の3ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

ただし、改正条例第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議案第90号、「幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第91号、「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第92号、「幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり 決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

## [議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第 12、議案第 93 号、「令和 3 年度幕別町一般会計補正予算(第 8 号)」を 議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第93号令和3年度幕別町一般会計補正予算第8号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,999 万8千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 173 億6,467 万2千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款、1項、1目議会費497万5千円の減額であります。

議会議員の期末手当の支給率の引き下げと本年3月に辞職された議会議員1人分の報酬等の減額であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費65万2千円の追加であります。

特別会計繰出金であります。

2 目国民年金事務費6万3千円の追加であります。

年金業務員の給料と期末手当を追加するものであります。

6ページをご覧ください。

6目老人福祉費122万4千円の減額、

7目後期高齢者医療費106万5千円の追加であります。

いずれも特別会計繰出金であります。

2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費1,055万6千円の追加であります。

本年度当初予算には、パートタイム会計年度任用職員の保育士報酬として 5,350 万4千円フルタイム会計年度任用職員の保育士給料として 4,598 万7千円合計 9,949 万1千円を計上しております。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として6月から9月までの間、年齢をまたぐ合同保育を休止し、クラス別の保育としたこと、連日、おもちゃの消毒作業を実施したこと、などにより事務量が増加したことから、報酬と給料、時間外勤務手当を追加するものであります。

また、フルタイム会計年度任用職員の調理員1人が2月間欠員となり、パートタイムの調理員が代わって業務を担ったことから、調理員給料を減額し、調理員報酬を追加するものであります。

7ページをご覧ください。

7目子育て支援センター費89万4千円の追加であります。

常設保育所同様、おもちゃ消毒等による事務量の増加と一時保育の利用者数の増加に伴い、追加するものであります。

8 款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費 107 万 7 千円の減額であります。 特別会計繰出金であります。

12 款職員費、1項、1目職員給与費3,595万2千円の減額であります。

2節は、当初予算の編成時に比べ、採用を予定していた職員1人が未採用となったこと、また、3 人の職員の年度途中での退職に伴い、4人分の給料を減額することが主な理由であります。

3節は、人事院勧告に基づく期末手当の支給率の引き下げに伴う期末手当の減額や人事異動に伴う 会計間異動による補正であります。

8ページになります。

細節 11 の時間外勤務手当は、現計予算額、7,433 万 3 千円を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種や経済対策、衆議院議員総選挙などよる事務量の増加に伴い、追加するものであります。

4節共済費、18節負担金補助及び交付金は、職員数の減や会計間異動などに伴い減額するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

20 款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,639万3千円の減額であります。

22 款諸収入、5項、4目雑入360万5千円の減額であります。

一部事務組合に派遣している職員の給与費に係る負担金を補正するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

## [一括議題、議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第13、議案第94号、「令和3年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)」から、日程第19、議案第100号、「令和3年度幕別町水道事業会計補正予算(第3号)」 までの7議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第94号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第2号から議案 第100号、令和3年度幕別町水道事業会計補正予算第3号までについて、一括してご説明申し上げます。

いずれも、人事異動に伴う給料や職員手当の増減と人事院勧告に基づく期末手当の引き下げなどに伴い、人件費の補正を行うものであります。

はじめに、議案第94号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 65 万2千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 30 億1,785 万7千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費65万2千円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金65万2千円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第95号、令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明申 し上げます。

14ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 106 万 5 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 5,404 万 1 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、15ページ、16ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

18ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費106万5千円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。17ページをご覧ください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金106万5千円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第96号、令和3年度幕別町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

24ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ77万2千円を減額し、予算の総額をそれぞれ27億9,006万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、25ページ、26ページに記載しております「第1表歳 入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

29ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 143万4千円の減額、30ページになりますが、3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費 50万6千円の追加、4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目地域包括支援センター運営費 15万6千円の追加であります。

いずれも、人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

27ページにお戻りください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料3万6千円の追加であります。現年度分であります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金 51 万7千円の減額であります。 前年度からの繰越金の確定によるものであります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金6万円の追加であります。

地域包括支援センターに係る国庫補助金であります。

28ページになります。

6款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業道交付金3万円の追加であります。

地域包括支援センターに係る道補助金であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 122万4千円の減額であります。

3節は、地域包括支援センターに係る追加、5節は、人件費等の補正であります。

9款、1項、1目繰越金84万3千円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第97号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

40ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 48 万 6 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 9,326 万 4 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、41ページ、42ページに記載しております「第1表歳 入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

44ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費48万6千円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

43ページをご覧ください。

5款、1項、1目繰越金48万6千円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第98号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

52ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 319 万 4 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 10 億 1,877 万 9 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、53ページ、54ページに記載しております「第1表歳 入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

56ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費107万7千円の減額、2款事業費、1項下水道施設

費、1目下水道建設費211万7千円の減額であります。

人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

55ページをご覧ください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 319万4千円の減額であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算第5号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第99号、令和3年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

63ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 153 万1 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2億 941 万7 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、64ページ、65ページに記載しております「第1表歳 入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

67ページをお開きください。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費153万1千円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

66ページをご覧ください。

4款、1項、1目繰越金153万1千円の追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第100号、令和3年度幕別町水道事業会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

73ページをご覧ください。

補正予算第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款水道事業費用既決予定額5億3,710万7千円に、補正予定額165万3千円を追加し、5億3,876万円と定めるものであります。

補正予算第3条は、資本的支出の補正であります。

第1款資本的支出既決予定額3億9,939万8千円に、補正予定額20万1千円を追加し、3億9,959万9千円と定めるものであります。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,781万6千円は、過年度分損益勘定留保資金4,197万5千円と、当年度分損益勘定留保資金1億9,584万1千円」で補填するものであります。

補正予算第4条は、「流用を制限した額」でありますが、3,528万6千円に改めるものであります。 74ページをお開きください。

収益的支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 59 万 1 千円の追加、5 目総係費 106 万 2 千円の追加であります。

いずれも、人件費の補正であります。

75ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費20万1千円の追加であります。

人件費の補正であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議案第94号、「令和3年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第95号、「令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり 決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第96号、「令和3年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第97号、「令和3年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第98号、「令和3年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第99号、「令和3年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 次に、お諮りいたします。

議案第100号、「令和3年度幕別町水道事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

## [休会]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 1 日から 12 月 13 日までの 13 日間は、休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

## (異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、12月1日から12月13日までの13日間は、休会することに決定いたしました。

## [散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月14日、午前10時からであります。

(11:37 閉会)

# 第4回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和3年第4回幕別町議会定例会 (令和3年12月14日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

15 小川純文 16 藤原 孟 18 中橋友子

(諸般の報告)

行政報告

日程第2 議案第101号 令和3年度幕別町一般会計補正予算(第9号)

日程第3 一般質問(6人)

## 会議録

## 令和3年第4回幕別町議会定例会

1 開催年月日 令和3年12月14日

2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂

3 開会・開議 12月14日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

5 出席議員 (18名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子11 田口廣之12 谷口和弥13 芳滝 仁14 千葉幹雄15 小川純文

16 藤原 孟

6 地方自治法第121条の規定による説明員

長 飯田晴義 町 副 町 長 伊藤博明 教 育 長 菅野勇次 代表監查委員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 新居友敬 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地域振興課長 亀田貴仁 糠内出張所長 宮田 哲 防災環境課長寺田治 福 祉 課 長 樫木良美 こ ど も 課 長 平井幸彦 保 健 課 長 金田一宏美 商工観光課長 西嶋 慎 農林課長香田裕一 土 木 課 長 小野晴正 経済建設課長 髙橋宏邦 生涯学習課長 石田晋一 保健福祉課長 林 隆則 学校教育課長 西田建司 保健課主幹 宇野和哉

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

15 小川純文 16 藤原 孟 18 中橋友子

## 議事の経過

(令和3年12月14日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) これより、本日の会議を開きます。

### [議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、15番小川議員、16番藤原議員、18番中橋議員を指名いたします。

#### [行政報告]

- ○議長(寺林俊幸) ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) お許しを頂きましたので、12月1日から2日にかけての暴風に伴う停電と被害の 状況について申し上げます。

12月1日、日本海北部の低気圧が急速に発達しながらサハリン付近に進み、南に伸びる前線が北海道を通過したため、十勝地方では南部を中心に1日夕方から西または南西の風が強まり、中札内村上札内で1日午後6時頃に36.2メートル、更別村では31.5メートルの最大瞬間風速を観測し、それぞれ観測史上最も強い暴風となりました。

この暴風の影響により、中札内村や更別村において短時間に多数の電柱の折損や高圧線の断線が生じ、11 市町村で延べ1万2,700戸が停電となり、全面復旧まで約30時間を要する平成30年9月のブラックアウト以来の大規模な停電となりました。

本町におきましても、1日午後6時頃から弘和、駒畠、栄など幕別地域南部や忠類地域の朝日、日和、元忠類など合計約310戸で停電が発生し、復旧の見通しが立たない状況でありましたことから、午後8時に札内コミュニティプラザ、忠類コミュニティセンター及び糠内コミュニティセンターに自主避難所を開設し、防災行政無線やLINEなどによる住民周知に加え、ホームページやSNSで暖房や携帯電話の充電が必要な方へ呼びかけを行ったところであります。

各自主避難所は、停電の復旧状況を見極めながら開放することとしておりましたが、2日の早朝に 札内農村部の復旧を確認したことから、午前8時30分に札内コミュニティプラザを、続いて午後0時 10分に忠類地域の復旧を確認し、0時30分に忠類コミュニティセンターを閉鎖したところでありま す。

また、栄の一部、美川の一部、明倫の一部地区につきましては復旧が遅れ、午後9時35分に復旧を確認したことから、9時40分に糠内コミュニティセンターを閉鎖したところであります。

自主避難所への避難に当たっては、平成30年のブラックアウトを経験したことが、停電対策など自助の備えにつながっていると思われ、いずれの自主避難所においても避難された方はおりませんでした。

次に、公共施設の被害状況についてでありますが、忠類町民プールの西側のモルタル外壁約 130 平 方メートルが強風により倒壊したほか、アルコ 236 の温泉棟西側の外壁上部のトタンの一部が強風に より剥がされる被害がありましたが、いずれの施設も応急措置を終え、速やかな復旧に向け準備を進 めているところであります。 また、上忠類近隣センター及び西当近隣センター敷地内の樹木合わせて 15 本が敷地内外に倒れましたが、4日までに全ての倒木の撤去作業を終えたところであります。

次に、農林業の被害状況についてでありますが、営農施設につきましては、D型ハウス5棟、牛舎 13 棟、格納庫 16 棟のシャッターや屋根が破損したほか、ビニールハウス 9 棟が強風により破損して おり、合計で 33 戸、43 件の被害があったところであります。

また、この強風により酪農家 7 戸が停電の影響を受けましたが、自家発電機を使用し搾乳を行ったことから、生乳廃棄等の被害は発生しなかったとの報告を受けております。

これら農業被害につきましては、その実態を把握し、支援策について各農協と協議を重ねてきたところでありますが、本町におきましては、幸いにして、来年の営農に支障を来すような大きな被害は発生しておらず、また、被災した営農施設のほとんどが園芸施設共済や建物共済等に加入しておりますことから、これらの対象とならない営農施設の復旧支援策として、幕別町農業ゆとりみらい総合資金貸付金に無利子の特例融資を設け、本日所要の補正予算を提案させていただいたところであります。また、林業被害につきましては、忠類地域の町有林内で12本の倒木被害がありましたが、既に撤去

また、林業被害につきましては、忠類地域の町有林内で12本の倒木被害がありましたが、既に撤去を終えているところであります。

次に、道路の被害状況についてでありますが、町道西当北4線のほか6路線11か所で倒木の発生があり、このうち西当北4線及び西当北5線では道路の全幅員を遮る複数本の防風林の倒木により、約1.5キロメートルの区間において通行止めとしましたが、2日の午前10時頃には全ての撤去作業を終え、通行止めを解除したところであります。

以上、暴風に伴う停電と被害の状況につきましてのご報告とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) これで、行政報告は終わりました。

## 「付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第2、議案第101号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第101号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

#### [議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、議案第101号、令和3年度幕別町一般会計補正予算(第9号)を議題 といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第101号、令和3年度幕別町一般会計補正予算(第9号)についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 1,972 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 179 億 8,439 万 3,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、7目近隣センター管理費78万3,000円の追加であります。

12月1日から2日にかけての強風により、忠類西当近隣センターと上忠類近隣センターの敷地内において倒木被害が発生したことから、その撤去に要する費用を追加するものであります。

14 目交通防犯費 185 万 1,000 円の追加であります。

令和2年10月から3年9月までの地方バス路線の運行経費の確定に伴い、補助金を追加するものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により乗客数が減少したことによる運賃収入の減少などに伴い、 増額するものであります。

22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 100 万円の追加であります。

文化・スポーツの部活動などの全道・全国大会の出場に際して、主催者から PCR 検査を要請された場合に1人2万円を上限に検査費用を助成しようとするものであります。

対象は、小中学生とその引率者で、合わせて50人分を計上しております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費4億280万1,000円の追加であります。

福祉灯油等支給事業は、灯油価格等の高騰によって深刻な影響を受けている低所得世帯に対し、燃料費をはじめとする冬期間の生活費の一部を助成しようとするものであります。

対象者の要件は、直近で実施しました平成30年に倣い、本年12月1日現在で本町に住所を有している令和3年度の住民税非課税の世帯のうち、65歳以上の方のみの高齢者世帯をはじめ、身体障害者手帳1級または2級の方の属する世帯やひとり親世帯などでありますが、加えて生活保護の受給世帯を含め、1世帯当たり1万円相当の幕別町商工会発行の商品券を支給しようとするものであります。7ページになります。

非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、 様々な困難に直面した方々が速やかに暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して 給付金を給付するもので、全額、国庫補助金が充当されるものであります。

対象世帯は、12月10日現在、世帯全員の令和3年度住民税が非課税である世帯と新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯で、1世帯当たり10万円を給付するものであります。

ページ下段になりますが、18 節の細節 3 非課税世帯臨時特別給付金として 3,500 世帯、細節 4 家計 急変世帯臨時特別給付金として 200 世帯の計 3,700 世帯分、 3 億 7,000 万円の給付金をはじめ、当該 事務に従事する会計年度任用職員の報酬などの事務費を計上しております。

8ページをご覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億9,756万1,000円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯 臨時特別給付金を給付するもので、全額、国庫補助金が充当されるものであります。

児童を養育している者の年収が、一定額以上の世帯を除いて、ゼロ歳から高校3年生の子どもに1 人当たり10万円相当の給付を行うものであります。

下段になりますが、18 節の細節 3 子育で世帯臨時特別先行給付金として、1 人当たり 5 万円、3,880 人分の 1 億 9,400 万円の給付金をはじめ、当該事務に従事する会計年度任用職員の報酬や住基システム改修委託料などの事務費を計上しております。本補正予算においては、先行分の 5 万円に係る経費のみを計上しております。

9ページになります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費1,002万円の追加であります。

12月1日から2日にかけての強風により、被害を受けたビニールハウスや牛舎などの農業生産施設の復旧に必要な資金を融資するため、農業ゆとりみらい総合資金貸付金に無利子の災害復旧特例融資を創設するものであります。

7款1項商工費、3目観光費92万4,000円の追加であります。

同様に、強風被害を受けたアルコ 236 の外壁上部のトタン剥離の復旧に要する費用を追加するもの

であります。

10ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持補修費218万9,000円の追加であります。

同様に強風により忠類地域の町道7路線11か所の倒木がありましたことから、その除去費用を追加するものであります。

12 款職員費、1項1目職員給与費259万2,000円の追加であります。

非課税世帯等臨時特別給付金給付事業と子育て世帯臨時特別給付金給付事業の事務を担当する正職員7人分の時間外勤務手当を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人1,159万5,000円の追加であります。

現年課税分であります。

16 款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金5億7,690万5,000円の追加であります。

1節は、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、2節は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る国庫補助金であります。

17 款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金90万円の追加であります。

福祉灯油等支給事業に係る道補助金であります。

5ページになります。

21 款 1 項 1 目繰越金 3,032 万 1,000 円の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 7ページの児童福祉総務費の非課税世帯等臨時特別給付金の対象の説明は、今、 受けたところなのですけれども、下のほうの、7ページの4のところなのですけれども、家計急変世 帯臨時特別給付金、200世帯ですが、その基準の説明をお願いしたいと思います。

もう一点ですが、8ページ、児童福祉総務費ですが、子育て世帯臨時特別給付金、この説明も今受けたところです。それで、先行給付として1人5万円を給付するという説明でした。あとの5万円はどのように支給するのか、その説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 福祉課長。
- ○福祉課長(樫木良美) 家計急変世帯の基準でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度の市町村民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯が該当になるというふうになっております。
- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 子育て世帯の臨時特別給付金、今回の補正は先行の5万円ということですが、残りの5万円はどのようにというご質問でありました。

政府はこれまで、先行の5万円は現金で、残りの5万円は年明けクーポンでということを説明して きたところですけれども、昨日の衆議院の予算委員会の中で、岸田首相のほうが、年内一括現金でと いうのも町村の実情において可能だという意向を示されたところであります。

町としては、これまで国の基準に従って、年内に5万円を現金、年明け5万円のクーポンでということを想定しておりましたが、何とか年内に現金一括10万円でということの支給が可能かどうかということを、現在システムの改修、それとあと国の情報を収集して、何とか対応ができるかどうかの検討をして、もし年内支給が可能ということであれば、今定例会中に必要な補正予算を追加で提案させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) それでは、家計急変世帯臨時特別給付金の説明は、令和3年度の非課税世帯が基準ということで、200世帯というふうに計上しているということは、これから申請とか、そういうことで、確定した世帯ということではないということですね。これからこの制度を周知して、そういう世帯に申請して、手続をしていただいて、それで支給するという、こういう対応ということですね。それであれば、きちっと対応して、漏れなくそういう対象者に周知できるような手だてというのを、きっちりしていっていただきたいというふうに思います。

また、もう一つの点なのですけれども、この5万円現金というところでしたけれども、今、システムの改修ですとか、検討しているということでしたけれども、既に芽室町では、現金10万円で支給するということを報道されておりました。町としても、そういう対応を検討することをできなかったのかどうか、これからということでしたけれども、その点はいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 福祉課長。
- ○福祉課長(樫木良美) 国のほうから、この給付金の概要のほうが今、来ておりまして、それに基づいて今、設計を立てているのですが、通知が来た段階で、該当者に対して十分に行き渡るように周知をするなり、あと関係窓口にそういったチラシ等を置いたりなんかして、十分に該当になる方が申請できるような周知を考えていきたいと思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 芽室町の一括 10 万円という新聞報道の時期につきましては、国のほうで一括 10 万円も一つの選択肢というふうな報道があったときに出てきたものだというふうに思っております。その後、国のほうでは、クーポンでできない場合については、10 万円の現金での支給がいいですよというような話で条件が示された状況です。国のほうで、そういう条件をつけないで一括現金での支給が可能というのは、昨日の予算委員会で初めて明らかになったものでありますので、町としては、昨日の報道等を見て、何とか年内に一括支給ができるのかどうかという検討は、今日以降しかできないというのが現状でありましたので、その辺そういう時系列になっていることというものであります。
- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。(なしの声あり)
- ○議長(寺林俊幸) ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

## [一般質問]

- ○議長(寺林俊幸) 日程第3、これより一般質問を行います。
  - 一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○3番(内山美穂子) 通告に従いまして、質問させていただきます。

1、地域おこし協力隊について。

昨年来のコロナ禍で、テレワークの普及や2拠点居住など柔軟な働き方や暮らし方をする人が増え、 価値観や生活様式の多様化が進みました。地方移住への関心が高まるとともに、国も推進に向けた支 援策を強化しています。地域外の多様な人材を積極的に誘致することは地方の活性化に大きく貢献す るものであり、幕別町にとっても必要不可欠であると考えます。

こうした地方移住推進策の一つに地域おこし協力隊制度があります。全国では令和2年度にも5,464人の隊員が様々な分野で活動し、道内では699人と前年度より44人増加しています。また、令和2年度末で任期終了した隊員6,525人のうち約6割が定住し、このうち約2割が就業、約4割が起業に結びついており、隊員の起業率は高い水準にあります。また、国は令和6年度にも8,000人に増やす目標を掲げています。

幕別町も令和元年5月から任用を始め、現在3人が観光振興などに取り組んでおります。隊員が地域に根づいて力を発揮できるよう、また活力あるまちづくりに向けて取組を強化する必要があると考えることから、以下について伺います。

- ①現状における隊員の任用・勤務条件、活動内容と支援体制について。また、課題は。
- ②希望者に幕別町を選択されやすく起業しやすい環境づくりを。
- ③町内の課題や既存事業者の地域ニーズを掘り起こし、企業研修型や起業型など新たな分野での導入を。
  - 2、幕別市街地の活性化策について。

人口減少や高齢化の進行により、幕別町は本町、札内、忠類地区それぞれの中心市街地で空き店舗が顕在する状態が長く続き、にぎわいの喪失やまちの空洞化、地域づくりの担い手不足など様々な課題に直面しております。

こうした中、本町市街地で使われていない倉庫が民主導でリニューアルし、マクラショーケースとして再生されました。地域資源貢献の新たなプラットフォームとして使い勝手のよい空間に仕上げられ、地域のイベントや作品展などに利用され認知度が上がってきています。

町内外の新しい人の流れが創出され、同市街地では新たに起業する人の動きもあり、人が人を呼ぶ流れが市街地活性化へ好循環を生んでいくものと期待しています。この流れを止めないよう、町も関係団体と連携し、オール幕別で魅力ある地域づくりにつなげていく必要があると考えることから、以下について伺います。

- ①町内で起業する人への支援は。
- ②空き店舗対策事業の対象要件の拡充を。
- ③高齢化や後継者難を背景にした新たな廃業が懸念されるが、担い手を育成する「継業」について。
- ④市街地でのサテライトオフィスの誘致やコワーキングスペースの整備の考えは。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 内山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「地域おこし協力隊について」であります。

地域おこし協力隊は、都市部の住民が過疎地域等におおむね1年以上3年以下の期間、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域活動を行い、地域の課題解決に取り組みながら、地域に定住・定着を図る取組として平成21年度に創設されました。

本町におきましては、令和元年5月から任用を始め、現在は幕別地域で1名、忠類地域で2名の合計3名の隊員が、ふるさと寄附や観光振興、地域振興などの分野で活動しているところであります。

ご質問の1点目、「現状における隊員の任用・勤務条件、活動内容と支援体制について。また、課題は」についてであります。

現在の隊員につきましては、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定に基づくフルタイム会計 年度任用職員として任用しており、勤務条件は職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例に、給与は 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給しており、任期中は地方公務員法第32条から第38条に基づく守秘義務や営利企業への従事等の制限などの服務義務を負うものであります。

活動内容につきましては、幕別地域においては、ふるさと寄附返礼品等の商品の開発支援や PR 活動等を中心に地域の魅力発信の業務を、忠類地域においては、SNS を活用した情報発信と観光マップやパンフレットを活用した誘客促進、さらには、地域の歴史や文化等をまとめた冊子の製作を通した地域学の推進など、忠類地域の活性化に関する業務を行っております。

支援体制につきましては、本年度から隊員を3名に増員したことから、毎月、町職員と各隊員相互の情報交換や活動報告の場を設け、以後の活動計画の作成・業務の遂行に生かすなど、隊員が孤立することなく業務に携わることができる環境づくりに努めているところであります。

現状における課題といたしましては、任用期間終了後も地域の一員として定住していただくために、 任期終了後の活動に向けた研修や人脈づくりなど隊員の意向に沿ったサポートを充実させることが課題であると考えておりますことから、起業に向けた経営戦略の作成や資金の調達、ブランディングなどに係るアドバイス、国や道の支援制度の情報提供、人的ネットワーク構築のための地域住民や商工会、観光物産協会会員との交流の機会の創出など、任用期間中に適宜必要なサポートに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「希望者に幕別町を選択されやすく起業しやすい環境づくりを」についてであります。

現在、地域おこし協力隊の募集に当たっては、町のホームページのほか、北海道移住交流促進協議会等の隊員募集サイトや民間の求人サイト、ハローワーク等を通じて募集を行っておりますが、多くの自治体が隊員を募集しておりますことから、隊員の募集に当たりましては、活動内容を分かりやすく伝えることや支援制度を充実させるほか、自然や食べ物など町の立地特性や魅力をよりインパクトのある伝え方をしなければならないものと考えており、今後の募集に際しては、現在任用している隊員の意見も反映させたいと考えております。

ご質問の3点目、「町内の課題や既存事業者の地域ニーズを掘り起こし、企業研修型や起業型など 新たな分野での導入を」についてであります。

町の一番の課題は、人口減少にいかに対処していくかということに尽きるわけでありますが、地域的な課題といたしましては、市街地の活性化とりわけ本町市街地の地盤沈下を食い止め、いかに活性化を図っていくかということが重要であり、かつ極めてハードルが高い課題でもあると認識いたしております。

一方、既存事業者におきましては、後継者難や、技術・技能を持った労働者の養成・確保に苦労しているといった課題を抱えております。

地域おこし協力隊の制度は創設から12年が経過し、全国では隊員自らのスキルアップ等を目指し民間企業での研修を行う「企業研修型」や隊員が取り組みたいことを積極的に受け入れ応援する「起業型」など、地域の実情に応じて多種多様な任用形態で活用されている事例も見られます。

企業研修型や起業型は、既存事業所が求める人材の確保や任期終了後の定住につながりやすく、新たなビジネスが地域に生まれるといった特徴がある一方で、起業型については、成功するかどうか未知数な事業を、町が受け入れ応援する姿勢が求められるなどの課題もあります。

しかしながら、協力隊がチャレンジできる機会や環境をつくることで、意欲の高い人材が地域に根づき、市街地を活性化し、事業者が抱える課題を解決する可能性を秘めておりますことから、他の市町村の事例を研究するとともに、隊員の募集に当たりましては、隊員を希望する方が任用条件を選択できるなど、柔軟な制度運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、「市街地活性化について」であります。

北海道が 11 月 30 日に発表した令和 2 年国勢調査における幕別町の人口は 2 万 5,766 人で、平成 27 年の前回調査より 994 人の減、率にして 3.71%の減少となりましたが、とりわけ本町市街地において

は、町から北海道への報告数値になりますが、326人の減、率にして 8.40%の減と減少が顕著となっております。

このような人口減少や後継者不在などにより事業を停止し、シャッターを下ろしている店舗が多く 見受けられるなど、空き店舗が顕在化しつつある状況にありますが、昨年6月本町市街地に、民間主 導による空き倉庫をリニューアルした「マクラショーケース」が開店し、店舗運営に携わる方々を中 心とした住民活動により、2月に幕別高校で、3月に明野ケ丘公園で開催されたランタンフェスティ バルや、10月に明野ケ丘公園で開催された音楽フェスティバルなどのイベントが創出されたほか、マ クラショーケースでのイベントや展覧会の開催をきっかけに、本町市街地に17年ぶりに物販店がオー プンするなど、市街地活性化の兆しが見えております。

ご質問の1点目、「町内で起業する人への支援は」についてであります

町では、起業者に対する支援として、創業時における日本政策金融公庫等からの融資に対する利子 及び信用保証料の補助を行っており、直近5年間で13者に補助を行っております。

また、「空き店舗対策事業」として、幕別地区、札内地区、忠類地区の中心市街地に指定区域を設定して、その区域内で空き店舗を賃借して出店する方に、改修に要する経費と建物及び駐車場の賃借料に対する補助を行っております。

ご質問の2点目、「空き店舗対策事業の対象要件の拡充を」とご質問の4点目、「市街地でのサテライトオフィスの誘致やコワーキングスペースの整備の考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

商店街活性化店舗開店等支援事業につきましては、平成21年度の制度創設からこれまで17件の実績がありますが、そのうち8件が既に撤退しており、撤退理由としましては、経営不振が5件、経営者の死亡が1件、所有者変更が1件、家庭の事情が1件であり、特に開設から3年以内の撤退が7件となっておりますことから、本年度からは事前に商工会の経営指導を受けることを条件とするなど、事業が継続できるよう制度の見直しを行ったところであります。

商店街の空き店舗につきましては、住居との併用物件が多く、独立した店舗として実際に使用できる物件が限られているというのが実態であります。

しかしながら、物件によっては将来起業を目指す方のチャレンジショップ的な活用のほか、コワーキングスペースやシェアオフィスなど多様な活用が考えられますことから、今後におきましては、他市町村の事例を研究するとともに、出店のニーズや店舗所有者の意向を確認しながら、柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

サテライトオフィスについては、空き店舗の活用もさることながら、光回線の整備により町内全域で立地の可能性を有することとなりますことから、空港への距離や自然環境の優位性をアピールしつつ、空き家等の情報を提供することにより、立地につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「高齢化や後継者難を背景にした新たな廃業が懸念されるが、担い手を育成する「継業」について」であります。

幕別町商工会が令和 2 年 10 月に会員 306 件に対して行った事業承継アンケートによると、回答のあった 259 件のうち、「社内外に自分の後を託せる後継者候補はいますか」の問いに対して「いいえ」と回答した方が 139 件、率にして 53.7%であり、年齢別では、60 歳未満が 62.89%、60 歳代が 54.93%、70 歳以上で 49.37%と幅広い年代で後継者が不足している結果となっております。

会社の経営や資産などを次の経営者に引き継ぐ「事業承継」の手法には、子どもなど親族に承継する「親族内承継」や親族外の従業員などに承継する「第三者承継」、会社の合併や買収などのいわゆる「M&A」などの手法がありますが、近年、地域おこし協力隊など地方に移住してきた第三者が事業のバトンを引き継ぐ「継業」が新しい事業承継の一つとして注目されております。

継業のメリットといたしましては、地域に移住してきた第三者に事業を承継することで、地方における定住人口の増加や後継者不足問題の解消だけでなく、第三者の視点で事業を見直すことができる点であり、現在、地方創生の一手法としても期待されております。

事業承継につきましては、商工会におきましても重要課題と認識しており、これまで、町と連携して北海道中小企業総合支援センター内の無料経営相談所の紹介やセミナー等の情報発信を行ってきましたが、今後は町と商工会で、継業も含めた事業承継に関する検討会議を設置し、事業承継の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) お答えいただきましたサポート体制については分かりました。

地域おこし協力隊は、ローカルキャリアの入り口としてすっかり定着しました。若い世代の当たり前の就職、転職先になっているのが現状ですし、地方にとっては存在感が増しております。特に道内での定住率は高く、令和2年度末で7割を超えており、移住・定住支援策として大きな成果を上げていることが分かります。協力隊の活動は多岐にわたっていますが、任用に当たってどんな業務設計をし、どういった受入れ型を選ぶのか、これは全て自治体に委ねられています。希望者の挑戦したいこと、そして町の意向や制度設計がうまくマッチングできれば、制度の有効活用ができると思っております。いずれも町が、職員が、地域の状況を踏まえ、新たな対策に乗り出そうとするチャレンジ精神のようなものがなければ、せっかく来てもらった隊員も円滑な活動が難しくなってしまうでしょう。

そこで伺いますが、本町には多くの可能性や課題があると考えます。地域おこし協力隊という外部 の人材を任用するのにふさわしい分野についてどのような認識を持っているか、それと外部人材にど のような期待を持っているのか、明らかにしていただきたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) さっきの答弁でもお答えをしておりますけれども、何と言っても我が町は、地方 創生どこでも取り組んでいるように、やっぱり人口減少対策にいかに取り組んでいくかということで あります。それは町の魅力、様々な分野での町の魅力を増すことが人口減少対策につながる、それは 近隣の町村から転入していただくこともありますし、本州だとか道内からも転入していただく、その きっかけとなるのは町の魅力であります。この魅力というものをいかにつくっていくかということ、 それは今の劣っているところをカバーすることにあるとともに、特色を伸ばしていく、両面必要なの だと思います。

ただ、やはりまちづくりというのは移住者のためにするのではなくて、今、住んでいる方が住み続けたい、住んでよかったと思えるまちづくりがまずは基本でありますので、そこを、欠点をカバーしていくこと、それが住んでよかったということにもつながっていくと思いますので、そこら辺の課題、特にこれは答弁でも申し上げたように、市街地がやっぱり地盤沈下をしているということがありますので、そこを少なくとも1軒でも2軒でもシャッター街がシャッターを開けていただく、あるいはそこに何店かが連携をして人通りができる、そういうことによって地域全体の活性化に結びつく、そういったことに取り組んでいきたいというふうに思いますし、また産業の振興の面でも、今後、課題というのも出てくる可能性がありますので、そういったところにも場合によっては外部からの力を頂きたいなというふうに考えているところであります。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 分かりました。この制度は、令和3年度で職員1人当たり470万円を上限に特別交付税措置がなされる大変有利な制度であります。そこで隊員の任用勤務条件について、現状の雇用計画では、ご答弁ありましたように、フルタイム会計年度任用職員で、服務規程はほぼ職員と同じ役場支援型と認識しております。副業は認められておりません。

なぜこの質問をするのかといいますと、幕別町内で隊員活動を希望されていた方が、副業ができないという理由で、副業のできる別の町に移住したことを知ったからです。私は大変残念なことだと思っております。隊員希望者は、もともと何らかのスキルや意欲を持って活動するわけですから、ある程度創造性といいますか、いろいろ工夫の余地があって、隊員が主体的に働ける環境をつくっていくべきであります。その上で、自身のノウハウやネットワークを生かして、新たな分野の開拓や専門的

な分野の仕事を担っていただく、こうした観点が受入れ側として重要だと思います。最大3年間の任 用期間において、いかに地域のことを知っていただき、地域に根差したシーズを見つけることができ るかが重要であり、副業を認めることはその重要な手段となり得るはずです。

一つ例を挙げますと、芸術文化に力を入れている兵庫県豊岡市を例に挙げます。ここは幕別町の町友であります平田オリザさんが 2019 年に移住したところであります。ここは何と隊員の定住率は100%だそうです。活動期間に副業することで、終了後の成功につなげるベースづくりをしているとお聞きします。現在39人の隊員が活動していますが、2020年度の6月、7月に13業務で17人募集したところ、56人の応募があったそうです。豊岡市の場合は、市と業務契約を結んで報奨金を受ける形での、個人事業主という形態になっています。いろいろな活動内容やパターンはあると承知しておりますが、幕別町でも活動終了後に起業しやすい体制づくりをしていくべきであり、副業が可能になる働き方は、優秀で意欲的な隊員を集めることにもつながっていくと考えます。町長の見解を伺います。

### ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 最初にお断りをしたいと思いますけれども、副業は全くできないというわけではくて、副業というのは、地方公務員法上そういう言葉があるわけではなくて、地方公務員法の38条の営利企業の従事許可を得れば他の業務に従事できる、そういうことでありますので、案件によっては許可をしてやれないことはないということ、そういう制度であることを最初にご説明をしたいと思います。ということで、例えば職員であっても国政調査の調査員にはなれるわけで、勤務時間外に国勢調査調査員という、いわゆる副業にも従事できるということでありますので、全くできないわけではないということであります。

ただ、やはりこの地域おこし協力隊制度を導入したからには、やはり外から来て、最大3年間の中で、4年目行以降の自分の活動をどう見極めて、どう準備していくかということが大切だろうというふうに思っています。そのための研修もありましょうし、人脈づくりもあるというふうに思いますので、そこは地域おこし協力隊の隊員の意向によって選択肢が分れてもいいのかなというふうに思いますので、今のところはそういうお話を聞いていませんけれども、今後、協力隊員の意向、定着するための準備期間として有効に使うために、私は、5時間でいいという方もいらっしゃいます、8時間という方もいらっしゃいます、ということがあってもいいと思います。ですから、そこは柔軟に隊員の意向を踏まえながら、勤務体系については考えていかなければならないなというふうには思っております。

## ○議長(寺林俊幸) 内山議員。

○3番(内山美穂子) 今の町長のお話から、任用した町の責任も分かります。やはりこうしたことを 踏まえて柔軟に対応していただけるということは、私、1年前に副業の質問もしましたけれども、こ れからこういったことには、本当に考えて、検討していただきたいと思います。私は、今、地域おこ し協力隊の副業について質問しているわけなのですけれども、このようなパラレルキャリアが増える ことが、人口減少の地方に活性化をもたらしていくものと考えています。ぜひ柔軟な対応を、早期に、 来年の春からでもお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

本町では、令和元年から任用しているということで、その間、希望者があまり思うように集まらなかったということも聞いております。そこで好事例を紹介させていただきますが、移住希望者向けの月刊誌が発表した住みたい田舎ベストランキングで、北海道エリアの1位に選ばれたのが沼田町です。この沼田町は、昨年7人の協力隊を募集したところ、100人以上が集まったそうです。書類選考して、最終的に決めたそうなのですけれども、沼田町はこの協力隊を含めた移住定住応援室の体制や支援制度の充実などのブランディング戦略とその成果で注目されています。

私がお話をお聞きして大変重要だと思ったのが、希望者本人から町でやりたいことをじっくり聞いて、そしてその上で相談内容に沿った形で協力隊制度の枠をつくって、その上で来てもらうということが多いとのことでした。実際こうしたことは、ほかの自治体でも取り入れられているようです。も

ちろん町側の提案力やコーディネート力は求められますが、本人の意向をある程度反映させることで モチベーションも上がり、懸念されていました出口を考えて行動することが期待されます。せっかく 自分の町を選んでくれたのですから、行政目線にならないよう、一緒に考えていくことが必要だと思 っています。柔軟に考えていくということのご返事だったのですけれども、相談内容に沿って制度設 計をしていくという考え方についてはいかがお考えでしょうか。枠をつくるということですね。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) そのことは当然だと思います。ただ、前提条件として、幾らでも隊員が来てもいいということではなくて、町の課題解決のためにお力をお借りしたいということ、外部からのお力、新たな発想を導入したいということが前提でありますので、まずは職員がいますので、職員がいろいろ一生懸命日々やっているわけですが、それでも足りない部分を、外部からの新たな発想で課題解決をしていただきたいということが前提でありますから、そうした上で募集をする、その仕事の内容を分かりやすく表示をするということも必要だと思います。そうした中で面談をして、その中でその方の意思を十分確認をした上で、思っていることが実現できるような業務があれば、それをやっていただくということが必要だろうと思いますので、やはり全く行政側から漠然とこんな仕事、地域振興だとか観光振興だとかいっても全く分からないわけでありますから、もっと詳しく説明をし、そして面談の中で意思を確認した中で、その方の長所を引き出すようなことが必要だろうというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 今おっしゃられたように、行政側の漠然とした募集内容ではなくということに つながりますが、募集情報はすごく重要だと思います。多くの希望者の情報入手源になっている移住 交流推進機構のホームページには、全国の市町村の募集情報が載っております。コロナ禍では、ここのほかにも地方移住や事業継承のマッチングサイトが次々に誕生していると聞いていますが、募集情 報を見ると、内容や具体的な受入れ体制など、希望者が興味を持って共感してくれるようなプロジェクトが目を引いています。幕別町でも、よその都市で経験を積んだ彼らが集まってくるような、わく わくするようなまちづくりをもっと進めてみてはいかがでしょうか。そして、こうしたサイトにプロジェクトとして載せてみてはいかがかと思います。

一例を挙げますが、今、明野ヶ丘公園の再整備事業が進行中ですが、この公園が持続的に利用されるためには、魅力を広く浸透しなければなりません。再整備して、ハード面だけでは課題の解決にはならないと思います。そうしたことで、今、動いていることは承知しています。そこで、これまでのワークショップやイベントの経験を基に、ソフト面を重視した具体的な仕掛けづくりの企画をつくり上げて、プロジェクトにして、マッチングサイトで発信することも効果的ではないかと考えます。それを見た希望者が、やってみたいと共感する方に来ていただいて、スキルを生かしてもらい、子どもをはじめ、いろんな人を巻き込んでいく。その中で、資金集めの一つとして、クラウドファンディングの発想も生まれるでしょうし、継続的に町も伴走しながら取り組んでいく体制ができると思います。こうした一例を取って挙げましたが、明野ヶ丘公園のプロジェクトについてはいかがお考えでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これ次の質問にかかってくるかというふうにも思いますけれども、仕掛けることは行政としては当然必要だと思います。ただ、プレーヤーはあくまでも民間でないと長続きしない、行政が前面に立ってやってしまうと、やはりどこかで中止になってしまう、そういう危険性を大いにはらんでおりますので、今回の明野ヶ丘公園のランタンフェスティバル、それと幕別高校のランタンもありましたし、それと音楽祭もありました。非常に私はありがたいことだというふうに思っていますので、行政としてはこの意思を継続できるように、バックアップする必要があるなというふうに思っていますし、こういったことが今、本当にマクラショーケースで活動する方々を中心に、新たな活動の息吹として出てまいりましたので、そこをあまり私たちは邪魔をすることなく、やりたいことを

尊重しながら後方支援をしていくのが一番長続きする手法ではなかろうかというふうに思っています ので、そういう考え方で対応してまいりたい、支援をしてまいりたいというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 今、町長にお答えいただいたのですけれども、所管のほうからもお考えをお聞きしたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。次の質問に関わっての質問になりますけれども。
- ○3番(内山美穂子) このプロジェクトに関わっていなのですけれども。分かりました。いいです。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 町長のお答え頂きましたけれども、町内で連携してやっていただきたいなというふうに思いまして、今、聞いた次第であります。

3番目の質問になります。

協力隊制度は、受入れ型や仕事のテーマなどによって、多種多様な制度設計が可能であります。例えば、町内の事業者で新しい商品を開発することや人的支援を必要としているところもありますが、こうした分野では、起業型地域おこし協力隊が民間で培った知識やノウハウなどを生かして、または機動力を発揮して、既存事業者の支援をし、3年後にはその事業所に就業する、または起業するということも可能になってきます。

厚真町では、現在、企業研修型や起業型など4つの区分で20人以上の隊員が活動しております。協力隊の定住率は8割にも上り、これまで家族を含めて92人が定住していると聞きました。町の取組に共感した協力隊、そして各分野のスペシャリストが集まって、官民連携しながら日々地域課題の解決に取り組んでいます。実際、幕別町の事業者で、こうした人材に来てほしいとの声も複数聞いております。このようなニーズを、町がしっかりと把握していくことが重要であります。この点についてお答えいただきたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これも先ほどの答弁の中でお答えしていますけれども、市街地活性化ともう一つの課題というのは、やはり後継者なのであります。特にものづくりの分野においては技術、技能が必要になりますので、ここの部門での後継者が非常にいない。技術者がいないがために事業を縮小したという、私も実は聞いています。私もこのコロナ禍において、これまで4回ほどそういった製造事業者のところのお話も聞いておりますけれども、やはり共通して言えるのは人材確保だと。特にやっぱり技術、技能を持った方の人材の確保に苦労していると。せっかくいい子だったけれども、正式に採用するから、お父さん、お母さん方の了解もらってきてと言ったら、お父さん、お母さん方が反対して、本人はやる気があったのだけれども就職が実現しなかった。そんなケースも実はお聞きしていまして、本当に技術、技能を持った方がいないと、会社そのものが潰れてしまう。将来、何年かしたらそういう危機に瀕しているというところも、私、聞いていますので、そこは企業研修型というのは、ひとつ可能性としてあるのかなというふうに思っておりますので、そういった方々のご意見も伺いながら、企業研修型の導入についても検討しなければならないなというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 私も企業研修型というのは大変メリットがあるものだと思いますし、次の質問の継業のところとリンクするのですけれども、力を入れていただきたいと思います。経済分野の話は、競争環境もどんどん拡大していますから、待ちの姿勢ではじり貧になってしまいます。課題やニーズを先取りして、いかによい商品やサービスをつくるかであるので、町も伴走的な支援を考える中で、ぜひ検討していただきたいと思います。

内容が少し戻るのですけれども、移住は、仕事や住居、家族がいれば保育所や学校など、生活全般にわたって新たに構築していかなければならない人生の一大事になります。移住前からのきめ細かいサポートが重要となってくることから、隊員自身が当事者の視点で移住コーディネーターを担う事例も見られます。移住・定住に関しては、芽室町で協力隊の任期を終えた3人が中心になって、町で法

人を設立して、移住・定住事業など行っております。この3人は、任期中に町のシーズを拾い上げ、 民間の立場から課題を解決するための事業づくりを検討していましたので、今後まさしく民間活力、 官民連携という形での取組が進んでいくものと思われます。

幕別町でも、移住フェアとか、問合せがあれば窓口で答えていると思いますが、このような待っている姿勢では十分ではないのではないかなと思います。この事業に力を入れていくことは重要であると考えます。隊員が移住コーディネーターとして、相談業務や移住支援イベント、情報発信、空き家の開拓など、移住促進に関わることを担っていただけるような、新たな任用もひとつ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 移住というのはやはり非常に難しいわけで、人が外部からたくさん来ればいいというものではなくて、やはり来られた方が地域の方々と一緒に、仲よくコミュニケーション図りながら、いろんな活動をしていくことが大切であります。

芽室のお話が出ましたけれども、芽室も上美生地区については、もう30年ぐらい前になりますか、移住を募集しました。その際にやられたことは、地域で面接をしたのです。面接をして、この方だったら我々と一緒に仲よくやっていけるのだという方を厳選して、移住をしていただいて、もう行けば新しい家がありますから、この方が移住したのだということが分かると思いますけれども、そういった中で、地域のコミュニティを壊さないで、むしろ活性化するような形の人を厳選して、移住をしてもらっているということがありますので、一番難しいのは、やっぱりそこに住んでいる方と一緒に様々やっていくこと、あるいは起爆剤になって、今まで住んでいる方がこんなこともやってみようと思い起こさせるような、そういう方が来てくれるのが一番大事だというふうに思いますので、積極的に移住をやっていくことが果たしてどうなのかということは、私は半信半疑の思いがあります。

移住といっても、近隣町村から来てもらうのと、本州から来てもらう、いろんなケースがあると思いますので、まずは我が町は定住対策、子育て支援などを含めて、様々な施策を打ち出している中で、幕別に住んでみたいなと思える人を迎え入れたいというふうに思いますし、その延長線上の中で、ぜひ幕別のためにこんなことやってみたいという意欲的な方がいれば、この地域おこし協力隊制度を活用して住んでもらうことはいいのだろうなというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 私も同じ思いでおります。国の協力隊に係る来年度の概算要求、これは今年度の3倍になっています。地方が求める人材は、今後、地方間で奪い合いになるということすら予想されています。2023年以降は、隊員の報酬の上限をさらに引き上げる方向で動いています。ぜひ、来年度から今以上に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。
  - 2番目の活性化事業について伺います。

空き店舗対策、融資利息や信用保証料の補助などの支援が現在あるということでありますが、新しいチャレンジを後押しする機運も大切ではないかと思います。はじめにお話ししたように、本町地区では新しい動きが出ていることも事実です。マクラショーケースの仕掛け人は、今は札幌に住む1級建築士の方です。彼は専門的な知見を持ちながら、一方で帯広中心街にスケートリンクを造るグループに関わるなど、十勝を盛り上げる活動を行っていました。その中で本町地区のことを知り、調査があって、地方では少なくなった、駅があって5分歩けば国道になる、そういったエリアに空き店舗があって、活用次第では大きな魅力が出てくることということで、ここが気に入ってくださったそうです。仲間と共同してマクラショーケースをつくり上げたということであります。いわば人のネットワークによって、1つのプロジェクトが民主導で結実した好例だと思います。

こうした取組を通じて、新たな移住もありました。10月の終わりにここでイベントがありましたが、ちょうど札幌から本町地区に移住してきたばかりの作家さんが参加してくれていたようで、そこを訪れた町長が、彼女を激励してくれたと聞きました。私は、大変すばらしいことだと思っております。また先ほどの質問と重なりますが、9月には明野ヶ丘公園で音楽ライブが行われましたが、町内の高

校生をはじめ、いろんな人が協力して、地域を盛り上げようと集まっていました。このような人が人 を呼ぶ流れ、これこそ大事にしていかなければならないと思うのであります。ご見解をお願いします。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 本当に私からすると、感謝しかないなと思っております。まず、マクラショーケースを開店していただいた、その関わる人たちというのは、本当に遠くから来ています。上川管内ですか、中川町から来ている方もいらっしゃるということで、何時間かかるのだと、もう5時間、6時間かかると、でも来ているのだという、本当に2日来て帰ると、2日がかりで来ていただいている人もいらっしゃって、そういう人的なネットワークが、ランタンフェスティバルであったり、音楽フェスティバルに結びついたということで、そこには高校生も含めていろんな方が関わって開催にこぎつけたということでありますので、こういった人と人とのつながりというのは、本当にまちづくりの上では大切なことでありますので、これを行政で無理やりくっつけてもこれはできないことなので、こういう活動を、本当に私たちは支えていかなければならないなというふうに思っていますので、皆さんに言っているのは、これを1回で終わらせることなく、どうか継続してやっていってください。そして地域の方々とも連携をしながら、仲よく相乗効果を出しながら続けてほしいということを申し上げているわけでありまして、町としてもバックアップできるところはバックアップしてまいりたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 私も改めて本町地区の商店街のところを歩いてみたのですけれども、なかなか本当に活用次第では魅力あるエリアになるのかなというふうに思っております。こうしたつながりが新しい文化をつくって、地域や商店街自体も活気のあるものになることが期待できると思います。この流れを止めないためには、町全体でチャレンジ人材をサポートするような仕掛けも大切だと思います。

次の質問にもつながりますが、空き店舗をチャレンジショップとして希望者に貸し出し、独立開業を支援する事業がありますが、幕別町でも、これまでこうした考え、動きはなかったのでしょうか、 お聞きします。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 考えがなかったわけではなくて、商店街を活性化する上ではいろんな手法があります。それで、私は10年ぐらい前に担当していたときも、商工会のグループなどで、そこを福祉的な使い方ができないかという働きかけもしたこともありまして、ですが、なかなかマンパワーの確保ができなくてやれない、人が必要なのです、そこにはですね。

例えば、障がい者がコーヒーなり、ちょっとしたものを販売をする、そこにはお年寄りも買物した後に休んでもらう、あるいは子育で中のお母さんが、子どもを連れてそこで遊んでもらう、そんなような使い方ができないかということは検討したことはあります。それは事業所として使う場合も、私は延長線上にあるというふうに思っていますので、これまで様々検討はしてきたのですが、なかなかそう簡単にいくものではないわけで、それと一番は、空き店舗の中で、そういうふうな独立して利用できる物件が極めて少ないということが問題でありまして、私が、頭の中にあるところは、いいなと思っているのですが、雨漏りがひどくて中はかなり改修しないと使えないとか、そういうところもあるようでして、それはそれとして、もしサテライトオフィスとして使いたいとか、シェアしたいだとか、あるいはチャレンジ的に使わせてほしいのだという声があれば、そこは多少改修しながらもやることはやぶさかではないと思います。ただ、やはり先の見通しがない中で、行政の自己満足に終わることは、これ許されないというふうに思いますので、十分ニーズを把握しながら、慎重に取り組まなければならない、そういうものだろうというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) こうした事業は大変意味のあることだと思いますので、ぜひ検討していただき たいと思います。

加えて言いますと、お店のオープンはスタートであります。先ほど町長おっしゃられましたが、地元になじんで定着していただくためには、地域コミュニティの中で良好な関係を築いていくことが、私も特に大切だと考えております。先月、新たにお店を開店した方が、地域のおばあちゃんが来てくれてうれしいのですという話をしておりました。地元に認知されて、通ってもらいながら地域の力を借りていくことは大切ですし、町民にとっても、自分の町に自分の自慢のお店ができるということはうれしいことだと思います。このような動きが好循環を生み出すよう、町職員自らもコミュニケーションを深めて、継続してサポートをしていただきたいと思います。

質問が行ったり来たりするのですけれども、空き店舗対策に入ります。

ご答弁では、事業が継続できるよう、経営指導を受けることを条件にということで見直しをしたということでありますが、今のニーズと照らし合わせて見直し、検討する部分も必要ではないかと思って質問させていただいているのですけれども、ここで空き店舗対策事業というのは、購入する場合が条件になっておりません。これはなぜでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これはもともと制度設計の際に、新規創業される方がほとんどであろうという、一つの過程でありました。新規ですね。そうなると、なかなかそこを購入して事業展開をするとなると相当の資金が必要なので、ほとんどの方はやはり日本政策金融公庫等の新規の事業貸付金を借りて、それを原資に開店をしていく。そのお手伝いを町がさせてもらうという形でスタートしましたので、まずいきなり買ってそこで事業展開をするというのはかなりの冒険というか、勝算が必要でありますので、それはなかなかないだろうということでスタートしたことが、現在もそんなにニーズとしては変わっていないのだろうなという、そんな認識でおります。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 区域内に売り家というのが出ていたのです。それは対象にならないといことで すか、今現在。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 対象にならないのではなくて、そこを借りるのであれば、ですからそれは売り家でも、売っているけれども借りることも可能だと思うのです。それは交渉次第によってですね。ですから、それはいきなり買ってやれるなら、それはそれに越したことはない。むしろ町がそこまで支援する必要があるのかと、逆に言うとですね、そういうことにもなるので、私は、事業を第2店舗、第3店舗を出すような方であれば、それなりの資力があるかというふうに思いますけれども、今、対象地域において、第2店舗、第3店舗を買って出すという方が、どうも想像ができないわけでありまして、もしそういう方がいらっしゃるのであれば、そこはそれを受け止めて考えなければならないなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) ぜひ時代の変化に伴ったニーズ、今のニーズを踏まえて、丁寧に聞き取り調査をしながら、対象要件を拡充するなど、いろいろ考えていただきたいと思います。ちょっと時間がないので、指定区域については、また何かのときに質問させていただきたいと思いますが、3番目の高齢化、継業について質問します。

起業は、一からつくり上げなければなりませんが、既存の会社を引き継ぐ事業継承、このうち家業的な事業を引き継ぐ、これを継業と呼ばせていただきますが、これらであれば、既にある基盤を引き継いで、よそ者の視点で地域資源の再評価と再活性化を目指すことが可能であります。また商工会などとの連携もスムーズになるかと思われます。

新潟県小千谷市では、地域おこし協力隊が豆腐屋を継業して、昔ながらの豆腐と新しいおからスイーツを加えた、多角化を図った事例があるとお聞きしております。

幕別町の中でもアンケートを行ったということであります。今後、検討会を設置する中で、支援に向けて取り組んでいただきたいと思います。継業する際に、例えばリフォーム補助などの支援制度、

空き店舗対策事業の要件というのは、3か月以上経過しているというふうになっているので、継業する場合はそのまま継業するので、空き店舗の状況がないことにつながったら、その制度が使えなくなりますので、そういったことも含めて考えていただきたいなというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 継業、事業承継については、10月に商工会から様々要請を受けた中の一つとして、いかに事業を継続していくか、後継者もかなり高年齢になっていますので、それは商工会としても、町としても、共通の課題となっておりまして、それはお互いに継続的にワーキンググループのようなものを設置して、この課題に対処していこうということで意見交換をさせていただきました。

ただ、やはりその場で私、言わせていただいたのは、ご答弁の中でも申し上げましたけれども、住居兼店舗というような形態が非常に多いのです。今、一軒一軒当たってみてもですね。店はやめたけれども、以前として住んでいらっしゃるという方がほとんどだと思うのです。ですから、うまくそこをやっていくためには、継承をやっていく、あるいは空き店舗を活用していくためには、住んでいる方がどこかに住まないと成り立たないという、そういう大きな課題もありますので、まずは可能性のあるところを洗い出した上で、では、どうすれば承継ができるのかということを、まずは検討していくというところから始めていかなければならないなというふうに思っています。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 最後の質問になります。

冒頭でも触れましたが、コロナ禍で働き方が大きく変わろうとしています。人材大手サービスのパソナの本社が、主要機能を淡路島に移転したことは話題になりましたが、十勝でもこうした動きが現われています。今の流れは、地方にとって大きなチャンスだと思っております。東京 23 区在住の 20 代の若者の半数が、地方移住に感心を持っているデータもあります。テレワークが推奨され、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペースを設置する動きは全国で活発化しています。

幕別町としても、テレワーカー、2拠点居住者などを呼び込む絶好の機会だと思います。新たな事業者や雇用者が町に来ることによって、新しい交流が生まれ、そこから新たな事業のきっかけができることも期待できますし、企業誘致につながる可能性もあります。全国どこの自治体も、移住政策を本格化させています。本町地区の新たな動きがきっかけになって、町の活性化が実現できるよう、今日お伝えしたことはスピード感を持って対応していただきたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。答弁含めての60分となります。
- ○3番(内山美穂子) では、このことを求めて、質問を終わらせていただきます。
- ○議長(寺林俊幸) 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。 この際、11 時 35 分まで休憩いたします。

11:21 休憩

11:35 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

- ○12番(谷口和弥) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。
  - 1、「補足給付」見直しなどの介護保険サービス費の負担増から町民を守る施策を。

幕別町は老人福祉法、介護保険法に基づいて、その両方を一体化させ、令和3年度を始期とし、令和5年度までの3か年計画である「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2021」を作成しました。「同ビジョン」は基本理念を「高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく、尊厳が失われることなく、安心して生活できることを精神とする」とし、「地域包括ケアシステム」を深化・推進するために基本目標を設定したとされた計画であります。

厚生労働省は令和3年3月31日付で、都道府県知事宛てに「介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について」を通知しました。その中に今年8月1日付で施行された「介護保険利用者の負担能力に応じた負担とする観点」から見直された政令と告示が含まれています。それらによって、介護保険利用者がサービスの利用制限につながる可能性があることが心配されます。

ついては、以下の点について町の考えを伺います。

- ①高額介護(予防)サービス費の負担上限額が見直されました。それまで世帯の上限額が最大で 4 万 4, 400 円だったものが、9 万 3, 000 円と、それから 14 万 100 円が新設されました。この改正で影響を受けるのは何世帯となる見込みでしょうか。
- ②介護保険施設における食費、いわゆる「補足給付」が見直されました。助成対象となる要件が厳しくなり、それによって施設入所者とショートステイ利用者の食費がそれぞれ負担増となりました。 この改正で影響を受けるのは何世帯となる見込みでしょうか。
- ③高額介護(予防)サービス費や補足給付の改正により、介護保険サービス利用を減らすなどせざるを得なかった世帯があれば、町として何らかの施策を検討すべきと考えるがどうでしょうか。
  - ④幕別町民の特別養護老人ホームの待機者数は。また、待機者数を調査する際の方法は。
- ⑤医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進は、大変重要です。特別養護老人ホーム待機者数を減らしていくための考えは。
  - 2、地域おこし協力隊員をはじめとする定住・移住対策について。

地域おこし協力隊は平成 21 年度に総務省によって制度化されました。過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度であります。

北海道では制度化からほぼ右肩上がりで活用市町村が増え、北海道総合政策部の令和2年度活動状況によると、153市町村が活用、686人の地域おこし協力隊員が活躍しています。これまでの任期終了者912人のうち、658人が定住につながっているといった成果を上げています。

ついては、以下の点について伺います。

- ①幕別町の地域おこし協力隊員は、会計年度任用職員フルタイム型での雇用となっています。十勝管内の自治体では、会計年度任用職員パートタイム型での雇用のケースが圧倒的です。芽室町には7人、浦幌町には11人、全員がパートタイムでの雇用です。幕別町がフルタイム型とする理由は何でしょうか。また、地域おこし協力隊の副業に対する考え方は。
  - ②今後の地域おこし協力隊の増員に向けての考えは。
- ③北海道移住促進協議会(令和2年3月からは、北海道移住交流促進協議会となっています)での移住交流業の幕別町の参加状況はどうでしょうか。また、NPO ふるさと回帰支援センターが主催する「ふるさと回帰フェア」などを利用しての幕別町への移住に対する取組は、どうでしょうか。以上であります。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「「補足給付」見直しなどの介護保険サービス費の負担増から町民を守る施策を」についてであります。

介護保険制度は、創設から 21 年が経過し、制度が定着するとともに、高齢化の進展に伴い介護費用が増大する中、団塊の世代の方が 75 歳以上になる令和 7年 (2025 年) を見据え、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの推進等の取組が進められております。

また、人口減少社会となり「少なくなる一方の支え手」で「増加を続ける高齢者」を支えなければならず、制度の持続可能性を確保するために、利用者負担の在り方や保険料負担の在り方、世代内・世代間の公平等を踏まえた見直しの取組が必要とされています。

ご質問の1点目、「高額介護(予防)サービス費の負担上限額が見直されたが、この改正で影響を 受けるのは何世帯となる見込みか」についてであります。

今回の高額介護サービス費の負担上限額の見直しにつきましては、介護サービス利用者の課税所得が 380 万円以上、年収の目安で申し上げますと、約 770 万円以上の 65 歳以上の方がいる世帯について、本年8月以降にサービスの提供を受けた自己負担額に係る上限額を引き上げたものでありますが、改正の影響を受けた世帯は、これまでの負担上限額である月額 4万4,400円から 9万3,000円に引上げとなったのが 8世帯、14万100円に引上げとなったのが 13世帯であります。

ご質問の2点目、「介護保険施設における「補足給付」が見直され、施設入所者とショートステイ利用者の食費がそれぞれ負担増となったが、この改正で影響を受けるのは何世帯となる見込みか」についてであります。

補足給付は、施設入所者及びショートステイ利用者の居住費及び食費を軽減するための保険給付でありますが、このたびの改正におきまして、所得に応じた利用者負担段階のうち、第3段階を第3段階の①と②に細分化し、食費に係る負担限度額を一部引き上げ、加えて認定要件である預貯金の基準額を利用者負担段階に応じて引き下げております。

本年 11 月末現在において、補足給付の申請のあった 316 世帯のうち、施設サービスまたはショートステイの利用のいずれかにおいて、食費の負担限度額の引上げの影響を受ける世帯は 283 世帯であり、預貯金の基準額の引下げにより、補足給付の対象外となった世帯は 15 世帯であります。

ご質問の3点目、「高額介護(予防)サービス費や補足給付の改正により、介護保険サービス利用を減らさざるを得なかった世帯があれば、町として何らかの支援策を検討すべきと考えるがどうか」についてであります。

介護給付に係る総費用が年々増大する中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるためには、一定額以上の所得を有する方に対し、一定程度の負担を求めることはやむを得ないものであり、町独自の支援策を行うことは今のところ考えておりません。

しかしながら、町ではこれまでも、介護保険制度を安定的に運営するため、国庫負担割合を引き上げるよう北海道町村会を通じて要望を行っているところであり、今後も利用者の負担が過重となり、サービスの利用控えにつながることのないよう要望してまいりたいと考えております。

なお、補足給付につきましては、今回の改正により対象外となった場合であっても、将来的に預貯金等の減少により、認定基準を満たすこととなったときは、負担軽減の対象となりますことから、介護施設やケアマネジャーと連携し、申請の機会を失することのないよう周知に努めてまいります。

ご質問の4点目、「幕別町民の特別養護老人ホームの待機者数は、また、待機者数を調査する際の 方法は」についてであります。

特別養護老人ホームの利用に当たっては、地域密着型特別養護老人ホームは、施設が所在する地域の住民であることが利用条件となっておりますが、広域型特別養護老人ホームは、利用者の居住地域を限定しないため、町外の施設も利用が可能となっております。

特別養護老人ホームの入所申込みにつきましては、利用を希望する方が直接施設に行いますが、施設は申請状況を町に報告する義務はないため、町がその数を常時把握できる仕組みとはなっておらず、また、1人の方が複数の施設への申込みも可能なことから、町民の方の待機者数の実数の把握は困難であります。

このため、町では、定期的に町内の特別養護老人ホーム1か所と地域密着型特別養護老人ホーム3か所について、施設に町民の待機者数の聞き取りを行っており、本年11月末現在の待機者数は、令和2年7月と比較してほぼ同数の延べ数で154人であり、特に入所の必要性が高いとされている要介護4と5の方は68人で、そのうち入院中や他の施設に入所中である56人の方を除きますと、12人の方が在宅で入所を待機されている状況にあると捉えているところであります。

ご質問の5点目、「「地域包括ケアシステム」の深化・推進は大変重要であると考えるが、特別養護老人ホーム待機者数を減らしていくための考えは」についてであります。

「地域包括ケアシステム」は、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する仕組みであり、本町においても、平成27年度から構築に取り組んできたところであります。

システムの構築に当たっては、地域包括支援センターを拠点とし、高齢者の総合相談窓口や介護予防、権利擁護事業等に加え、本人、家族、医療、介護の関係機関等とのネットワークづくり、自立支援・重症化予防の観点から、多職種の参加による地域ケア会議を通じて、ケマネジメント能力の向上を図ってまいりました。

団塊の世代の方が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7年 (2025 年) には、独居世帯や高齢者のみの世帯が増加し、医療と介護の双方のサービスを必要とする方の割合が増加することが想定され、在宅医療・介護連携の推進が重要となります。

本町においては、医療と介護の連携強化を図るため、平成30年度から在宅医療・介護相談窓口を設置し、医療関係者からの退院時等の相談内容に応じて、介護認定の申請や介護サービス等が円滑に利用できるよう、介護関係者との調整等を図るなど、医療と介護の双方のサービスを必要とする高齢者が、安心して在宅生活が送れるよう支援を行っております。

介護の必要な状態や家族の状況等により、全ての方が在宅で最期まで過ごすことは難しいことではありますが、本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた地域で自らの能力に応じ、自立した生活を継続できるよう支援することで、特別養護老人ホームの待機者数の減少につなげてまいりたいと考えております。

次に、「地域おこし協力隊員をはじめとする定住・移住対策について」であります。

少子高齢化の影響により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向は継続して おり、若年層の東京圏への転出により地域社会の担い手不足が深刻化するなど、地方への人の流れの 一層の促進は、喫緊の課題となっております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新しい生活様式の模索やテレワークなどの働き方が多様化しつつある中において、地方への移住に関心が高まっているものと認識いたしております。

こうした地方への定住・移住を促進するための施策の一つとして、国では、平成 21 年度から地域おこし協力隊制度を創設しており、本町においても、令和元年 5 月に、忠類地域において、SNS を活用した地域情報の発信などを通じて地域の活性化を図ることを目的に、地域おこし協力隊員を 1 名任用したのをはじめとして、これまでに 4 名の隊員を任用しているところであります。

ご質問の1点目、「十勝管内の自治体における地域おこし協力隊員は会計年度任用職員パートタイム型での雇用ケースが圧倒的であるが、幕別町が会計年度任用職員フルタイム型とする理由は何か、また、地域おこし協力隊の副業に対する考え方は」についてであります。

本町における会計年度任用職員については、職務の内容や標準的な職務の量に応じて適切な勤務時間を設定しており、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一である者をフルタイム会計年度任用職員とし、これよりも短い勤務時間である者をパートタイム会計年度任用職員として区分し任用していますが、フルタイム会計年度任用職員は、地方公務員法第38条の規定に基づき、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業または金融業その他営利企業の役員等を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得て、いかなる事業もしくは事務にも従事してはならないものとなっております。

現在、本町で任用している3名の地域おこし協力隊員は、幕別地域では、ふるさと寄附返礼品等の商品の開発支援やPR活動等を、忠類地域においては、SNSを活用した地域の情報発信と観光マップやパンフレットを活用した誘客促進、さらには地域の歴史や文化等をまとめた冊子の製作を通した地域学の推進などを主な職務としていることから、多岐にわたって職員との連携が必要であること、さらには将来の定住に向けての生活の安定を図ることなどを勘案し、フルタイム会計年度任用職員としているところであります。

しかしながら、地域おこし協力隊員の任用期間は3年が限度であることや、任用期間終了後におけ

る起業や定住に向けた準備を行っていくことも必要と考えますことから、今後、地域おこし協力隊員の意向を踏まえながら、職務の内容や任用形態、副業の許可等について柔軟に対応してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「今後の地域おこし協力隊の増員に向けての考えは」についてであります。

地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の支援など地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。

この制度は、地域、自治体にとっては、地域外からの新しい斬新な視点で地域の魅力を引き出し、 今までにない柔軟な地域おこし策を行ってもらえるとともに、定住につながることで、人口増による 活性化が促進されるといったメリットが、また隊員にとっては、これまで培ってきた経験や能力を生 かした活動が行えたり、チャレンジしてみたかったことに取り組むことができるほか、理想とする暮 らしや生きがいを発見できるといったメリットがあると言われています。

こうしたことから、本町においても、現在、外部視点による新しいアイデア等を期待し、地域振興・ 商工観光分野において、3名の隊員を任用しているところでありますが、今後も、定住による地域の 活性化といった効果も考慮しつつ、地域の課題解決に向け、あらゆる分野において、地域おこし協力 隊の有効活用について検討し、必要な場合には、さらなる増員など受入れについて随時柔軟に対応し てまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「北海道移住交流促進協議会での移住交流事業の参加状況はどうか、また、NPO ふるさと回帰支援センター主催の「ふるさと回帰フェア」などを利用しての幕別町への移住に対する取組はどうか」についてであります。

北海道移住促進協議会については、北海道の移住施策を促進するため、平成17年9月に設立されたもので、その後、道内市町村の移住施策の機運の高まりを受けて、市町村が主体となって移住施策を推進する体制を構築するため、一般社団法人化を決議し、令和2年3月には、「一般社団法人北海道移住交流促進協議会」として新たに発足されたところであります。

本町は、平成17年の同協議会設立当初から加入し、協議会主催の勉強会への参加による情報交換や、協議会が運営するウェブサイト「北海道に暮らそう!」に移住情報を掲載し、本町の特性、就労、観光、住環境や子育て支援策等の情報の発信に取り組んでおります。

また、平成 27 年度から 29 年度にかけて、東京都、大阪府及び愛知県で開催された協議会が主催する移住促進イベントの「北海道暮らし・フェア」に参加し、3年間で計 127 件の移住相談があったものの、移住につながった実績がなかったことなどから、平成 30 年度以降はフェアへの参加を見合わせております。

さらには、「NPO 法人ふるさと回帰支援センター」が実施する各種事業についても、同センターへの会員となることなどが条件となりますことから、事業の参加・利用には至っていない状況にありますが、町では、移住を検討されている方々から、移住先として幕別町を選択してもらえるよう、今後とも住宅環境をはじめ、子育てや福祉、保健、産業振興・雇用対策、地域間交流といった様々な分野で総合的に施策を推進していかなければならないものと考えております。

また、前段でも申し上げましたとおり、コロナ禍における新しい生活様式や働き方の多様化などに伴い、地方への移住に関心が高まっていることから、引き続きホームページや SNS など様々な媒体を通じて、本町の各種施策の情報やまちの魅力発信の充実に努めるとともに、今後は、オンラインによるイベントへの参加やオンラインミーティングなどの手法を取り入れながら、移住施策の推進に取り組んでまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) 質問の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

12:00 休憩

- ○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を続けます。 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

政府や厚生労働省の様々な通達が、負担能力に応じた負担とする観点ということの中で、高所得者のところを中心に負担を大きくしていく、これも仕方ないことなのかなと思いつつも、その金額の大きさの違いについては、ちょっと驚かされるような数字が通達という、通知という紙切れ一枚のもので、道を通して各町村に下りていく、そういった手法については甚だ遺憾であるなというふうに思っているところです。もちろん、これは町の責任ではないわけなのですけれども、趣旨でお分かりいただけるように、それで町民の生活がちゃんと成り立つものならばよろしいのだけれども、そうでないケースについては手を差し伸ばす、そういう手法については検討していっていただきたいものというふうに考えているところであります。

1つ目と2つ目、それぞれ高額介護サービス費、それから補足給付の自己負担、それが大幅な値上げになったところであります。それぞれの影響を受ける人数等については分かりました。高額介護サービス費については、大きな人数にならなくてよかったなというのが一つあるところであります。補足給付については、申請があった方の中の随分なところが影響を受けることになってしまった。第3段階の2という、今までなかった資金の中に加わる中で、入所であれば大きな値上げになったし、ショートステイについてはもっと低い段階から値上げになった、本当にアンテナ高く掲げねばならないところなのだろうなというふうに思っています。

それで、今回、補足給付については、年金収入等のランクの中にさらに資産のことについて出ています。預金額が幾ら幾ら以上ということの分けがあるわけなのだけれども、この預金額の中には様々な要件があって、例えば証券、例えば貴金属、例えばたんす預金、申請主義でありますから、それは申請者がしっかりすることなのだけれども、こういうやり方について、こういうふうな、要するにはっきりとした基準とならないような基準があるやり方については、甚だ疑問なのですけれども、まずはこのことについて町の考えを確認したいと思います。どういうふうにこういう同意書を取る形を考えていらっしゃるのかということになります。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 制度的なことについては、私のほうからお話をさせていただきたいと思いますけれども、今回改めてその預金基準ができたわけではなくて、従来からあったものの額を引き下げて、補足給付の対象者を減らそうと、そういう改正であったわけでありますけれども、そこはこの制度を前提としなければ、これは話が進んでいきませんので、まずはこの制度の中で、あとはいかに把握するのだということになりましょうから、それについては、今、担当のほうからご説明申し上げたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 把握の方法についてでございますが、国からの通知としましては、基本的にはご本人の申請主義ということが一番になっております。預貯金などを捜査するという権限がないわけではないのですが、実際的には、預貯金にしましても、どこの銀行に預貯金があるのかとかですとか、あとそのおうちまで行って、そのたんす貯金を調べるですとか、そういうところまではちょっと現実的には難しいかなというふうに考えております。今のところ、ご本人に、申請のときに届け出いただいているもので把握しているという状況であります。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) その質問の後に、今のお答えになっていただいた一件、この町が同意書に基づいてそういう調査を行ったことがあるのかどうかをお聞きしようと思ったのだけれども、今答弁があったように、この町ではそういったことは今までないというふうにお聞きしてよろしかったですね。分

かりました。

そういうことであればよろしいのですけれども、何せ様々なケースが想定されます。この人の財産はどうなのだろう、いろいろなものとリンクさせて、税の仕組みだとか、あとこういう保険料その他いろいろな仕組みが変えられようとする中では、非常に心配な動きだなというふうにも思うものですから、個人のプライバシーを守ることが重要だと思うものですから、これからずっとやらないでいてほしいということにはなりづらいのかもしれないけれども、基本的に同意書に基づく調査は行えないことを原則にして、この任務に就いていただきたいなというふうに思うところであります。

そしてもう一つ、先ほども言いましたけれども、こういう通知一枚でもって国のほうから下りてくる、法改正とかそういうものではなくて、厚生省の思惑でこうやって下りてくるということについて、私はまたすごく遺憾に思っていて、この辺については、町のほうではどのような感想をお持ちか、聞かせていただけないでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは一担当が文書を出して、町村長に対してこれをやりなさいということではなくて、その中で議論の積み上げがあった結果として決まって、それを私は全国的に統一をしなければならないので、事務処理基準として各市町村に通知がされていると、そういう認識でおりますので、決して文書一枚ぺらっと来たことに従うと、そういう思いはないわけであります。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) そのとおりなのですけれども、積み上げがあってこういう通達に至っているのだけれども、その積み上げの過程がしっかりしたものになっていないということの中で、問題点を感じているということの意味でした。町長のおっしゃることはそのとおりなのだなというふうに思います。3つ目であります。高額介護サービス費や補足給付の改正によって、サービスを減らすというようなことがあることがやっぱり心配なのです。支援策について検討を求めたところでありますけれども、それについての考えはないと、今のところ、そういうご答弁でありました。

それで、結局具体的なことになると、第3段階の2であれば、1室の食事代が650円から1,360円と倍額以上、710円値上げになった、そういうことになりました。ですから、入所の日数が30日ということであれば、2万1,300円の値上げになってくる、そういうことになってくるわけであります。年金の額がやっぱり十分な方ばかりでない、もう特にもらう年金の額を超えている金額になる中では、預貯金で払うことになるのだろうけれども、目減りをしていくということになっていくのだと思うのです。こういったことで、町のほうに、値上げになったことによって大変なのだというような相談等は来ていらっしゃるのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 値上がりしたことでご相談がありましたかということなのですけれども、 ケアマネジャーですとか担当の職員に確認しましたところ、直接的な相談というのは今のところ受け てはおりません。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) 直接はまだ来ていないということでしたか。先日、私はこの件で農村地域の方から相談を受けて、ちょっとお話を聞いてきました。それまで施設の入所料というのは月単位で翌月の10日くらいにまとめて払うのだけれども、医療費と合わせて大体9万円ぐらいだったと。それが11万円になるわけですね。やっぱり年金額を超えていると、それで目減りしていくことがやっぱり今後の生活の不安になっているということ、そしてそのことを施設の相談員には言えましたかと、ケアマネジャーさんに言えましたかと言えば、やはりお世話になっていて、このことによって入所している、その人は奥さんでありましたけれども、入所している夫が不利益を被らないこと、それから家族がちょっと違う目で見られるようになっていくことが怖くて、相談ができないのだということをおっしゃっていました。これはやっぱり町外の特別養護老人ホームに旦那さんが入所というケースでありましたけれども、そういうことにはお世話になっているのだと思えばやりづらいのだと思うのですよ。だ

から、このことについては本当に気軽に相談してもらうような形にしていかないと、そして窓口を明らかにしておかないとならないことなのではないかなと思うのです。そういったことでは、先ほどアンテナを高くということを申し上げましたけれども、やはりそのことは必要なのだと思うのですけれども、そのことについて検討してもらうことはできますか。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 現在も、大きくそういう金額が変わる方も大勢いらっしゃるものですから、 ケアマネジャー等には事前にそのあたりの制度改正についても説明もしておりますし、定期的に利用 者の方と関わったりということがございますので、そのあたりできちんと聞き取っていただくように はお願いしているところであります。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) ぜひそのようにしていただきたいし、実際、札内寮、大規模特養のところですね、104 ベッドあって、ショートステイが6ベッドで今運営をなさっていらっしゃるのですけれども、この第3段階の2に該当した人が20人ほどいるということでありました。まだ相談員に相談をしてきているというケースは、ないのだというふうにもおっしゃっていましたけれども、先ほども言ったようなケース、僕はないとは思わないのですよ。ただあるのだと思うのです。そのことについては繰り返しになりますが、しっかり窓口を作ってアンテナを高くしていかなければならないものだなということは、今の答弁ですと、一致したことになりますから安心なのですが、強めていっていただきたいなというふうに思うところであります。

4つ目であります。幕別町民の特別養護老人ホームの待機者数はということでお聞きしました。先日も決算委員会等でもこの質問はありましたし、何度もいろんな場面で特別養護老人ホームの待機者数については質問があって、その都度様々な数字があったと思うのです。120人ぐらいのときから、190人ぐらいのときまで様々あって、決算委員会のとき、9月のときは159人と答弁があった。今回は152人でした。この数字がどういうふうなところから出てくるのだろう。私が疑問に思ったのは答弁にあったように、町に申告する仕組みがないから、施設のほうでは当然プライバシーの問題があって、誰が申し込んでいるかなどということについては町に言う必要もなくて、言ってはならなくてだなものですから、町としては把握する方法がない中で、どういうふうにして答えているのだろうということは常々疑問があって、恐らく町内の4つの特別養護老人ホーム施設の申込者数の合計で報告されているのかなと思ったら、そのとおりであったということになりました。

では、この数字を待機者数として議論のベースにしていいかということになってくるわけであります。まずは、町のほうでどのように把握しているかということになりますけれども、特別養護老人ホームに申込みがあって、その後入所するまでの間、施設の中でいろいろな議論があったりもするのだと思うのです。どのような経過で入所という順番が来るのかについて、どのように把握されているかをお答えいただいてよろしいでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 申請後の入所までの経過ということでございますが、まず一連の流れにつきましては、全て施設が担当することになっているところであります。まず入所に当たりましては、その方が入所に値するかというところでは、入所判定会議というのが施設の中で開かれます。この判定会議につきましては、おおむね3か月に1度開催をされておりまして、そこの委員さんは介護とか福祉ですとか、あと地域の福祉関係者などから構成されておりまして、その方たちで判定がされています。

判定に当たりましては、その申請された方の身体状況ですとか家族状況ですとか、あと経済状況などを総合的に勘案して判定をされて、入所の順番が決められているというふうに伺っております。

- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) 入所申込みから入所の順番が来るまでの経過については、今の答弁で理解いたしました。

それで、要は入所判定会議で申込者、例えば 100 人だったら 100 人の順番をその都度その都度年 4 回程度、3 か月に1回ですから、また本人の介護度や家族の介護力やそういった観点から順番をつけていって、そして空きベッドが出たら順に連絡がいって、入所順番来ましたよ、いかがですかということになってくる、そういうことになるのだというふうに思います。

しかしながら、実際、施設のほうにお尋ねしますと、在宅の方でも順番が来ましたよ、どうですか、入所申込み受けていましたね、もう少し在宅で頑張ってみるからまだいいですと、そういう答えもある。そしてもっと言えば既にほかのところに入所していましたと。それは介護特別養護老人ホームに入るのに、1か所だけではなくて、幾つもしておく、そして早く来たところに入ると、そういうふうな流れになっているからなのです。答弁にもあったように、自分の町の人しか入れられない施設もあるけれども、そうでない大型特養はどこの町からでも受入れをしていかなければならない。それも順番つけてやるわけですから、分からないのですよね、そういうことなど。中には今亡くなっているケースなどは、新聞にも出しませんから、それは特別養護老人ホームの担当のところで分からなくて、もう亡くなっていましたというような答えなどある。そして申込順ではないわけだそうですから、入居が。だけど、昔はそうだった、なかなか入れないと聞いていた、だからまだ全然平気なのだけれども、申込みだけはしておこうという人がいたり、それからやはり急に介護度が上がったときに困るから、先に申し込んでおこうというようなことがあったりする中では、実際の申込数の4施設の延べの申込者数を待機者数ということで議論をしてしまったら、これは随分とんちんかんな、言い方悪いですけれども、違う数字を元にするわけですから、正しい議論にはなってこなかったのが今までではなかったのかなというふうに思っています。

延べの申込者ではなくて、改めて待機者数をお聞きしますけれども、延べの申込者ではなくて、特養の入居を直ちに、あるいはすぐに近い将来必要とする、これが私は本来の待機者数の数だと思うものだから、そのことについては、把握する仕組みはないのだけれども、でもこの介護保険の計画を運営する町としては、何らかの数字を持っていなくてはならないのだと思うのです。実際どれぐらい、繰り返しになりますが、直ちにあるいは近い将来すぐに入居したい、そういう本来の意味の待機者というのは、どれぐらいいるのだというような数字を持っていらっしゃるのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) さきにお答えしたように、延べ人数しか分かり得ない、そういう仕組みになっている。これを実数で押さえようとするならば、それぞれの施設から名簿を出してくださいと。名簿を出してもらって、それをチェックしていかないと実数は出ないということになりますので、そうなると個人情報を出すわけもなくて、実際のところ、今これが限界なのかなというふうな気がしております。ですから、これは最大数、12人というふうにお答えしましたけれども、12人が最大数であるという捉え方しかできないであろうというふうに思っていますし、実際、谷口議員がおっしゃるようなことがあるわけです、起こっているわけで、それは何から分かるかといいますと、ある施設で最長待機期間は3年6月だというところがあるわけです。一番短いところは1年7月だと言っています。平均待機期間は長いところで1年9月、短いところは9月というところもある、しかも最短の待機期間は1月で入っているところもあるということからすると、やはり将来いつ入ることになるか分からないので申し込んでおこうと、あなた順番来ましたよとなったときに、まだ家で頑張れるから次にしますよということが繰り返し行われているのかなという、そういう認識をしておりまして、実際のところの実数の把握というのはこれ不可能、プライバシーがありますので、不可能と言わざるを得ないのかなというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) 不可能ということでしたけれども、それは実際に無理だということの前提に、でもどれぐらいの人数がいるのだろうかなということの推測として数字があればと思ってお尋ねしたのです。実際分からないと、ルール違反もしなかったら出てこない数字だと。それだけでも分からないのですよね、4つの施設とか合わせたって、そこにない情報がまたほかにもあるわけですから。そん

なことで、要は数字は持っていらっしゃらないと、それは言うことにならない数字であるということ でお聞きしてよろしかったですね。それは考え方ですから、分かりました。

そういうことであれば、また元に少し戻りますけれども、これまでの待機者数はと、延べの幕別町内だけの特養施設の申込者の延べ人数で議論するということは、私もいろいろなことで支障があると思うのだから、そのことだと議論は議場ではもうなしにしていただくことが望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) そういう質問があれば、答えざるを得ないというのも実情であります。ただ、議論は、今、谷口議員がおっしゃったように、最大数、考えられる最大数を元にして待機者数と捉えざるを得ないというところで、議論の土台ができているので、あまり、本当、正確な議論という点では意見交換ができていないのではなかろうかなというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) 分かりました。実際、この幕別町に4つあると。その中では4つとも申し込んでいるという人もいるやもしれません。そして、4つだけでなくて、さらによその自治体でも申し込んでいて、本当はよその自治体に申し込んでいる特養に入ることが第一希望であるなどという方もいらっしゃるかもしれません。数字って、そんなことで本当にいろんな要件があって難しいのだけれども、今回152という数字でしたね。そしたら、もう大型特養を1個作ってもまだ足りないような、そんな議論になってしまう。そんな議論には、この介護従事者の人数のことをいっても、経営のことをいっても、それから後にかかってくる介護保険料のことをいっても考えられないわけで、そういう議論に近いようなことをすることが建設的でないなと思ったものですから、ちょっと気になってお話を、質問をさせていただきました。

このことは5つ目のことに関わってくるところであります。目指すところはご答弁にあったように、 住み慣れた地域で、それは住み慣れた地域にある施設ではなくて、やっぱり自宅や家族のところで過 ごしていく、これが介護の、介護保険の趣旨だし、要介護者が一番望む、そういう介護なのだと思う のです。特養に入る、それは確かに入所施設の中では料金的に低いし、それから最後のみとりのとこ ろまでやってくれるということでは、本当に貴重なとりでとして、その施設の在り方、職員の皆さん 方には敬意を表するところでありますけれども、特養に入ることがゴールだと思わないものですから、 いかにして在宅で家族が見れる、それには家族の介護力だけではなくて、様々な介護保険サービス等 の利用もしながらということになってくるわけなのだと思います。

地域包括ケアシステムの進化推進ということでありますけれども、もうたくさんお話しすることがあってあれなものですから、今日は1点だけお話ししようかなと思いました。それは、介護従事者の人材の確保であります。いろんな介護事業所、サービスを構築するに至っても、人材が少なければ、いなければ、それは実現できないわけで、この幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2021 も実現できないわけですよ。この介護従事者のところの不足を、聞くまでもなく十分であるなどという認識は町にもないのだと思うのですけれども、この解決する方法について、このことはちゃんと進んでいかないと、せっかくの計画が頓挫する、中途半端なものになるのだと思うのです。その介護従事者を充足するということについて、どのような考えをお持ちになっているか、お尋ねしたいと思います。

それと合わせて、今年3月に江陵高校の最後の卒業生が出て、介護福祉士の受験資格を得られる学校が幕別町になくなってしまって、来年3月はもう学校が変わったわけですから、そういう資格を得て、卒後すぐ得るが正解ですかね、そういう生徒さんはいなくなったわけでありますけれども、この影響についてもどのようにお考えになっているか、併せて分かれば、考えがあればお聞きしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 人材の確保については、実績で言いますと、辞める方以上の採用はされているので、まずまず人材の確保はされているのかなと。ただ、それは絶対的に足りるかどうかと言ったら、

それはそうなっていないのだろうなと。これは実態を把握した感覚ではありませんので、世間でよく言われているところからお聞きしますと、人材不足というのは常にありますし、また長期間勤めていられないというか、入れ替わりが激しいということもお聞きしております。そういう中でいかに定着するかということになれば、やはり待遇がまずいいということ、それとやりがいがあるということ、それとやっぱり事業所の中でうまくチームワークを取りながら、連携してやっていただけること、こんなような要素があるのだろうなというふうに思っておりまして、ただ、これはなかなか町のほうで何かお膳立てを作るかといったら、できないことでありまして、待遇改善についても国の制度、道の制度をいかに活用していただけるか、そのことを勧めるぐらいしかないので、本当これ難しいことだというふうに思っているところであります。ですから、これだという切り札は、なかなか見つからないのかなというふうに思います。

それと、清陵高校については、江陵高校から新たな幕別清陵高校になったときに、人材を供給するのではなくて、特に福祉では、次の高等教育機関に人材を供給して、そこで育成していただいて、そして地元に帰ってくる、そういう役割を担うのだということで高校づくりをしてまいりましたので、今のところは介護を目指す人であれば、次の専門学校等に進学をして、資格を取っていくという形になっていくかというふうに思います。まだ卒業生は出ておりませんので、その辺の動向については把握し切れていない、把握できない状況にあります。

## ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。

○12番(谷口和弥) 清陵高校の卒業生、これから卒業する生徒のことについては、そういうご答弁が来るのだろうと、あるのだろうというふうに思っておりました。これから、生徒さんたちが、もともと江陵高校さんの福祉科もそうでしたけれども、そのまま介護の現場に出るというケースはそんなに多くなくて、その後、福祉や医療や、あるいは全く違う分野の学校に進むなどというそういう進路を選ぶ生徒さんもいたということは承知はしているところであります。子どもさんにとって一番いい道になればいいことなものですから、それは全然福祉科出たのになどということでもないし、これは問題ないことなのだというふうに思っています。

ただ、いろんなケースで介護従事者の確保をする上では、今までそういう道もあったということがなくなったこと、このことについてはちょっと気にはなっていて、数年後に帰ってくるのかもしれない、帰ってきてくれるかもしれないけれども、今即戦力での18歳、19歳がいないということは、ちょっと影響があるのかなという思いで聞かせていただきました。

介護従事者全体については、いい方法が見つからないのだということのご答弁がありましたけれども、これはどの自治体、どの介護施設もそうなのかもしれない、その待遇改善のところから求めていかなければだめなわけなのだけれども、大きな声を自治体としても上げていただきたいなというふうに思います。特にさきの答弁で分かりました。

2つ目、地域おこし協力隊のところに行きたいと思います。地域おこし協力隊には、さきの質問の 方とダブる内容のある項目でした。そして、再質問の中で大体、大体私の質問したかったことも述べ られたかなというふうに思っているところであります。ですから、再々々質問ぐらいになるかな、抜 けていたところだけ、私と質問したくて一致しなかったところだけ質問させていただきたいなという ふうに思います。

フルタイム型、パートタイム型があると、幕別町はフルタイム型を採用していて、そしていろんな 自治体がそれぞれを選んでいると、圧倒的にとおっしゃいましたけれども、数の上では随分とパート タイム型のほうが多いということは分かったのですけれども、圧倒的かどうかというのは、それはち ょっと私の文章にしたときの感覚的なことで、ちょっとまた違う表現にすべきだったかななどという ふうに考えているところです。それで、フルタイム型にしている理由というのは分かりました。そし て、フルタイム型とパートタイム型では、副業についての当たり方が地方公務員法の関係で全然違っ てくるのだということも改めて答弁で理解したところでありますけれども、どうなのでしょうか。幕 別町は、さきの答弁だと柔軟にこれから、数もそれから待遇も検討していきたいと、具体的に5時間 の仕事でいいのだという人もなんていうことが先ほど答弁ではありましたけれども、フルタイム型と パートタイム型が混在するような幕別町の今後の地域おこし協力隊になるのだということも、一つあ るのだというふうに理解してよろしかったでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) やはりこの地域に、協力隊として入ってきて、4年後に定着してもらう、起業するか、雇用されるかいろんな形があろうかと思いますけれども、定着・定住していただきたいということを考えれば、その方の意向を十分に尊重しなければならないわけでありますから、そうなると、フルタイムオンリーとかパートタイムオンリーということにはなりませんので、そこは本人が定着しやすいような雇用形態を選択していただけるような、そういうこちら側としての考え方も持たないと、定着には結びつかないだろうなというふうに思っております。そういう意味では、混在は十分あり得る話だというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) 私が意図していた答弁を今いただいたなというふうに思いました。全くその理由は、町長が今ご答弁になったとおりです。本人にとって一番定着につながる形、それはずっと副業のことが出ていましたけれども、そのあるなしというのは、やはり十勝管内の自治体も、私いろいろリサーチさせていただきましたけれども、結構やっぱり重要なポイントで、その後の生活をどのように成り立たせるかということが、地域おこし協力隊の定住のその度合いにつながっているのだというふうに感じたところであります。

浦幌町の例を出しましたけれども、浦幌町、全員が大学新卒で来ているのだそうです。若いのです。だから、一番上の人でも 20 代の半ばぐらい、そんなような若さ、ちょっと幕別町とは、浦幌町はパートタイムなのですけれども、全然年齢層が全く重ならないのですよね。重なりもしないのですよね。そんなようなことが分かりました。

ほかにも上士幌町もパートタイムですけれども、ここは今 19 人を採用している、さきの質問者の方はいろいろ道内や道外の例もお出しになっていましたけれども、そんな身近なところでそういうふうなことになっていて、上士幌町はフルタイム型であります。

新得町も16人いるけれども、こちらはパートタイム型で、そしていろいろな型があることの発言もありましたけれども、地元の企業の人たちが、こういった形で地域おこし協力隊を獲得してはどうかという案を、外から出してくれと、中からではなくて。だから、多くはその企業の中で働いていて、出勤もフルタイム型にする理由は、職員と連絡をほぼにということだよね、毎日、この建物あるいは忠類総合支所に出勤して、そこを中心に仕事をするわけだけれども、そうではなくて、特別な何かあるときには来てもらうけれども、そうでなければずっとその企業のほうで働いていて、定着率があまり高くなかったので、半分ぐらいだったので聞いてみたら、そのままその企業に採用されるケースが多いのだと。だから、地域おこし協力隊になりたいという志を持って、そして、そのまま就職先としてもあっせんできたような、地元に貢献できるようなスタイルもある、いろんなスタイルがあるようです。

だから、繰り返しになりますけれども、柔軟な形でご本人たちのいいようにしていただきたいなという思いであります。今の上士幌町や浦幌町の例を出しましたけれども、町長、少し耳に入れていただけましたら、どうかお答えになってください。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これ、先ほど内山議員のご質問にもお答えしたように、言っておられるのは企業 研修型という、分類からいくとそういう形になろうかというふうに思います。それで、先ほどもお答 えしましたけれども、やはりものづくりの部門、担っている部門では、その技術を積み上げていって、 熟練していかないとなかなか完成した品物が作れない、そういう製造業の方もいらっしゃいまして、 これが人材不足に悩んでいるわけでありますから、こういったところで、できれば3年なり研修みた いな形で勤めていただいて、その後そこの従業員になっていただく、将来は経営者になっていただく

と、そういう可能性もあるのだろうなというふうに思っておりますので、この1年間私もいろいろ企業回ってきた中で、そういうお声を聞くものですから、そういったところともお話を聞きながら協力隊の活用ができるのであれば、活用したほうがいいのだろうなというふうに思います。

ただ一つで、気をつけなければならないのは、道内の定着率 70% 超えているぐらい、非常に高いわけでありますけれども、十勝管内の定着率、これまでの定着率を積み上げますと、50%いっていないのですね、十勝管内、これは聞き取りした結果ですけれども。今、議員が言われた町においても、実は低いのです。50 に達していないのです。ですから、そこを定着してもらわなければ、やっぱりこれ意味がないので、そこも十分フォローしながら、今言ったような企業研修型というのを活用について進めてもらいたいなというふうに思います。

○議長(寺林俊幸) 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○16番(藤原 孟) 次のとおり通告いたします。

1点目、飲酒運転は重大な犯罪です。

飲酒運転は、当事者のみならず周囲に多大な損害を与える重大な犯罪です。飲酒時は、安全運転に 必要な情報処理能力・注意力・判断力が著しく低下し、重大事故に直結する極めて悪質で危険度の高 い運転であり、いかなる理由があろうとも、絶対に許される行為ではありません。

新型コロナ感染者減少に伴い、飲食店などの人数制限が解除され、飲酒・飲食の機会が増え、飲酒 運転の増加が懸念されています。

一人ひとりが飲酒運転を「しない・させない・絶対許さない・そして見逃さない」という強い規範 意識を持ち、酒類提供飲食店や販売業者との連携を強化し、「ハンドルキーパー運動」等を推進し、 飲酒運転撲滅に努め、地域及び職域に対しても、以前より強い宣言文などの発信を行い、さらなる普 及啓発対策に取り組むのか、以下の点を伺います。

①昨年8月札内豊町の町道で、無免許によるスピードの出し過ぎで、10代の男女5人の死傷者が出る痛ましい交通事故が発生しました。また、今年10月には、本町住民にとってランドマークと言われる旧役場庁舎に、車が突っ込む物損事故が発生しました。この2件の交通事故が発生した要因と概要について。

- ②今年の北海道交通安全協会の飲酒運転根絶を呼びかけるグッズについて。
- ③町を挙げて飲酒運転の根絶・普及啓発について。

その2、模倣犯の出現を恐れる保護者の声を届ける。

「二度と同じ悲劇を繰り返させない」2001年6月8日、大阪府池田市大阪教育大学附属池田小学校 児童殺傷事件から20年がたった2021年11月9日、模倣と言える事件が発生しました。

宮城県登米市豊里こども園の敷地内に、刃渡り12センチの包丁を持った男が侵入する事件が発生しました。

「子どもなら簡単に殺せると思った」「2人以上殺せば死刑になると思った」「自殺はできない。 最低2人を殺さなければ死刑にはならない」このような危険な考えを持つ男の行動を模倣する不審者 に対して、町の幼稚園、保育所などの施設における危機管理マニュアルの作成、不審者防犯訓練、防 犯グッズ、構造物侵入対策について伺います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 藤原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「飲酒運転は重大な犯罪です」についてであります。

飲酒運転による交通事故は、被害者や被害者のご家族はもちろんのこと、加害者の生活をも一瞬の うちに壊してしまう恐ろしい大惨事につながります。

北海道で発生した飲酒運転による死亡事故の中でも、平成26年7月13日に発生した、小樽市銭函ビーチで4人の死傷者を出す飲酒ひき逃げ死亡事故は、大きな社会問題となりました。

さらに、平成27年6月6日には砂川市で、成人男性5人が飲酒状態でRV車など2台に分乗して暴走レースを行い、一家5人が乗る軽ワゴン車に衝突し、死者4人、重傷者1人を出す大惨事が発生しました。

これを受け、北海道では道民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範 意識を持ち、社会全体で飲酒運転を根絶すべく、道民や事業者に対しても、それぞれの責務を果たす ことを求め、安全で安心して暮らすことのできる社会が実現されるよう、平成27年11月26日に北海 道飲酒運転の根絶に関する条例を制定し、これらの悲惨な事故を忘れないようにと、7月13日を「飲 酒運転根絶の日」と定め、取締りや啓発活動を続けております。

本町におきましても、道条例に基づき飲酒運転の根絶に向けて、一人ひとりが「飲酒運転を絶対に しない、させない」という意識を強く持ち、地域ぐるみで飲酒運転の根絶をしなくてはならないと考 えております。

ご質問の1点目、「昨年8月札内豊町で発生した死亡事故及び今年10月に旧役場庁舎で発生した物 損事故の発生した要因と概要について」であります。

はじめに、昨年8月に札内豊町の町道で発生した交通死亡事故については、令和2年8月25日午後11時20分頃、町道千住3線で、いずれも10代の男性4人、女性1人が乗る乗用車が、帯広方面から十勝川温泉方面に向かって走行中に対向車線をはみ出し、街路樹をなぎ倒しながら歩道を突き抜け、路外に逸脱して大破するという事故でありました。現場は見通しのよい片側1車線の道路で、当時の路面は乾燥していて良好な路面状況でありました。

この事故において、乗っていた当時 17 歳の少年 3 人のうち 2 人が死亡、15 歳の少女が全治 3 か月の重傷、19 歳の少年が軽傷を負う痛ましい事故でありました。

新聞報道によりますと、運転していたのは 17 歳の少年で、2018 年頃から無免許で車を乗り回すなど、無免許運転が常習化しており、加えて、事故を起こす前にビールを飲み、時速 152 キロの猛スピードで走行し、運転操作を誤ったのが事故の要因と考えられております。

次に、本年10月に発生した、旧役場庁舎であった建物に乗用車が突っ込む物損事故については、令和3年10月16日午後5時57分頃に、道道幕別大樹線を糠内方面から国道38号方面に向け走行中の自動車が、信号機のある丁字路の交差点をブレーキをかけることなく直進し、建物の入り口に突っ込んだ事故であります。

警察に問合せしたところ、道道幕別大樹線を糠内方面から国道 38 号方面に進行中、幕別駅前の五差路交差点の歩道に設置してある車止めに一度衝突した後に、再び国道 38 号方面に直進して建物に突っ込んだ単独の物損事故であることが分かりました。

事故の発生原因としては、飲酒運転によるもので、注意力や判断能力の低下が運転操作に影響を及ぼし、運転操作を誤ったものと伺っており、歩行者や他の車を巻き込む事故にならず、事故を起こした運転手も無傷であったことが、不幸中の幸いでありました。

ご質問の2点目、「今年の北海道交通安全協会の飲酒運転根絶を呼びかけるグッズについて」と、 ご質問の3点目、「町挙げて飲酒運転の根絶・普及啓発について」につきましては、関連があります ので、併せて答弁させていただきます。

北海道交通安全推進委員会では、交通安全や飲酒運転根絶を呼びかける、啓発用ポケットティッシュやポスター・チラシ・夜光反射材・メモ帳などの啓発用グッズを市町村の交通安全推進協議会等へ配布しており、また交通安全運動として、年に4回それぞれ10日間、旗波作戦など交通安全運動の取組を全道で実施しているところであります。

幕別町においても、交通安全運動期間中に、幕別町生活安全推進協議会が主体となり、幕別ライオンズクラブやロータリー会、老人クラブ連合会や建設業協会など、多くの町民の皆さんが参加して街頭啓発旗波作戦を行い、参加者や通行人へ啓発グッズを配布し交通安全を呼びかけるとともに、年末の歳末地域安全運動においては、各公区の生活安全推進員や帯広警察署員とともに商店等を巡回し、飲酒運転根絶や防犯を呼びかけるポスターやグッズを配布し、啓発に努めているところであります。

今後においては、7月13日の飲酒運転根絶の日を広く町民に周知するとともに、飲酒運転がもたらした過去の悲惨な事故を忘れないよう改めて広報紙等で紹介し、「誰も見ていないから」や「ちょっとなら」などの一瞬の油断が一生を左右する事故に発展してしまうことを強く訴えるとともに、季節の変わり目など事故が多発する時期に、悲惨な事故の状況を記録した巡回パネル展を開催するなど、啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、「模倣犯の出現を恐れる保護者の声を届ける」についてであります。

幼稚園及び保育所の不審者侵入時の危機管理については、幼稚園は学校保健安全法において「危機管理マニュアル」の作成が義務付けられており、保育所については、保育所保育指針において、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や実践的訓練の実施など、不測の事態に備えて、緊急時の対応マニュアルを作成することが必要であると示されているところであります。

本年 11 月に宮城県登米市の認定こども園において、刃物を持った男が施設の敷地内に侵入するという事案が発生しましたが、当該認定こども園では、危機管理マニュアルに基づき、日頃から訓練を実施していたことにより、不審者発見後、園庭にいた子どもを屋内に速やかに避難させるなどの対応が行えたため、園児及び職員にけがはなかったとのことであり、本町の幼稚園及び保育所においても、日頃からの危機感の共有と安全管理が必要であることを改めて認識させられたところであります。

登米市における事案発生を受け、国は11月29日付事務連絡「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時の対応)の徹底について」を発出し、不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルの整備、施設点検・確認、実践的な避難訓練の実施、緊急時の連絡体制を構築すること等について、関係機関に対し要請したところであります。

ご質問の危機管理マニュアルの作成、不審者防犯訓練、防犯グッズ、構造物侵入対策についてでありますが、危機管理マニュアルの作成については、わかば幼稚園においては、「防犯緊急対応マニュアル」を平成16年6月に、町立の認可保育所においては、「幕別町立認可保育所危機管理マニュアル」を平成23年12月に作成し、数次の改訂を経て現在のマニュアルとなっております。

各マニュアルに共通して、職員に求められる施設管理や予防行動、不審者と判断するためのポイントや応答方法、不審者と判断してからの行動手順や職員同士の連携対応等について定めており、常にマニュアルを職員室の目の届くところに配置しておくとともに、職員会議等において職員間で不審者情報や対応方法についての確認と情報共有をしております。

次に、不審者防犯訓練についてでありますが、わかば幼稚園及び町立の認可保育所においては警察署に協力を頂き、年1回実施しており、不審者の訪問を察知した職員から、他の職員や園児への不審者情報の伝達、園児の避難誘導と安全確保、警察への通報までの一連の防犯訓練を行い、避難終了後には警察官から訓練に対する講評と防犯に対する講話を頂いております。

また、へき地保育所においては防犯に特化した訓練は実施しておりませんが、不審者侵入時における職員の役割分担や対応の確認、園児に対しては避難時の約束事などの確認を年1回行っております。 次に、防犯グッズについてでありますが、わかば幼稚園と町立の認可保育所においては、不審者確保用の「さすまた」や危険を知らせるための「非常用ブザー」を各クラスに配備し、へき地保育所においては、警察署への通報と連動する「110番非常通報装置」を設置するとともに、玄関の施錠を行っているところであります。

町といたしましては、幼稚園及び保育所に対して、国からの11月29日付事務連絡の周知を行い、 再度職員会議等において当該事務連絡に係る対応についての確認と共有を行ったところであり、今後 も子どもたちの生活に危険が及ぶことがないよう施設整備と安全点検に努め、職員においては危機管 理マニュアルの再確認を行うとともに、日頃から警察、家庭、地域、関係団体との連携を取りながら、 幼稚園及び保育所において子どもたちが安心して安全に過ごせる環境づくりに努めてまいりたいと考 えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) 藤原議員。

- ○16番(藤原 孟) 私の質問の一番先の冒頭に書いてある、飲酒運転は当事者のみならず、市民に多大な損害を与える重大な犯罪である、この文言は今年の11月12日の地元紙の記事に、ストップ飲酒運転の啓発文として出ております。私はこの記事を読みまして、数年前までは、飲酒運転というのは、いわゆる重大かつ悪質な違法行為だと、そういうコメントが大体出ていたのが、今回いわゆるその大事故が連続して発生することによって、飲酒運転厳罰化や行政処分の強化が決められたことで、飲酒運転はいわゆるその犯罪であるという強い宣言文になったのではないかと思います。飲酒運転根絶がなければ、ますます強い言葉が出てくるのではないかと思いますが、町長その辺どのように考えておられますか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 飲酒運転は重大な犯罪ですと、そういう認識に今変わってきているということでありまして、私が思うには飲酒運転というのは、酒を飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、これを徹底すれば防げることなのですね。ですから、これはその本人あるいは周りの人たちが十分そういうことを意識していれば、私はこれは防げる、そういう類いのものでありまして、ほかの交通事故とは違って一番防ぎやすい、そういうものであるというふうに思っているところであります。
- ○議長(寺林俊幸) 藤原議員。
- ○16番(藤原 孟) 一番防ぎやすいけれども、一番防ぎづらいのが飲酒運転だと思いますけれども。 それでは、幕別町で昨年と今年2件の交通事故が起きました。幕別5人死傷事故、これは9月に判 定が出まして、少年は運転をする前にビールを飲んだと供述もしております。ただし、反省があまり ないということで、刑期は5年から7年という不定期の、非常に珍しい刑期が下されたと聞いており ます。

また、もう一件も、本町の事故は、いわゆる我々がランドマークと言っている旧役場庁舎に車を突っ込んだと。これもやはり飲酒運転、私は町の幹線道路を暴走し、なおかつ心臓部に突き刺さっていった、そのことによって住民の不安、それから恐怖心、これを高めたものだと、非常にショッキングな事故だったと思っております。

このような事故が起きないためにも、ぜひ飲酒運転根絶啓発宣言文を、今、仮要求で白いベニヤで 旧庁舎前は張ってありますけれども、何とかあの辺にこの宣言文を書き記す、残すことはできないの かと、そういうことを町長考えていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 本当に飲酒運転を根絶すること、これはもう当然のことであります。ただ、その表し方はいろいろあると思いますので、今ご提案になったことについては、即この場でやるやらないということは言えませんけれども、いずれにしても飲酒運転根絶のために、できることを町としてやっていきたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 藤原議員。
- ○16番(藤原 孟) それでは、今年の啓発グッズということで、道の交通安全協会、これは町長先ほど近い表現だったのですけれども、飲んだら乗れんという、いわゆる寿司屋ののれんをもじって、マウスパッドに2万5,000枚、そののれんと文言を書いて、これから配るそうです。非常に私の手元にも届くかどうか、どういうものが来るのか興味はありますけれども、それはさておいて、道交通安全協会のやはり主たる事業といえば、当然、飲酒運転根絶、これは7月13日を根絶の日と決めているということであります。目的は飲酒運転に関する情報提供を図り、飲酒運転を見逃さない厳しい社会の目を一層拡大推進させるためであると。それと平行して、今コロナ禍で自宅飲みが増えて、酒やつまみを買い足すために飲酒運転をするケースがあると。その抑止のためには、家庭の目であると。親が子に、子が親に、飲んだら乗れんとお互い注意し合う、厳しい環境をつくり上げる、そういうことでこの飲酒運転の根絶を推進すると考えますが、この社会の目、家庭の目を醸成させるのに、町長いい方法があったら、簡単だと言いながらも、なかなかこの厳しい目を作るというのは難しいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 藤原議員がおっしゃるとおり、人の心を変えていく、認識させるって、非常に難しいことでありまして、しかも飲酒するわけですから、二十歳以上の 20 年間育ってきた人間、もっともっと六十、七十の方もいらっしゃると思いますけれども、その人の気持ちを変えるというのは、なかなか並大抵のことではないという、そういう認識を持っています。ただ、それでいいのかということになりますので、そこは地域ぐるみ、公民挙げて、家庭も地域も役所も、地域を挙げてそういう意識を啓発していかなければならないということで、これは本当に各事業所の皆さんであったり、町民、各家庭の皆さんにもご協力を頂きながら、そういう機運を醸成していかなければならないというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 藤原議員。
- ○16番(藤原 孟) その町を挙げてということなのですけれども、北海道弁 PR キャラクターで熊の「やベーベや」という、そういうキャラクターがあるらしいのですよね。それが、飲酒運転根絶アンバサダーに 2020 年 11 月に就任して、のぼり旗を制作しております。これを、いわゆる今回豊町でありました、我々は温泉街道と言っております南 3線、それから本町地区においては当然、幕大線、この沿線、沿道にこの旗を立てて、いわゆるうちの町は飲酒運転には厳しく簡単には通過させないのだというイメージを運転手に植えつける、教え込むということも、今、商工会でファイトマックだかそういう結構目立つのですよね。そういうことも考えると、私はこの旗を立てることも有意義ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) ご提案を頂きました。それは受け止めさせていただいて、これは様々な手法があるという、先ほど申し上げたように、その候補の一つになろうかというふうに思いますので、検討させていただきたい。

それで、まずこの飲酒運転根絶については、もう年末に入りましたので、年末に運動を予定していますから、まずそこをスタートとして、おっしゃられたようにコロナ禍で非常に制約されていたのが、ちょっと開放的になって緩む可能性もある、その辺は警察のほうでもそういう警戒感を持っておりますので、そういう取締期間と、それと住民連携しながら、まずはこの年末年始というものをしっかりと飲酒運転がないように取り組んでいかなければならないと思いますし、それと答弁の中でも申し上げたように、やはり悲惨な事故につながりますから、それを写真パネル展というような形で、巡回パネル展のような形で、こんなことが起きるのだよということも十分見た目に訴える、ビジュアル的に訴えて、しっかりと意識の浸透をさせていければなというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 藤原議員。
- ○16番(藤原 孟) 飲酒運転の根絶は、いわゆるその警察の取り締まりだけでは限界があると、警察のほうが言っております。ぜひ民間の、それから関係機関と連携して、今は飲酒運転根絶宣言優良事業所という、それと店、そういうのを募集したり、それからそういう登録、認定をして厳しく、いわゆる社会の目をつくっていこうとしています。こういうことを積極的に町として進める考えはないか伺います。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 提言ばかり頂いて、何か申し訳ない感じがするのですけれども、本当に飲酒運転をはじめとする、特に飲酒運転、それと交通違反ですね、凶悪な交通違反、あおりだとかも今最近は問題になってきていますから、いかに交通事故をなくすという観点から、生活安全推進協議会とも連携を取りながら、いかなる対策が効果的なのかということは話をさせていただいて、その啓発活動を事業所に協力、町民に協力を頂きながら、全町的な広がりを持たせていければなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 藤原議員。
- ○16番(藤原 孟) それでは、次の模倣犯のほうへ移りたいと思います。

これは、事件の流れを追いながら再質問を行いたいと思っております。

事件当日 10 時頃に、豊里こども園の園長さんが、ふだんは人けのない駐車場に徘徊している人物を見て、怪しいな、おかしいなというのをまず園長さんが感じたそうです。そして、子どもを外で、約70 名近い子どもを遊ばせていたので、すぐ職員がどうかされましたかと声をかけたら、始終無言で何も答えなかったと。そのことから不審者と判断し、自分の今までに習ったマニフェストで仲間に知らせたと。我が町のマニフェストで、不審者と断定する、これは非常にある意味間違ったら人権も関わることですから、大変条件的に厳しいのだと思いますけれども、その辺の取り扱いについてはどう考えておりますか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(平井幸彦) 各マニュアルにおいて、特に保育所ですとか幼稚園ですとか、送迎、それから業者の出入りとか、比較的顔の分かる方の来園というか、来所というか、そういうことが多いのですけれども、ということからも、まずマニュアルで定める中では、その方怪しいかどうかを見極めるというところで、まず一番は第三者ということになりますので、その見かけない顔、まずそれが一つ。それから、あくまで時間帯ですとか、あと容姿ですとか、動きであるとか、そういう外見上のところ、そこのところでの大まかに判断をすると。そこの中でも怪しいということになれば、次があくまでも児童ですとか、そういうところに安全があるという中で、そこの近くではもちろん声かけをしないというところの確保をした中で、用件を尋ねるというところで、より不審者かどうかというようなよころは判断するというような基準になります。
- ○議長(寺林俊幸) 藤原議員。
- ○16番(藤原 孟) 事件は 10 時 30 分頃に、職員同士で、不審者がいるいわゆるアイコンタクトでまず、それと小声で情報を共有したそうです。だけど、外で子ども 71 名が遊んでおります。これを驚かさないで、いかに室内に入れるか、また終わればすぐさま施錠しカーテンをかける、いわゆるこれは訓練をしていなければ簡単にはできないことだと、私はまさしくマニュアルと訓練のたまものであったと思っております。幕別町も十分、それを成果として生かせる自信といいますか、指導しているほうとしては、かなり訓練をさせていなければならないと思いますが、その辺のことはいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 今すぐ登米市のようにスムーズに不審者を察知して、それを職員、園児に分からないように、不審者に分からないように知らせて、そして速やかに避難をすると、本当に見事だなと思うしかないです、私その経過を見て。これを我が町でこの同じようにやれるかと言ったら、なかなか難しいことだと思います。おっしゃったように、やはり日頃から訓練をすることが大事であろうというふうに思いますので、この事件を機に、国からも通知ありましたけれども、国から通知あったからやるのではなくて、やはり子どもたち、職員を守るためにしっかりと訓練でスムーズに避難行動ができる、そして警察に通報ができるまでの一連の流れをできるように、これからやっていかなければならないというふうに思っています。
- ○議長(寺林俊幸) 藤原議員。
- ○16 番(藤原 孟) この避難は5分ぐらいでできたそうです。園児が204人、職員も46人という大きなところですけれども。この子どもとの約束という、いわゆる子どもが無事、安全に避難できたのは、日頃から子ども同士で犯罪被害者から身を守るという、その行動の標語、それがあったそうです。その一つに、知らない人にはついていかない、それから他人の車には乗らない、大声を出してすぐ逃げる、職員は不審者のことを「いかのおすし」という隠語を使って、子どもを驚かさないで避難をさせる。幕別町においても、このような具体的なことをよそで事例として学んでぜひ、うちの町はブザーがということを書いてありましたけれども、やはりブザーを鳴らすというのは、ちょっと子どももかなり緊張感、それから不審者にしてみれば、余計刺激をするということもあると思いますので、そういう隠語だとかいろんなことをうまく使ってやるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 確かに、用具、グッズは用意していますけれども、それがかえって不審者を興奮させてしまう、そういう逆効果もあると思いますので、本当にこれその場に立ち会った職員が、いかに冷静に対応できるかというのは、本当に難しいことではあると思いますけれども、これはいかに危機管理を意識しながら、想像しながら、単なる訓練ではなくて、実際に起こるのだということを想定しながら訓練をしなければならないというふうに思いますので、本当、今回の冷静な対応、いい事例だと思いますので、その参考にして、本当に臨場感のあるというか、本当に危機が迫ったような訓練をしてまいりたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 藤原議員。
- ○16番(藤原 孟) この不審者を取り押さえました、でもこれはマニュアルにはありません。もちろん、不審者は子どもを殺す、それからいわゆる向かってくるものを殺すという、そういう気持ちで来ていますからね。それを、いわゆるそのさすまたで押さえるだとか、素手で押さえるということは、ある意味非常に危険だと。でも、この園長さんの反省、反省というか事故が終わった後の言葉で、マニュアルと訓練と、そして最後は職員の機転であったと。この機転という言葉が、今町長が言うように、私は非常に恐ろしさも感じながらも、でもこれしかないのだろうと。子どもを本当に守る、守らなければ大阪の事件のように、みんな犯人、不審者に刺されてどんどん死んでいくのかなということだと思います。いわゆる本当に実践向きの訓練、これをどうやるかが全てこれから恐らく安心して子どもを預けるということになれば、やはりその生きた訓練をやっていただけねばならないのだなと思いますが、その点はどうでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 本当に訓練のための訓練であってはならないわけで、本当に本番に備えた訓練、いかに危機感を持ってやるかということが大切になりますので、そこは単に1年に1回訓練をやればいいわではなくて、本当に子どもたちの命を守るのだという意識を持ちながら訓練をやるように、私のほうからも指導したいなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 藤原議員。
- ○16番(藤原 孟) 最後になりますけれども、飲酒運転で車を走らせれば、これも車は凶器です。また包丁も振りかざせば、これもやはり凶器です。いわゆる町の平和が破られることがないように、厳しい社会の目、それから家庭の目を町民が醸成して、批判意識が高まることを私は願いまして、質問を終わりたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。 この際、14 時 25 分まで休憩いたします。

14:16 休憩

14:25 再開

- ○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、野原惠子議員の発言を許します。 野原惠子議員。
- ○10番(野原惠子) 通告に従いまして、質問を行います。

高齢者が安心して住み続けられる町政を。

2025 年は、1947 年から 1949 年の第 1 次ベビーブームで生まれた「団塊世代」が 75 歳になります。 幕別町人口ビジョンによりますと、町の高齢化率は 2025 年に 31.0%、2045 年に最高の 34.1%と予測 しております。

高齢者は、年金収入で家計を支えておりますが、マクロ経済スライド制により物価上昇率よりも賃金変動率が下がった場合、賃金のほうに合わせて年金も引き下げる仕組みとなり年金額が引き下げら

れています。また、介護保険料は3年ごとの引上げに加え、今年8月から介護施設を利用している低所得者の食費・居住費を軽減する「補足給付」制度が改定され負担が増えています。また預貯金の基準をも厳しくなりました。夫が特養に入所している方は「8月から2万円も負担が増え貯金を崩している。自分の低年金を補うため貯金をしてきたが、いつ底をつくか不安でならない」と語っています。ショートステイを利用している高齢者の食費負担は、住民税非課税世帯で1.5倍から2倍に引上げになっています。

75 際以上の高齢者の医療費は、2022 年 10 月から年収 200 万円以上の方が 2割負担となります。保険料も 2年ごとに見直され、9割と 8.5 割軽減も廃止され 2021 年から低所得者の負担が重くなっています。高齢者が安心して住み続けられることは、若い世代にとっても安心して住み続けられることになり対策が求められます。

以下、次の点について伺います。

- 1、介護保険について
- ①「介護サービスの卒業」という名目で介護外しが問題になっているが、制度の活用により生活を 支える「自立」につながる手だてをどのように行っているのか。
- ②介護施設の食費・居住費の「補足給付」を受けられなくなった高齢者数と影響額は。また、町として支援していく手だてと、国に元に戻すように求めていくこと。
  - ③介護従事者の労働実態と充足率。また待遇改善を。
  - 2、後期高齢者医療制度について
- ①制度変更により、保険料の 9割・8.5割・7.75割と軽減策が取られてきたが、 9割から 7割軽減となった 1 人当たりの影響額は。
- ②2020 年度の広域連合会計決算で 542 億円の余剰金が発生している。余剰金を 22 年、23 年の保険 料率の抑制に使うよう広域連合に求めていくこと。
  - ③健康づくりの推進と受診率の向上を。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 野原議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者が安心して住み続けられる町政を」についてであります。

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険は、制度創設以来 21 年が経過し、社会福祉法人や医療法人等が行っていた介護事業に、民間企業が参入することで、競争によりサービスの質が向上し、利用者本位で介護サービスを選ぶことができるようになるなど、少子高齢化や核家族化が進む中で、重要な社会保障の一つになりました。

本町におきましては、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になっても住み慣れた 地域で自分らしく、安心して生活が送れるよう、住まい・医療・予防・介護・生活支援を一体的に提 供する地域包括ケアシステムの深化を推進しているところであります。

ご質問の1点目、「介護保険について」であります。

介護保険制度では、利用者の有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう支援することは大きな目的として定められ、残された能力を生かし、本人の希望する生活を送ることができるよう支援することが、介護保険サービスの役割であり、サービスの提供により、重症化の防止や自立支援につなげることが求められているところであります。

1つ目の「「介護保険サービスの卒業」という名目で介護外しが問題になっているが、制度の活用により生活を支える「自立」につながる手だてをどのように行っているのか」についてであります。

元気に過ごされている高齢者も介護が必要な状態の高齢者であっても、自身の有する能力を生かし、 様々な社会資源を活用して支援することにより自立につなげていくことは、自分らしく生活する上で 重要になります。

本町では、全ての高齢者を対象に出前講座等で介護予防や認知症予防の知識普及を図るとともに、

老福リフレッシュ体操やフレイル予防教室、脳きたえーる塾などの運動や認知症予防教室を実施する ことで、心身の健康の維持と社会とのつながりが弱くなる状態を予防し、地域で自立した生活を継続 できるよう介護予防事業を実施しております。

介護が必要な状態になった場合には、訪問型サービスや通所型サービスを提供する介護予防・生活 支援サービス事業や訪問介護、通所介護、住宅改修などの介護保険サービスを本人の能力や状態に合 わせて利用することで、高齢者が希望する生活を送ることができるよう支援を行っており、本人に必 要なサービスが受けられているものと考えております。

介護予防・生活支援サービス事業や介護保険サービスの利用は、ケアマネジャー等が作成するケアプランに基づいて提供され、作成に当たっては、自立支援の視点が必須となりますことから、地域包括支援センターでは、個別事例に対する地域ケア会議や多職種との研修会を開催し、自立支援に深く関わるケアマネジャーの資質の向上に努めております。

今後も、本人の能力が発揮できる機会を保ちながらサービスを利用することで、可能な限り地域で 日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

2つ目の「介護施設の食費・居住費の「補足給付」を受けられなくなった高齢者数と影響額は、また、町として支援していく手だてと、国に元に戻すように求めていくこと」についてであります。

はじめに、「「補足給付」を受けられなくなった高齢者数と影響額」についてであります。

谷口議員のご質問の際にお答えした内容と一部重複いたしますが、預貯金等の基準額の引下げにより、補足給付を受けられなくなった高齢者は、本年11月末現在で15世帯16人となっており、影響額につきましては、個々のサービス利用状況によって異なりますことから、利用者負担段階の第3段階の方を一例に申し上げますと、施設入所者の方で、これまで1日当たりの食費の負担限度額が650円だったものが、基準費用額である1,445円に引上げとなり、月額で最大約2万4,000円の負担増となります。

次に、「町として支援していく手だてと、国に元に戻すように求めていくこと」についてであります。

谷口議員のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、一定額以上の資産を有する方に対し、一定程度の負担を求めることは、介護保険制度を持続可能な制度とするためにやむを得ないものであり、町独自の支援策を行うことは今のところ考えておりませんが、国に対しては、今後も利用者の負担が過重となり、サービスの利用控えにつながることのないよう要望してまいります。

3つ目の「介護従事者の労働実態と充足率、また待遇改善を」についてであります。

介護保険サービスは、サービスの種類ごとに定められた基準を満たすものとして、都道府県や市町村の指定を受けた事業所、施設等が提供するものであり、町内の各事業所においても、北海道や本町の条例に規定する人員基準に基づく適正な従業員数が配置され、基準に対する充足率は100%であります。

介護従事者の労働実態につきましては、町が指定を行う事業所に対し、令和2年度における退職者及び新規採用者の状況を調査したところ、退職者が41人に対し、新規採用者が46人であり、退職者の補充が円滑に行われているものと認識しているところであります。

介護職員の待遇改善につきましては、基本的には国と北海道の役割であり、介護事業所の参入促進や人材の定着、育成を目指して、介護報酬、基金を活用した取組が講じられているところであります。

平成27年に介護職員の賃金改善を目的として創設された介護職員処遇改善加算については、令和3年度において、町内18法人中17法人が、令和元年度に創設された介護職員等特定処遇改善加算は、同じく18法人中10法人が加算を取得しております。

町といたしましては、各法人に制度の活用の働きかけを行い、介護現場で働く介護職員の方の待遇 改善を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「後期高齢者医療保険について」であります。

後期高齢者医療制度は、将来にわたり国民皆保険を守り、高齢者の皆さんが安心して医療を受けら

れるよう国民全体で支え合う仕組みとして、平成20年4月に発足し、本年で14年目を迎えました。

後期高齢者医療制度の運営に当たりましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合、北海道では「北海道後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、安定的な財政運営が図られているところであります。

1つ目の「制度変更により保険料の9割・8.5割・7.75割と軽減策が取られてきたが、9割から7割軽減となった1人当たりの影響額は」についてであります。

後期高齢者医療制度では、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」において、世帯の所得に応じ、後期高齢者医療保険料に係る均等割の7割・5割・2割の保険料軽減が規定されているところでありますが、制度発足後における激変緩和措置として、7割軽減については、軽減割合をさらに上乗せし、9割及び8.5割軽減の特例措置が講じられてきました。

しかしながら、平成28年12月に、内閣総理大臣を本部長とする社会保障制度改革推進本部の決定により、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給に合わせ、後期高齢者医療保険料の軽減が見直されたところであります。

具体的な見直し内容についてでありますが、低所得者に対する均等割の 9 割軽減は令和元年 10 月から、8.5 割軽減は令和 2 年 10 月からそれぞれ特例措置を廃止し、本則の 7 割軽減とされたものであります。

なお、それぞれの特例措置の廃止が年度途中でありましたことから、参考までに廃止年度における年間を通じての軽減割合を申し上げますと、9割軽減につきましては、令和元年度が8割軽減となり、8.5割軽減につきましては、令和2年度が7.75割軽減となるものであります。

ご質問の「9割軽減から7割軽減となった1人当たりの影響額」については、令和元年10月までの9割軽減の対象者は、単身世帯で年金収入のみの場合、年金収入が80万円以下の方であり、令和元年度の後期高齢者医療保険料の均等割額が5万205円でありましたことから、9割軽減とした場合の保険料が5,020円、本則の7割軽減とした場合の保険料が1万5,061円となり、その差引額1万41円が1人当たりの影響額となります。

2つ目の「2020 年度の広域連合会計決算で 542 億円の余剰金が発生している。剰余金を 22 年、23 年の保険料率の抑制に使うよう広域連合に求めていくこと」についてであります。

北海道後期高齢者医療広域連合における令和2年度後期高齢者医療会計の決算状況につきましては、歳入の決算額が8,917億8,280万9,162円に対し、歳出の決算額が8,374億9,462万3,345円で、歳入歳出差引額は、歳出面における新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の受診控えと考えられる療養給付費の減少などから、約542億円となっております。

後期高齢者医療保険料につきましては、現在、北海道後期高齢者医療広域連合において、道内における療養の給付等に要する費用の額の予想額や被保険者の所得の分布状況等を勘案して、令和4年度と5年度における保険料の算定を行っておりますが、これまでの保険料の見直しに当たっては、保険料の急激な上昇は、被保険者の生活に多大な影響を及ぼすことから、剰余金の活用や北海道財政安定化基金からの交付を受け、被保険者が安心して必要な医療が受けられるよう、保険料の抑制に努めております。

後期高齢者医療保険料の設定に当たりましては、道内の全ての市町村をもって組織する北海道後期高齢者医療広域連合において、市長、町村長、市議会議員及び町村議会議員で構成する広域連合組合議会による議決を経て、保険料を決定する仕組みとなっておりますが、本町といたしましても、急激な保険料の上昇は避けるべきものと認識いたしましておりますので、様々な機会を捉えて、広域連合に対し可能な限り剰余金を保険料の抑制に活用するよう、要望を行ってまいりたいと考えております。

3つ目の「健康づくりの推進と受診率の向上を」についてであります。

本町での高齢者の健康づくりの主な取組につきましては、令和2年度の実績になりますが、介護予防のためのストレッチ運動や頭の体操を行う「老福リフレッシュ体操」や「福寿フィットネス」は、延べ79回実施し、1,118人の参加がありました。

施設の入所・通所者に対するボランティア活動を通して、介護予防活動を行う「介護予防ポイント制度」は、令和元年度までは25か所の施設等で活動を行っておりましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、受入れ施設等がなく、実施できておりません。

健康体操やレクリエーションを行う「いきいきエンジョイ教室」は町内9か所で実施しており、延 べ109回実施し、865人の参加がありました。

管理栄養士が講師となり、栄養バランスの取れた食事や料理の方法を学ぶ「男の料理教室」は2回 実施し、19人の参加、毎日無理なく続けられる食事や運動のポイントなどをテーマとした「低栄養・ ロコモ予防の料理教室」は2回実施し、13人の参加であります。

令和2年度は、いずれの事業も前年度に比較し、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者 が減少する傾向にありましたが、感染予防対策を徹底することで、これからも多くの方が安心して参 加いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、自分自身の健康状態を知るとともに、生活習慣病の予防や改善、病気の重症化を防ぐことを目的に実施している後期高齢者健診の令和2年度の受診率は、17.5%で、管内19市町村中5位、道内では179市町村中44位でありました。令和元年度の受診率18.9%と比較すると、1.4ポイントの減となっておりましたが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが要因と考えられますので、引き続き広報紙やホームページ、新聞折り込みチラシ、出前講座などを活用し、健診の必要性の周知を図り、受診率の一層の向上に努めてまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 再質問をさせていただきます。

まず、1番目の介護サービスの卒業ということで、名目で介護外しが行われている、こういうことが全国的に言われていることなのでありますけれども、今、答弁を頂きましたけれども、その中では、幕別町では、本人の希望する生活を送ることができるよう支援することが介護保険サービスの役割である、サービスの提供により重症化の防止や自立支援につながることが求められているところであります。このように答弁されております。私もそのように思います。それで、ここで今一番大事ではないかなと思うことは、支援することはもちろんなのですけれども、その介護保険を利用しながら要支援・要介護の方々たちが身体的自立、そういうことだけではなく、自分で自分の生活をどのように楽しんでいくか、どのように生活を行っていくか、そういう意味での自己の決定、それから自己がどういう生活を選択していくのか、そういう視点も必要だと思いますが、その点についてのお考えをもう一度確認したいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 要支援 1、2の方がサービスを利用しながらどのように自立していくかというところでありますが、サービスを使っていただくようなときには、必ずケアプランというのが必要になりますので、ケアマネジャーですとか、ご本人はもちろんケアマネジャー、ご家族、関わる事業者の方などと、その方がまずどのように生活をしていきたいのか、どういう暮らしを望んでいるのかということを確認して、それを妨げる要因としては何なのか、その妨げる要因を補うにはどういうサービスを使っていけば、その方が力を落とさずに状態を維持して、できれば元気になるようにという支援を、どうしていくかということを話し合いながら行っているところであります。要介護の方につきましても、同じように要介護状態であっても、まだ自分でできる力とかがまだ残されていることもありますので、その方についても同じようにできるだけご本人の意思、お考えを尊重して、プランを作るというふうに取り組んでいるところであります。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 私はその本人の意思決定、そこが一番重要ではないかというふうに思っております。そういうところがきちんと本人の意思を明らかにして、介護サービスを利用していく、その視点に立っての介護保険制度だと思いますので、その視点を外さないように手だてを取っていくというこ

とが大事だと思っております。ですが、その介護保険が始まって 20 年になるのですけれども、改定のその段階段階の中で、介護保険制度を利用している方々の状況がどのようになっているかということなのですけれども、2005 年には従来の要支援1 に加えまして、要介護の1 の大半を要支援に変更して、新事業に移行する、こういうことが行われました。そして、2014 年には要支援 $1\cdot 2$  の訪問介護の方々、ホームヘルプサービスとデイサービスですね、そういう方々が保険給付から外して地域支援事業に移行させられている、こういうことが行われております。

2017 年度には、介護保険事業計画に介護予防、重症化防止等、その取組の内容、目標設定することを義務化して交付金を交付する、こういうふうに制度が少しずつ変えられてきております。そのたびに、介護保険を利用している方が少しずつ少しずつ介護保険から他のほうに移行されている。全国的にこういう状況が行われているということで、町ではきちんと自立支援に向けて介護保険を利用してもらっていますということなのですけれども、制度的には少しずつ変えられているというところに非常に不安があるのですね。

それで、高齢化率がピークになる、団塊の世代の方々がピークになるときに、本当に介護保険制度が利用できる、自立して利用できる、そういう制度であってほしいという、そういう思いからこの質問をいたしました。町ではその視点に立って、介護保険をきちんと利用している方に自立も含めて対応していくというお答えでしたので、その点をきちんと守って、介護保険を利用する高齢者を支援していただきたい、そのことを確認して、次の質問に移りたいと思います。

その辺の確認をもう一度お願いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 介護保険は地域で介護を要する人を支えていく、そしてその介護をされる方がなるべく自分の力を使いながら自分の住みたい地域でやりたいことをやっていくことが大切でありますので、そういった観点からこの制度を運用してまいりたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) そこが非常に高齢に向かっていく者として不安に思いますので、きちんとそこの ところを守っていただければ、安心して年を重ねていけるかなというふうに思いますので、そこの確 認をしたかったという状況でもあります。

次に、食費・居住費の補足給付なのですけれども、ここ、谷口議員の質問と重なるところではある のですけれども、このショートステイの対象者が 283 世帯ですか。人数としては、世帯としては多い のではないかなというふうに思います。また、認証施設は11月の時点で15世帯、16人ということで すが、一つの例として2万円の増額になりますということでしたけれども、そのほかにも年金収入で 120 万円以上の方は4万2,000円の負担増、こういう状況にもなります。そういう中で、私が相談を 受けた方は、突然に請求が来て2万円以上の負担になったと。びっくりして聞きましたら、こういう 制度が変わっていたということ。それと、ご夫婦でいらっしゃいますので、夫さんのほうが入所して これだけの負担だと。自分の年金はもっと低いのでそのために蓄えをしていたと。そういうふうにな ると本当に今度自分の生活がどうなるか不安だという、そういうこともお聞きしております。また、 ショートステイでも、これだけ金額が上がるのであれば、本当は行きたいけれども行けなくなったと いう、こういう高齢者も実際に相談も受けております。こういう中で、確かに国の制度ではあるので すけれども、こういうような負担の状況になりますと、それこそ前段では自立のための介護保険制度 といいながら、自立できなくなっていく介護保険制度に、少しずつ移行されているのではないかと、 そういう心配が目の前にあるわけです。ですから、これは国にしっかりと補足給付制度を元に戻すよ うに求めていく。それと同時に町としても何らかの手だて、本当に生活が大変になっている、そうい う状況が分かったときには何らかの手だてが必要ではないかと思います。その点は、いかがでしょう か。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長 (飯田晴義) 今回の改正については全国一律に、どこに住んでいても同じ扱いになる、対応を

されるというであります。確かに月額で2 万4,000 円上がるという、2 万4,000 円上がるということを聞くと、私もすごいな、すごく上がるなというふうに第一印象としては思いました。ただ、従来1 日650 円なのですね。1 日650 円ですよ。そうすると、1 食3 で割ると200 円ちょっとですね。そうなれば、これ町の学校給食よりも安いな、そういう感覚にも実は一方ではなりまして、御飯はどこにいても食べるわけですから、その負担が過度な負担になることは避けなければならないですが、2 の食事料が1 日1,445 円で食べられるというふうに考えたら、これは間違いなく私はそういう印象持ちますけれども、1 日1,445 円で1 日3 食まで食べられるということになれば、果たしてこれが過度な負担なのかどうなのか、その辺を考えながら国としては基準を決めたというふうに私は解釈をしております。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 高齢者の生活実態といたしまして、1日このぐらいの食事かかって当然ではないかというお答えというふうに聞いております。しかし、地域で聞いてみますと、1日800円で、1日の食費を賄っている高齢者もおります。本当に年金が少なくて、灯油代も節約して、そして食事代はこのぐらいという生活の方もいらっしゃいます。施設に入所した場合、これだけの金額、食事、本当に食が細くなっていきますし、本当に入所している人たちが喜んで食べられる食事、そういう内容というところもしっかり確認しながら、この金額で普通の金額なのかと、私は高いのではないかというふうに、私自身は思っているのですよね。確かに全国的な制度ではあるかもしれませんけれども、高齢者の生活実態に合った食費なのかどうか、そこのところの認識の違いはあると思うのですが、いかがですか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 高齢者の方もいろんな生活レベルがありますので、なかなか一概に決めつけることはできません。ただ、野原議員がおっしゃったような、そういう方もいらっしゃるとは思います。けれども、そうでない方もいらっしゃるというようなことを考えたときに、全国の基準の中で負担し得る額なのだというふうな、そういう考えの基で決定されたのだというふうに、これはもう認識せざるを得ないというわけですね。これが実態に合っていないのであれば、下げなければならないというふうに私は思います。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) これ、全国的な制度だ、もちろんそうなのです。ですけれども、介護保険を利用しての施設入所ですから。介護保険料はずっと納めていますよね、65歳から。また、40歳からの方々も介護保険料は納めております。何十年もかけております。そういう中で介護保険制度を利用しているのです。全ての方が利用しているわけではありません。こういうふうにして必要だから施設に入っているわけです。そういう方に対して、これだけの負担増というのは、本当に厳しいのではないか、その視点を持つべきではないかと思います。町独自では、この制度を変えていうということは、確かに困難だと思います。ですから、国に元に戻すようにしっかり意見上げていくと同時に、本当に困難だという、そういうところに対しては、何とか手だては取れないのか、そういう点でもう一度お聞きいたします。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは全国一律で決まっている制度ではありますけれども、それはそれぞれの地域における生活レベル、これは 47 都道府県全部同じとは限りません。北海道、特にこの幕別において、この負担が本当に高齢者の方にとって厳しいものであるということであれば、そこはやはり国に対してもう少し下げるように、介護保険制度をもう少し国がしっかりと財政的に支援をするようにということは申し上げなければならないなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) ぜひ、幕別町だけではなくて、他町村、いろんな方々と一緒に国に申し入れして

いく、そういう答弁もいただいておりますので、強力に元に戻すようにきちんと手だてを取っていただきたい。それと同時に、まだこの制度を知らないというところもありまして、介護保険を利用して、こういう施設を利用している方には、きちんと周知をいたしまして、こういうふうに変わりましたよということを知らせることも大事だと思いますので、その周知のほうも、ぜひ行っていただきたいと思います。

次に、介護従事者の労働実態と充足率ということなのですけれども、答弁を頂きました。それで、職員は充足している、こういう答弁なのですけれども、退職者が41人、新規採用者が46人、これ令和2年、1年間です。そうしますと、5人が定着して、41人が退職しているという、ここをどのように押さえていくのか、ぜひお答えを頂きたいと思います。離職者が多過ぎるというのは、どうしてなのかということです。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 町内の施設全体で 41 人が、これ多いのか少ないのかといったら、ちょっとなかなか私もその辺の尺度が持ち合わせていないので分かりませんけれども、これ施設何か所ですかね、8か所ですか。8か所で 41 人退職したということですから、5 人ですか。1 施設当たり 5 人ということになると、ちょっと多いかもしれません。ただ、この退職事由は分からないのですね。どういう理由で辞めたか、それが常勤なのか非常勤なのかということもありましょうし、退職事由がちょっと押さえ切れていませんので、そこら辺は調査した上で、本当に定着しない、労働条件が悪くて、あるいは人間関係なり悪くて定着できないのであれば、そこは改善を求めていく必要があるのだというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 介護保険制度が始まった頃には、若い方々が介護関係、障がい者関係、そういうところに就職をしていると、統計的にも明らかになっております。その若い人たちが、どうしてこの介護の現場に就職したかという、そういう中では、やはり高齢者や障がいのある人との人間的な触れ合いや社会貢献という積極的な要因から、介護職として就職を希望する人たちが多かったと、アンケートではそういうふうになっているのですね。それで、そういう状況から今度20年たちました。そういう中で、今言われているのは、介護労働者の賃金が低過ぎる、年間で全産業平均の月6万8,000円、ボーナスを含めれば月9万5,000円低い。介護職ですとか障がい者施設のそういう人たちの職業。今回、岸田首相は1か月9,000円上げるというふうにお答えになっているのですけれども、これから見ても、労働条件、この賃金が低いというのは明らかになってきていますね。

そういうことですとか、やはり短期雇用ですとか、そういう方たちが多い。それから、働く条件として、介護の現場に行ったときに賃金だけではなくて、賃金が低いので定着しない。正規雇用ではなくて非正規が多いと、そういうことが重なってだんだんだんだんだんだんたちが、最初の希望であった生きがいがなくなってきて、介護の現場に定着しない、こういうことも実態として明らかになっています。それで、介護保険がスタートした頃の介護職員の平均年齢が34.8%、そしてホームヘルパーは48.5歳、2018年には41.9%、これ施設の介護職員の平均年齢ですね。ホームヘルパーの平均年齢が57.7%。このことは、若い人がこういう現場に生きがいを持って働くことができなくなったというあかしではないかと思います。

それと同時に、前段で、私、高齢者の自立できるような介護保険制度になっているのかという質問をいたしましたけれども、そことリンクしているのではないかと思うのですね。ですから、なかなか職員が定着しない、こういう現実があって、幕別町でも退職が41人、新規採用が46人、5人しか定着しない。そして、この中で正規が何人なのか、町長先ほどお答えになりましたけれども、そういうところもしっかりと調査いたしまして、正規職員で定着できるような労働条件であれば、介護職に就く方はいらっしゃると思うのですよね。そういう改善が必要だと思いますが、いかがですか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 離職した方の常勤は23人と、半数以上を超えていますね。そういうことからする

と、野原議員おっしゃるように、常勤でも定着しないというか辞めている方が多い。退職事由が分からないので一概に定着しているしていないということは言えませんけれども、常勤の方が 23 人辞めて、非常勤が 18 人辞めておられるという数字が出ておりますので、そういうことからすると、常勤が 23 人も辞めるのは、やはり正常ではないのかなという感じはいたします。ただ、実態は分からない中でお話をしていますので、もう少しそれぞれの事業所の実態を把握した中で、それは何を気にして辞めておられるのか、定年なのか、途中退職なのか、あるいは家庭の事情なのか、いろいろあるかと思いますけれども、それを含めてその原因がやはり待遇が悪い、給与あるいは労働条件の面で待遇が悪いということであれば、そこはやっぱり事業所に対して、なるべく定着するような事業者責任において努力もしてもらわなければならないなというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) ぜひ調査していただきたいと思います。

それと在宅のホームへルパーなのですけれども、今までホームへルパーの場合には、1回行ったら 1時間が45分に時間短縮されているのですよね。そして、私、入浴サービスを受けている方の相談があったのですけれども、今まで1時間だったときにお風呂にゆっくり入って、ちょっと相談事もできたと。45分になったら、ヘルパーさんが自宅に入って帰るまで45分、そういうふうになると、さっさと着替えや何かができる人が受けるサービスではありませんから、服を脱いだり、お風呂から上がったり、時間がかかると。そういうふうになると、ヘルパーさんが身支度を整えて出るまでが45分。そうすると、実質入浴にサービスを受ける時間が非常に短縮されていると。帰るときに、事業所にこれから仕事終わりましたという連絡する時間も45分になると。これであれば、本当に入浴サービスを受けている、そういう気持ちにはならない。せかされて入浴サービスを受ける、これでいいのだろうかという、何のために介護保険料を払ってきたのか、必要なときに本当に必要なサービスが受けられない、こういう声も届けられているのですよね。

ですから、そういうふうになると、この9月から見たら、自分も介護入浴のサービス受けているのですけれども、9人へルパーさん替わっているというのですよね。続かないというのですよ。何ていうか、ヘルパーさんもすごく急がされて仕事をいているようだと。だから、定着しないのではないかと。ここの問題点も指摘されました。ですから、これは町で全部が解決できるとは思わないのですけれども、こういう状況で、利用者もヘルパーさんも大変な思いでこの45分を過ごしているという実態が明らかになりました。ですから、そういうところの改善も町で手だて取れるのであれば、手だてを取る、国に対してきっちりとそういうことも上げていく必要があるのではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) ただいまの訪問介護の時間についてなのですが、軽度の方は 45 分を目安に というのはありますが、介護度によって、訪問介護の時間については、どのようなサービスを提供するかということによって、様々な時間帯の設定がありますので、その方にとって必要なサービスの提供時間がどれかということで決まってくると思いますので、一律に 45 分ということではないというふうに、一律に 45 分ということではないです。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) それでは、介護度の見直しをしていけば、45分が延びることもあり得るということですか。
- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 必ずしも介護度だけではなくて、要介護認定になった場合には、その方に 身体的な介助が中心なのか、生活援助が中心なのかという、どういうサービスを提供するのか、それ で、その方の家族状況ですとか、身体状況とかに応じて、その方にとって、どの時間帯のどういうサ ービスが必要かということで、ケアプランが立てられていきますので、身体状況が変わっているので あれば、介護度を見直すという方法もありますし、あとその方に対するケアプランが、サービスの提

供がどうなのかというのは、サービス担当者会議などで、45分ではやっぱりその人が自立していくために必要なサービスが受けられないとなれば、またそういうところでまた話し合うということになるかと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) では、その方の状況を聞いて、ケアマネジャーの方と相談して改善をしていく、こういう視点で押さえていきます。しかし、この中で問題なのは、ヘルパーさんが、この9月から何人も、数人も替わっているという、これは事業所の状況だとは思うのですけれども、でも、今、幕別町の介護従事者の退職者、新規採用者、そこと何かリンクして思ってしまうのですね。定着しない、そこのところをやっぱり共通する問題点があるのではないかという指摘をして、私はそういう点もひとつ大きな問題ではないかなというふうに感じていますが、その点はいかがですかね。
- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 私も9人替わった方の状況が、事業所の状況も分からないのであれですけれども、必ずしもその方にサービスを提供するときに、事業所で人を固定しているわけではないので、逆を言えば、そのときのほかのサービスの方の誰がどの方のところに行くのかというところで、調整されているという可能性もあるので、必ずしも9人、人が替わったというところで退職者が多くてというところにはリンクしないのではないかなというふうに考えます。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) そういうことであれば、私ももっと実情を聞いて、どういう状況なのか確認して みたいと思います。しかし、非常に利用する人にとっては、サービスをする方が替わるというのは非 常に不安だという、そういう点が一つ聞いておりますので、そこをもう一度確認していきたいと思い ます。

それでは、次に移りたいと思います。

後期高齢者ですね。先ほど、影響額がこの間どれだけ影響額が出るかということでは、非常に実態金額というのは難しい状況なのかなと思いまして、一つの例についてお聞きいたしました。一例だけであっても負担が高額になっているというところで、介護保険料の軽減が必要ではないかということで、町としても広域連合にきちんと保険料の抑制を求めていくということでしたので、ぜひ、そこをこれからも求めていっていただきたいというふうに思います。

ちなみに、今の高齢者の経済状況なのですけれども、年金額が引き下げられております。少しずつ 少しずつですよね。それと、後期高齢者の保険料は2年ごとの見直しで引き下がるのだったらいいの ですけれども、引き上げられております。それで、9割軽減も廃止になっております。そして、介護 保険料も3年ごとに見直しされまして、これも幕別町の場合、引上げになっております。75歳以上の 医療費も200万円以上の人たちは2割に引き上げられますよね、来年の10月から。そして、消費税の 引上げですね。本当に年金だけで生活されている方の暮らしがだんだんだんだん厳しくなってきてい るというのは、こういうことからも明らかです。それで、幕別町の高齢世帯の生活保護の世帯数が、 2018年が167世帯、60.7%、2019年度が173世帯で63.4%、2020年度が179世帯で64.2%、こうい うふうにして高齢者の生活保護受給者も増えております。こういうことから見ても、本当に高齢者の 暮らしが大変だということも明らかになってきております。そういうところで、保険料の引下げとい うのは本当に切実な要求でもあるのですね。それで、今9割軽減から7割軽減になると、これは国保 と同じ基準になってはいるのですけれども、高齢者の保険料が年金から、ほとんどの方が後期高齢者 は年金から引かれますよね。年金から引いていない人もいるのですけれども、介護保険料も後期高齢 者保険料も年金から引かれると。そうすると、本当に使える金額が少なくなっているという切実な思 いが伝わってきます。そういう点で、ぜひ、道に対して保険料の引下げをしっかりと求めていってい ただきたいと思います。ここで、町の答弁といたしましては、広域連合に保険料の軽減を求めていく ということでした。それで、ここのところもしっかりと求めていっていただきたい、このように思い ます。その点、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) まず、広域連合における収支の見込みはどうなっていくかということ、そういう中で保険料が急激に上がるようであれば、そこは何らかの措置が必要であろうというふうに思います。今、作業しているのは令和4年度と5年度の保険料がどうなっていくか。やはり2年見ないと、今年は、令和2年度は受診控えによって542億円が剰余金が出たわけでありますけれども、これはコロナ禍を脱していくと、普通のペースに戻ったときに、この542億円はなかったというか、余分なお金みたいなものですから、これが増えていくと、このお金を充当して保険料を据え置いたら、またそれがベースとなって翌年増えていったら、さらに上げなければならないという事態にもなりますので、ここはやっぱり長期的な視点に立って、保険料がどういう推移をするかという中で、慎重にこれを充当していくというということが必要だろうというふうに思います。それで、充当できるのであれば、そこは町としてもそういう要請をしたいなと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 今回もコロナの関係で受診控えがあって、これだけの余剰金ができた、それは私もそのとおりだと思うのですけれども、まずは2年間これを活用して、保険料を低く抑える。この次、またそれががっと上がるかもしれない、こういう心配は確かにあると思うのですけれども、これ、悪循環になるのではないかと心配あるのですね。保険料が上がって、収入が下がってくる。そうすると病院の受診控えも起きるようになれば、重症化してから病院になると、また医療費がかかる、悪循環になる可能性もあるという心配があります。そして、高齢者の方は、何で自分たちが元気なときに働いてきたのに、国民健康保険から外されて、75歳以上から後期高齢者という保険に分けられるのだと。若いときは一生懸命働いてきたと、税金も納めてきた。その矛盾が非常に怒りになるという、そういう声も聞かれているのですよね。ですから、確かに高齢になったら、病気が多々増えます。そういう中で、どういうふうにして高齢者の健康も守って、なるべく病院にもかからないような手だてを取るだとか、かかった場合でも手だてを取れるとか、そういうことも幕別町だけでは、もう本当に介護保険も後期高齢者も、町ではどうにもならない部分いっぱいあると思うのですけれども、しっかりと道とか国とかに意見を上げて、住民の暮らしを守っていくという、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、いかがですか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) その姿勢は、これまで全く変わっておりませんので、しっかりと住民の方が、町 民の方が安心して暮らせるようなそういう環境になるように、引き続き要請活動については努めてま いりたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 強く要請いたします。

最後に、高齢者の受診率なのですが、コロナで確かに少し下がっております。やはり受診して健康 を維持していくって大事なことだと思いますので、引き続き高齢者にも健診を受けるように啓発もし ていただいて、健康を守る手だてを要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長(寺林俊幸) 以上で、野原惠子議員の質問を終わります。 この際、15 時 30 分まで休憩いたします。

15:23 休憩

15:30 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、酒井はやみ議員の発言を許します。 酒井はやみ議員。 ○9番(酒井はやみ) 通告に従って質問します。

高校生の生活と学びを支える支援を。

約2年に及ぶコロナ禍は、町内の高校生の生活にも大きな影響を与えてきました。学校行事、部活動をはじめ様々なことが制限され、先の見通しが立ちづらい不安定な社会の動きの中で、高校生自身、また保護者や高校教職員など関係者の皆さんが、高校生活の充実や進路選択を支えるために懸命な努力をされてきました。

幕別町としても、これまで高校生の通学を支える修学支援資金交付事業や、2校の歴史を引き継いで新設された幕別清陵高校と、中札内高等養護学校幕別分校への支援を位置付け、「魅力ある高校づくい支援事業」で多彩な支援を行ってきました。

町の高校生たちが、コロナ禍でも安心して学びを継続、充実させられるよう、改めて高校生の実情を把握し、支援の内容について再検討する必要があるのではないかと考えます。

とりわけ幕別清陵高校は、今年でスタートして3年が経過します。いよいよ生徒たちの希望にかなう魅力ある学校づくりを軌道に乗せていくことが求められています。

このコロナ禍にあっても、高校生たちが望む高校生活、進路選択が保障されるよう、町としてできる支援について以下の点を伺います。

- 1、魅力ある高校づくりについて。
- ①子どもたちと保護者の学校への評価、要望は。
- ②不登校、退学の状況は。
- ③「魅力ある高校づくり支援事業」の評価は。
- ④町内中学生の清陵高校への進学割合は。また、管内他市町村への進学割合は。
- ⑤町として今後の課題、支援内容について考えていることは。
- 2、高校生の通学支援と安全確保について。
- ①通学路の安全点検を。

幕別清陵高校の通学路について、暗くて危険との声があるが対策は。

みずほ通りや、旧国道など通学路の街灯の整備を。

沿道の雑草など通行障害の点検を。

②通学費用の支援を。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 酒井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目と2点目の2つ目につきまして、答弁させていただきます。

「高校生の生活と学びを支える支援を」についてであります。

本町には、現在、高校と特別支援学校がそれぞれ1校あり、幕別清陵高校につきましては、本町における高校教育が安定的かつ持続可能で、生徒・保護者が求める高校の確保を図るため、平成29年2月に江陵高校に対し、幕別町内の高校の再編等について要請を行い、同意を頂いたことから、同年4月、北海道教育委員会に対し、幕別高校と江陵高校の再編統合に関し要望を行い、31年4月、3間口、120人を定員として開校いたしました。

また、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、平成24年9月に北海道教育委員会が、「平成25年度公立特別支援学校配置計画」において、職業学科を設置する知的障害特別支援学校高等部への進学希望者が増加している状況に対応するため、幕別高校の空き教室を活用して開校することについて決定し、25年4月、2間口、16人を定員として、道内では初めてとなる産業総合学科が設置されたところであります。

教育委員会といたしましては、幕別町の風土や幕別高校と江陵高校の伝統・特徴を生かした魅力ある学校づくりを目指す幕別清陵高校と、卒業生の社会参加と自立を目指す中札内高等養護学校幕別分

校に対しまして、今後におきましても、できる限りの支援を実施してまいりたいと考えているところ であります。

ご質問の1点目、「魅力ある高校づくりについて」であります。

1つ目の「子どもたちと保護者の学校への評価、要望は」についてであります。

はじめに、幕別清陵高校の状況を申し上げますと、令和3年度前期学校評価における保護者と生徒へのアンケート調査では、8割の生徒が「入学してよかった」「卒業後の進路について知ることができた。また具体的に考えている」と答え、9割の保護者が「入学させてよかった」「学校は生徒に様々な進路情報を提供し、個々にあった進路選択ができるような働きかけを行っていると思う」と回答しているとお伺いしております。

また、生徒から「行事等を自分たちの手でつくり上げることができるので楽しい」「学校外での体験授業が多くあり様々なことが学べる」といった声が多くあるほか、生徒と保護者から「登校時に坂を上るのが大変なので、札内駅から学校までの交通手段を確保してほしい」といった要望があったとお聞きしております。

次に、中札内高等養護学校幕別分校の状況を申し上げますと、直近に行われた令和2年度学校評価における生徒へのアンケートでは、8割以上の生徒が「学校は楽しい」「学校で学んだことは社会に出てから生かせそう」「授業や生徒、先生との関わりを通して成長できたと感じる」と回答しております。

また、保護者へのアンケートでは、9項目の各5点満点の項目中、いずれも3点台後半以上の評価となっており、「進路についての情報提供や面談は適切である」「生徒は幕別分校に通うことで生きる力が育っている」などが4点台と高い評価であり、その中では特に要望はなかったとのことですが、学校評議員会から「発達障がいについて理解を深められるような研修会等を企画してもらえるとよい」という意見があったとお聞きしております。

2つ目の「不登校、退学の状況は」についてであります。

幕別清陵高校の不登校につきましては、令和2年度から3人程度、退学については令和2年度が6人、3年度が2人、中札内高等養護学校幕別分校については不登校はおらず、退学については令和2年度に1人であったとお聞きしております。

3つ目の「「魅力ある高校づくり支援事業」の評価は」についてであります。

幕別清陵高校については、学校が郷土に根差し、開かれた学校として町民に愛され、社会の変化や時代の発展に即応し、特色ある教育活動を展開できるように支援、協力を行うことを目的として「北海道幕別清陵高等学校教育振興会」が、また、中札内高等養護学校幕別分校については、教育活動を支援し、生徒の社会自立と参加に寄与することを目的として「北海道中札内高等養護学校幕別分校地域協力会」が組織されており、当該団体を通して間接的に補助金を交付し、支援をしているところであります。

幕別清陵高校に関わる内容といたしましては、3年間の学習状況の記録や部活動、奉仕活動の記録などを行う学習支援システム導入に対する補助や、体験活動等への補助、福祉コースの生徒を対象とした介護職員初任者研修に要する費用や、学校行事等の教育活動へのバス運行経費の補助、大会遠征費用の保護者負担軽減等のための部活動振興補助を行うなど、各種学校活動に有効に活用されているものと認識いたしております。

また、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、地域と連携した作業学習やパークゴルフ授業などの体験活動、学校祭などの学校行事、各種検定料に対して補助を行うなど、生徒たちの幅広い活動に活用され、実習や就労につながっていることから、今後も支援が必要であると認識しているところであります。

4つ目の「町内中学生の幕別清陵高校への進学割合は、また、管内他市町村への進学割合は」についてであります。

はじめに、町内中学生の幕別清陵高校への進学割合の状況を申し上げますと、平成31年度は町内中

学校の卒業生 265 人のうち幕別清陵高校への進学が 38 人で、進学割合は 14.3%、幕別清陵高校の入学者 102 人に対する割合は 37.3%、令和 2 年度が 238 人のうち 33 人で 13.9%、入学者 96 人に対しては 34.4%、3 年度が 255 人のうち 52 人で 20.4%、入学者 114 人に対しては 45.6%でありました。

次に、管内他市町村への進学割合につきましては、幕別清陵高校、中札内高等養護学校幕別分校と 管外高校への進学等を除き申し上げますと、平成31年度が210人で79.2%、うち帯広市内の高校入 学者が161人で60.7%、市外が49人で18.5%、令和2年度が189人で79.4%、うち市内が160人で 67.2%、市外が29人で12.2%、3年度が184人で72.2%、うち市内が149人で58.5%、市外が35人で13.7%でありました。

5つ目の「町として今後の課題、支援内容について考えていることは」についてであります。

はじめに、幕別清陵高校につきましては、3年連続で入学者数が定員割れしている現状にあることが課題と考えますが、当初、出願状況では、平成31年度は118人で倍率1.0倍、令和2年度は171人で倍率1.4倍、3年度は169人で倍率1.4倍と、十勝管内の高校の中でも高い倍率でありましたが、入学者については、定員が120人のところ、平成31年度が102人で18人の欠員、令和2年度は96人で24人の欠員、3年度は114人で6人の欠員となりました。

出願の段階では、幕別清陵高校を選択し、受験している生徒の数は増加している状況でありますが、 入学者数に結びつかないことの要因の一つに、併願している私立高校の授業料無償化により経済的な 負担の面で、公立と私立の差が縮まっていることも少なからず影響しているものと受け止めておりま す。

幕別清陵高校といたしましても、より多くの生徒に高校の魅力を伝えるため、町内外の中学校への学校説明やオープンスクールを実施しているほか、教育委員会としても幕別清陵高校の魅力が子どもたちや地域に浸透し、選ばれる学校へつながるよう、そのニーズに合った各種学校活動に対して、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、卒業後の就職先の確保が課題であると考えておりますが、平成30年度は卒業生14人のうち一般就労が6人、福祉的就労が7人、その他が1人で、うち町内への就労が1人、令和元年度は卒業生11人のうち一般就労が6人、福祉的就労が4人、その他が1人で、うち町内への就労が2人、2年度は卒業生10人のうち一般就労が6人、福祉的就労が4人で、うち町内への就労が1人でありました。

同校に設置された産業総合学科は、特定の職種を学ぶ従来の職業学科とは異なり、幅広い職種に対応した学習を行うことにより、就労の選択肢を広げようとするものでありますことから、近隣の企業と連携し、学校での作業学習と企業における実習を通年にわたり定期的に繰り返して実施し、就労のための能力の向上や職業の適合性の評価等により、職業自立できる人材を育成するとともに、企業の求人とのマッチングが図られているとお聞きしているところであります。

教育委員会といたしましては、中学校の卒業生が年々減少傾向にあるにも関わらず、特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあり、今後も、高等養護学校への進学希望者が増えていくものと予想されますことから、引き続き、地域協力会での活動をはじめ、幕別町自立支援協議会や就労支援事業所等との連携、農福連携などにより、卒業生の就労機会の掘り起こしなど、地域での自立に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「高校生の通学支援と安全確保について」であります。

2つ目の「通学費用の支援を」についてであります。

幕別清陵高校の生徒 294 人の主な通学方法を申し上げますと、徒歩が 30 人で全体の 10.2%、自転車が 65 人で 22.1%、JRが 79 人で 26.9%、幕別清陵高校スクール線のバスが 52 人で 17.7%、保護者の送迎が 68 人で 23.1%となっております。

公共交通機関を利用している生徒が多く、少なからず経済的負担が伴っていると認識しているところではありますが、教育委員会といたしましては、現時点では通学費用の支援よりも、幕別清陵高校に入学した生徒の皆さんが意欲的に学習ができ、個に応じた進路選択がかなうよう、教育活動に注力

した支援を最優先と考えているところであります。

以上で、酒井議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長 (飯田晴義) 酒井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「高校生の通学支援と安全確保について」であります。

1つ目の「通学路の安全点検を」についてであります。

はじめに、「幕別清陵高校の通学路について、暗くて危険との声があるが対策は」についてであります。

現在、幕別清陵高校の主な通学路となっております町道札内高台線は、昭和60年に建築された当時の江陵高校の通学路として、歩行者数の増加や自動車交通量の増加を見込み、昭和57年度から5か年計画で道路整備と併せ照明施設の整備を行ってきたところであります。

このうち照明施設につきましては、旧国道との交差点から学校の校門までの約 1,050 メートルの間に、連続して 22 基の照明施設を設けておりますことから、夜間における歩行者の視界が一定程度確保できているものと認識しております。

しかしながら、坂道を下る自動車の速度超過や樹木の枝による照明の光の遮断などが、危険と感じられる要因と考えられることから、自動車の減速を喚起する標識等の設置や定期的な樹木の剪定を行うなど、歩行者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、「みずほ通りや、旧国道など通学路の街灯の整備を」についてであります。

道道や町道の道路整備は、道路法の規定に基づき、道路の一般的な技術基準を定めた政令である道路構造令の基準にのっとり整備を行っており、道路の附属施設である道路照明につきましても、同基準に準拠した整備を行っているものであります。

みずほ通は、リバーサイド工業団地から国道 38 号まで続く都市計画道路であり、北海道が管理する 道道であります。現在、みずほ通の道路照明につきましては、連続照明により整備されておりますが、 街路樹が大きく成長している場所によっては、道路照明を遮るような状況が見られることから、道路 管理者である北海道は令和3年度から令和6年度までの4年間の予定で、街路樹の剪定作業を進めて おり、順次改善されるものと考えております。

また、ご質問の旧国道は現在の町道幕別札内線であり、札内市街と幕別市街を結ぶ主要幹線道路となっておりますが、主に郊外地に位置する道路であるため、車両交通量は多いものの歩行者交通量は少ない道路となっております。

このことから、道路照明につきましては主要道路との交差点や橋梁など、道路状況を的確に把握する必要がある箇所において、局部的に設置している状況となっております。

さらに、交通安全対策や防犯対策として照明が必要な箇所については、防犯灯を設置しており、今後も状況を確認しながら、必要に応じて防犯灯の増設など交通安全対策や防犯対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、「沿道の雑草など通行障害の点検を」についてであります。

町道札内高台線など幕別清陵高校周辺の町道の雑草や支障木の対応については、町道維持管理業務として民間業者に委託し、年2回の草刈りを実施しているほか、道路パトロールにより雑草や支障木により通行に支障が生じているような箇所が発見された場合には、その都度、草刈りや剪定を行っているところであります。

引き続き、生徒の皆さんの通行に支障なく安心して通学できるよう、適時の草刈りや剪定を実施するなど、安全な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 再質問させていただきます。

新聞報道などでも、清陵高校や中札内高等養護学校幕別分校の高校生たちの、主体的で多彩な取組

が報道されていて、とても明るいニュースだなと、頼もしい思いを感じていたのですが、今回の答弁をお聞きして、8割、9割の生徒さんや保護者の皆さんが「入学してよかった」とか「成長できた」とか「生きる力が育っている」というふうに答えておられるということで、大変うれしく思いました。同時に、このコロナ禍の中で、高校生たちにも様々な深刻な影響があったのではないかと、大変気がかりにも感じて、今回こういったテーマの質問にしました。

全国では、小中学生の不登校や高校生も含めた、小中高校生の自殺が過去最多となっているという 報道があったり、高校生の3割、4割に鬱症状があるという報道なんかもあります。町の高校生たち がどういう状況にあるのか、いい面もありますけれども、そういった影響がないのか、町がつかんで いることがあったら、最初に教えていただきたいなというふうに思います。

最初に、不登校や退学の生徒さんの人数をお聞きしました。令和2年から清陵高校では、3人程度の生徒さんが不登校、退学については令和2年が6人、中札内幕別分校の生徒さんは1人、令和3年は清陵高校の退学者が2人ということでしたが、理由が分かっているケースがあったらお願いします。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 不登校、退学の理由ということでございますけれども、これ道立高校でありますので、詳細についてはお聞きしていないというか、そういうことでありますけれども、概略としては生徒自身の問題であるとか、家庭の理由であるとか、そういったこと、いろいろな要因がこれ重なり合って、こういうことになった。それにはコロナの影響もあるかどうかというところまでは、ちょっと確認はしておりませんけれども、様々な事由であるというようなことは伺っております。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 進路変更があるということは考えられますので、不登校はちょっと心配なのですけれども、退学がいいとか悪いとかいうことは特に思っていないのですが、理由がつかめていたらということでお聞きしました。

先ほども述べたように、コロナで精神的に不安定になっている高校生たちが増えているということが報道されていて、これがとても気がかりだなというふうに感じて、この点についてちょっとお聞きしたいことがあるのですが、1年前に国立成育医療研究センターが行ったアンケートで、高校生の3割が中等度以上の鬱症状にあるという結果が伝えられました。中等度以上の鬱というのは、睡眠障害や食欲不振なんかが顕著な特徴ということで、通院が必要なレベルとされます。その後、今年の3月にまた同じ機関がアンケートを行っているのですが、心の健康状態が、小学校の低学年は回復傾向にあるということが分かったそうです。ただ、それ以上の年齢では、高校生も含めて低下する傾向にあるという結果が出ています。高校生の自殺者数を見ましても、平成28年度は全国で196人、そこから年々206人、218人、237人と増加傾向にあったのですけれども、昨年令和2年度は、前年237人から一気に329人と増加をしています。特に女子の高校生の自殺が倍近くなっているということが分かっています。

コロナ禍の影響で心の不安定さがより深くなってしまうという傾向があるのではと思うのですが、 町内にある高校の高校生に限らずですけれども、町内の高校生でこうした変化だとか、例えば学校に 来てたのに来られなくなったとか、休みがちになっているとか、食欲がないとか、自分で自分の髪を 抜いてしまうとか、そういう気がかりなお子さんの変化がないかどうか、町で発達支援センターのほ うで18歳までのお子さんの相談を受けているということもあったと思うので、そうした中でつかめて いる話なんかがあったら、お聞きしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 詳細の資料を持ち合わせておりませんけれども、発達支援センターで高校生がそういうような鬱の症状での相談があったというふうには聞いてございません。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 分かりました。何か分かればということでお聞きしたのですが、先ほどのような、高校生に深刻な影響が出ているという報道があって、町としてというか行政として何ができるの

かなというふうに考えたいなと思ったのですけれども、どうしたらいいのですかね。町のほうでは何か、もう本当に私たちとしては、何か直接高校生の皆さんと関わり合うことも少ないですし、できる知恵もそう持ち合わせていないわけですけれども、皆さんのほうがいろいろお知恵も力もあるかなと思いまして、こういった問題についてどのように受け止めて、検討されているのかという点について、ちょっと伺いたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 町内の高校生全てということは、なかなかこれ把握するのは難しいかと思います。

今、幕別清陵高等学校の関係で申し上げますと、学校でできる対応ということになると思いますけれども、やはり子ども、生徒たちの見守りというか見取りをきめ細かにするということが一番だというふうに思います。何か小さな変化でも気づいたら、すぐ先生方がチームで、学年団だとかチームでスピード感を持って対応していくというのが大事だと思います。

清陵高校につきましては、2人担任制を取っておりまして、通常であれば担任1人なのですけれども、2人担任制を取っておりますので、そういった意味では、担任2人おりますので、よりきめ細かな対応ができているのではないかなというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 本当、高校生の身近にある高校の現場で、フォローしていくのが一番かなというふうに思いますが、先ほどの自殺の例でいいますと、高校生、去年329人なのですが、警察のほうでつかんでいる高校生の自殺は500人超えるという報道があったのです。なので、学校や教育委員会がつかめていないところで変化があるというか、そこだけに頼ることでフォローし切れるのかなという心配も思ったものですから、ちょっとみんなで気にかけていくしかないのかなと思うのでけれども、保護者も含めてですけれども、また何か知恵があったら、一緒に取り組んでいけたらいいなというふうに思います。

次に、コロナによる高校生の経済的な影響も気になるところです。なかなかこれも実態つかむのが難しいのかなというふうに思うのですが、例えば生活福祉資金貸付制度として、教育支援資金制度があって、そこでは高校生がいる世帯が生活が大変になったときに月3万5,000円まで、場合によっては1.5倍までの支給を受けることができるというふうに認められています。そういった支援金の申請を行った家庭が町であるのかどうかだとか、高校生のいる世帯で国保税を滞納した世帯があるのかどうかだとか、通学に支障が出るほど、ちょっと経済的に大変になっているとか、そうしたことでもいいので、つかめていることがあったら教えていただけます。

- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 今言われたコロナによる経済的な影響という部分の中では、答弁に足り 得るような資料等は持ち合わせておりません。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

③から⑤まで関連するので、併せて質問したいと思います。「魅力ある高校づくり支援事業」の評価を伺いました。私も町民の方から、町が様々なことでお金を出してくれていてありがたいという声も伺っています。支援が、高校生や保護者から力になっていると受け止められているなというふうに感じています。今年から清陵高校は全校生徒がそろって、今年度は定数に近い生徒さんが入学して通われてきています。町からも清陵高校を選んで通ってこられる生徒の皆さんが、充実した高校生活を送れるようサポートしていけたらなというふうに思いますし、それがまた町の魅力づくりにもつながっていくのではないかなというふうに思います。

今後の町としての支援についてなのですけれども、保護者の皆さんから寄せられた要望を踏まえて、 2つのことについてお聞きしたいなというふうに思います。 1つは、清陵高校への給食の提供について、この間も若干ちょっと議論したことがあるかなという ふうに思うのですが、生徒や保護者、学校側から町のほうに寄せられている要望などがありますか。 また、現在もし検討しているようなことがあったら教えていただけますか。

- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 給食の提供につきましては、食数の関係で給食センターでの可能な調理がオーバーしてしまいますので、高校生の分についての提供については、ちょっとできない状況であります。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) まず、保護者の皆さんから出された要望というか声を報告させていただきたいのですが、札内駅からの通学路にあった中央町にあったセブンイレブンがなくなって、それ以降、途中で買える店が少なくて、朝のお弁当作りのプレッシャーが大変だという保護者の方とか、自分で作れと言っても、うちの子はなかなか作れないのだという声だとか、成長期なのでコンビニのものとかパンだと栄養が偏らないか気がかりで、栄養管理された給食があるとありがたいとか、夏の暑い日はお弁当が傷まないか心配、衛生管理された給食だと安心だなどなどの声がありました。あと、小学校から中学校と食育がずっと続けられてきたのに、ここで中断するというのがもったいないという声もありました。ちょうど11月22日から26日に、給食センターから今提供されている子供たちに、「まくべつの恵み給食」というのが、ずっとシリーズというか、期間でされていて、とても好評だったのではないかなというふうに思います。献立を見ていましても、保護者も羨ましく思うような食材で、本当に限られた予算で大変な努力と工夫がされていて、とても保護者としてもありがたく感じたわけですが、こうした給食で高校生たちに幕別町との関係を感じてもらったり、町のよさを感じてもらうというのもお互いの力になっていくのではないかなというふうに感じました。

給食センターでできる可能性がないのかなということで、確かにずっと容量がないという話が以前もあったかなと思うのですが、ざっと子どもの人数の今後の推移を見てみたら、どうなのでしょうかね。その辺、もし検討したのだけれども無理だったということなのかどうなのかなと思いました。平成28年度から令和2年のこの5年間の推移で、どこの給食センターとかどこの小学校とか関わりなく、全部の小学生の人数は33減、中学校が120減、幼稚園が70減、保育所だけ28増になっていて、トータルで195減になっています。今の今、すぐにできるということは思わないのですけれども、今後の子どもの数の推移だとか、そういったことも、あと学校の要望も聞き、協議だとか、そういったことが開始できないかなというふうに思ったのですが、どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 子どもの数、小中学生の数は、今後減少していく傾向にございますので、そういった中で幕別清陵高校について、学校給食提供することがどうなのかということを含めて、今後状況に応じて検討していくということは可能だと思います。ただ、先ほど部長も申し上げましたように、開設、開校前の準備段階で検討したところでは、給食センターの容量が足りないということで断念した経過はあるのですけれども、今後の児童生徒数の推移によっては、できる可能性もひょっとすると出てくる可能性があるということで、それについては状況に応じながら検討してまいりたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) そうなればいいなというふうに思いましたが、今、十勝管内で結構あちこち自治体が給食を提供しているのですが、そこを見ましても全生徒が対象というわけではなくて、希望者だけを対象に、半分だとか7割だとかそういう学校もあるらしく、そういうふうにするだとか、段階的に例えば高学年から導入しますだとか、そういうこともあり得るのかなというふうに思ったりします。もちろん、足寄高校はたしか全部無料だったと思うのですが、ほかのところは大体自己負担で希望者にはお金も頂いているということでしたので、そういう形もあり得るかなというふうに思います。ただ、学校側の実際の要望だとか、生徒さんとかの要望だとか、もし実施するとなれば、そのほか配

送する車とか人員だとか、もう本当いろんなことが付随してくると思いますので、簡単ではないと思うのですけれども、何年か先でも可能性があるのであれば、協議は早めに始めていけられたらいいのかなというふうに思いまして、今回ちょっと質問に取り上げさせてもらいました。

町の今後の支援について、もう一点あります。

もう一つは、高校生修学支援資金制度の拡充についてです。これは、清陵高校とか分校のお子さんたちに限らずということになるのですけれども、道が生活保護基準の世帯には補助金を出しているので、それの補助という形で、生活保護基準の1.3倍程度の世帯に、1人目のお子さんには、年、公立高校通う子には8万4,000円、私立で10万3,500円支給されています。これで気になるのが、毎年決算の資料で100人近くのお子さんが申請していて、二十数名しか認定されていないということなのです。基準に沿わないからということなのですが、それだけうちは対象ではないかもしれないけれども、支援が欲しいという世帯が多いのかなというふうに印象を持っています。中にはもし認定されたらラッキーだなという程度の気持ちの人もいるかもしれませんが、手間のかかる申請をわざわざするということは、ある程度必要性を感じているということではないかなというふうに思います。授業料は今ほとんどの人が無料になっていますが、高校に入学させて通わせるのには、やっぱり答弁でも言われていましたが、経済的な負担がかなりあるなというふうに思います。

清陵高校のホームページを見ましたら、どれぐらいかかるか全部細かく書いてくださっていて、例えば入学時にかかる費用は、入学料 5,650 円、入学式の当日の諸納金が 30,000 円、制服代が男子 40,000 円、女子 42,000 円、ジャージが 16,000 円、教科書が 14,000 円で、そこまででも 11 万円程度かかります。さらに 5、6 月には諸費用で月 10,000 円の支払いもあります。加えて通学や部活や塾などの費用ということで、生活保護世帯の 1.3 倍を超える世帯だとしても、不安になるのは無理ないのではないのかなというふうに感じました。

町としてこれだけ申請者が多いというか、申請してくるという状況について、どのように認識をされているのでしょうか。また、認定されていない世帯が基準ぎりぎり近くの世帯なのか、とんでもなく多くてとてもではないけれども、対象ではないよというような世帯なのか、そのあたりもし分かればお願いします。

- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 今、申し上げられました修学支援資金の関係なのですけれども、基本、酒井 議員がおっしゃっていました、非課税世帯については道のほうで措置されまして、町のほうで措置される部分については、いわゆる小中学校でいえば就学援助と同じような考え方になりました、生保対象の収入基準の1.3倍未満ということで対象として認定し、対象者に支給しているところでございますけれども、ぎりぎりかどうかというラインについては、ちょっと今手持ちに資料ないものですから分かりませんけれども、基本的にはこれまでの経過で言いますと、申請の5割程度、いずれどちらかの道なのか町なのか、いずれにいたしましても町の部分の支出の部分については、あくまで町の単費ということでの支援ということで、一定程度の所得の低い世帯については賄われているのかなというように考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 申請者が多いではないですか。申請されない、あぶれてしまうというか、対象にならないよということで、その世帯が本当に必要だというふうに感じて申請しているのか、当たればラッキーぐらいな感じで申請しているのか、必要性について、必要のレベルというか、私なんかは心配だなといいますか、そのあたりどうですか。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 修学支援資金につきましては、高校を通じて周知を図っているところでございます。高校のほうでどういった案内の仕方までしているかというところまでは、ちょっと全部の高校を把握しているわけではないので、定かではないのですけれども、ちょっと言い方悪いかもしれないですけれども、酒井委員言われるような感覚で申請されている方もいらっしゃるのでないかなと、認

定率からすると、かなり多めに申請がありますので、ちょっとかなり外れているなという方も中には いらっしゃいますので、そういうようなことはあろうかというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) そういう人もいると思うのですけれども、もし分かれば、申請者の実態といいますか、所得の実際の状況、必要性について、もうちょっとリアルに見たほうがいいのかなというふうに思ったのですけれども、どうですか。分からないものですか、申請者の実際の所得の状況。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 申請者の状況ということですけれども、それは一枚一枚申請と、それから生保 基準1.3倍以内なのか、それを超えているのかというところは、一枚一枚結果を見れば分かるのです けれども、これはもう個人情報の範疇になりますので、ここでお話しすることはできませんし、今現 在、資料も持ち合わせておりませんけれども、お話しすることもできないということであります。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 私に話してもらわなくてもいいのですけれども、町として状況をつかんで対応 を検討していってもらえたらいいなというふうに思います。

では、次の大きな2番の高校生の通学支援と安全確保について伺います。

本当に詳細に各道路の現状や経過についてお答えいただいてありがとうございます。通学路のことを保護者の皆さんに幾つか聞いていったのですけれども、いろいろと声が出てきました。今回答えていただいた道もそうですが、札内高台線の暗いという問題もありますけれども、歩道の除雪が通学の時間に間に合わないだとか、歩道のほうに木や草がせり出してくるだとか、山道を上がっていく歩道が右側についているのですけれども、上がったら高校のほうに道路を横断しないといけなくて、横断歩道がついているのですが、高校生たちは門の前にある横断歩道ではなくて、その手前の運動場のほうから学校に入れるほうから入るから、あそこのほうに横断歩道を変更してほしいという声があったりして、現実どうなのかというのは、ちょっと私が聞いただけの声ですので、明るさの問題とかいろんな要望だとか、本当に高校生にとって1番いい形の安全を確保できるような通学路にできるように、時々点検したり、改善について相談できるような仕組みだとか、そういった高校生の通学路について、町として見守り続ける体制というのは取ることはできないのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 草木がせり出しているとか、草がぼうぼうだとか、それは道路パトロールの中で 把握をしていますので、適宜やらせていただいていますし、目が届いていないところがあればお知ら せいただければ、それはすぐ対応するということにしております。

それと照明については、これいろいろ多分感じ方、基準があって、暗いという人もいれば、暗くないという人もいると思います。では、その基準とは何なのだということに尽きるわけであります。この間、フィールドスタディー、12月9日にやりまして、清陵高校の生徒さん10名来て、私も三、四十分お話しさせていただきました。冒頭、「札内高台線通学路、暗いかい」と聞いたのですね。そしたら、全員手挙げました、暗いと。では、皆さんはどんな明るさだったら満足するのと聞いたのです、次に。家庭内と同じ明るさなの、あるいはキャッチボールできる明るさなの、あるいは50メーター先の人が何か50メーター先にいるぐらいなの、あるいはそれ人だとしたら、どちらを向いて歩いてくるぐらいの明るさだったらいいの、これを聞いたわけでありました。

私も実はあそこは実際通りました。確認をしました。そうすると、50 メートルごとに立ってるのですね、照明灯が。50 メートル先はどちらに向かっているのか、人なのか動物なのか分かるのですね。ですから、私は通行には支障がない程度の照度は保たれていると。ただ、草木が邪魔して遮っている場合もありますので、そこは道路パトロール等でしっかりと切っていきたいと、あるいは草を刈っていきたいというふうに思います。あと、そのほかの道路も出ていました。いずれも確認させていただきました。ただ、防犯上必要とあれば、そこは防犯上の必要性から新たな防犯灯を設置するということは、これはできると思いますので、それは状況を見ながら対応したいというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 暗いということなのですけれども、見えればいいということではなくて、犯罪が怖いという面もあると思うのです、特に女子高生。

これちょっと次の質問でしようと思っていたことなのですけれども、この間も、例えば 12 月 3 日に 札内中央町付近で、夕方 6 時 50 分頃、帰宅中の女性が男性から腕をつかまれて「一緒に遊ぼう」と声をかけられただとか、10 月は桜町で男子児童が写真を撮られただとか、9 月は緑町で男子生徒が「ゲーム機を買ってあげるから帯広に行かないか」と声をかけれたとか、帯広になりますが、11 月には帯広の森体育館で女子高生が後ろから来た男性に触れたとか、こういったことがもう特に女子が日常的にどこで起こってもおかしくないという状況があって、大人の女性でもすごく怖いのですよね。あの道、女子高生が夕方行き来するのかというと、ちょっと本当ぞっとするなと思うのですけれども、例えば犯罪者の行動抑止させるための「痴漢は犯罪です」という看板だとか、地域が目を光らせていることが分かるような看板だとか、何がいいのかは分からないのですけれども、冬場の夕方の時間だけ何かパトロール的なものができないかだとか、そういう本当に起こってからでは取り返しがつかない犯罪も起こり得る状況があると思うので、そういう防犯に対して何か考えられことがあればお願いします。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 犯罪は暗いから起こる、明るい起こらないというものでは必ずしもないわけで、 小学生に対して声をかけるのはもう昼間の話ですから、これを全てすべからく防ぐというのなかなか 難しいわけで、今の議論としては、照明が暗いことで犯罪が起きやすいのではないかというお話なの でありまして、では街路灯はどういう役割を果たしているのだということになれば、完全に犯罪を防ぐわけがなくて、歩道を歩く人たちが安全に歩けるような、あるいは何者かが来たら察知できるよう な、その程度の明るさがあれば、我々としては役割を果たしているのだなというふうに思っておします。ただ、どうしても木が茂ったりして暗くなっている場合は、それを除去するということもやりますし、また特にカーブで見通しが悪いようなところについては、防犯灯を設置するとか、そういうことも考えられることでありますので、それは状況状況を見ながら対応してまいりたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 最後ですけれども、通学費用の支援をについてです。

いろんな通学については、あちこちの遠くに通うお子さんもいて、バス代だとかガソリン代だとか 大変だという話もあるのですけれども、今日はちょっと検討を頂きたいなと思って質問するのは、管 外から清陵高校に来ている生徒さんへの支援です。私が聞いた方の話では、管外から来ている清陵高 校の生徒さんが、宿泊先を確保して通学しているという人がいるということで、次年次も新入生でそ ういう人がいるという話を聞きました。ちょっと真実かどうかはっきりしないのですけれども、ただ 今後そういうことも考えられと思うのです。親元から離れて生活する生徒さんたちに、本当に食事つ きの下宿が提供されれば一番いいのですけれども、そこまでできなくても、せめて居住費の支援がで きないかなということを思いました。ほかの自治体でも、幾らかしている自治体があります。これは もうご存じだと思うので言いませんけれども、ただそういう宿泊先を確保して通うことになる、ご本 人がどういう要望があるのかというのは、本当に話を聞いてみないと分からないと思うので、調査し て検討していただけたらいいなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 今、管外から清陵高校にいらっしゃっているというようなお話ですけれども、 そのことは私も学校のほうからお話は聞いております。恐らく幕別町内に下宿がないものですから、 幕別町外に下宿をして、そこから公共交通機関なりで通われているのかなというふうに思います。そ の生徒が管外から来ているということは、清陵高校に魅力を感じて来ていただいているということで ありますので、これ居住費の助成、下宿の助成というのも、何を目的にというか、生徒を確保するた

めはためなのですけれども、例えば部活に魅力を感じてわざわざ遠くからいらっしゃっているのかというところもありますので、そういったことも含めて、よく学校と協議をしながら助成全体、補助金全体の在り方については、学校とも相談をしながら継続的、持続的に生徒を確保できるように、今後も補助金については内容について学校と協議をしながら詰めてというか、見直し等も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長(寺林俊幸) 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、16時40分まで休憩いたします。

16:31 休憩

16:40 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、岡本議員の質問が終了するまで、時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本日の会議は、岡本議員の質問が終了するまで、時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7番(岡本眞利子) 通告に従いまして、2点の質問をさせていただきます。

1点目、子宮頸がん予防ワクチンの情報提供について。

子宮頸がんは子宮の出口の近い部分にでき、若い世代の女性が罹患しやすいがんの一種です。

子宮頸がんは、HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染が原因と言われていますが、女性の多くは「一生に一度は感染する」と言われているウイルスです。感染してもほとんどの人は自然に消えますが、一部の人ががんになってしまうことがあり、ワクチン接種で予防可能な病気の一つです。

平成 25 年 4 月から HPV ワクチン接種は定期予防接種となり、無料で接種が受けられるようになりましたが、2 か月後には「ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が接種後に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種は積極的に勧奨すべきではない」旨が厚生労働省から通知されており、ワクチン接種について積極的な勧奨を控えていましたが、日本では毎年約1万人の女性が罹患し、さらには約3,000人の女性がお亡くなりになっています。

定期接種の存在を知っていれば救えた命もあったかもしれません。子宮頸がんで苦しむ女性を減らすためにも、一人でも多くの女性が、若いうちに HPV ワクチンについて正しい情報を得た上で、接種の検討をしていくことが重要と考え、以下の点について伺います。

①本町におけるこれまでのHPV ワクチン接種の推移と接種による副反応の報告件数、重篤な例の報告数は。

②HPV ワクチンの定期接種が受けられることを知らない方、接種を希望する方が定期接種の機会を逃した場合、町としてどのように取り組み、支援をしていくのか。

③HPV ワクチン接種に対しての今後の対応は。

2点目、特殊詐欺対策について。

今年、北海道で発生した特殊詐欺被害の認知件数は、10月末、暫定値で107件、前年比より47件減少はしていますが、被害金額は約2億2,000万円で、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法は新聞、テレビで頻繁に取り上げられていますが、いまだに被害がなくなることがありません。

特殊詐欺とは、面識のない不特定の者に対し、電話やその他の通信手段を用いて対面することなく 現金をだまし取る詐欺のことです。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛で、在宅中の高齢者が増えることを見越した犯行の可能性があると道警では警戒を強めておりますが、被害者は70代から80代が半数以上を占め、独り暮らしや同居家族が不在中に被害に遭うケースが目立ち、特殊詐欺を狙ったと見られる予兆電話も100件以上にもなるといいます。

そこで本当の高齢者を特殊詐欺被害から守るという観点から、早期に対策を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「子宮頸がん予防ワクチンの情報提供について」であります。

子宮頸がんは、乳がんに次いで若い女性に2番目に多いがんであり、年間約1万1,000人の方が子宮頸がんにかかり、約2,800人もの方が亡くなっています。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐ HPV ワクチンについては、小学6年生から高校1年生の女子を対象として、平成25年4月から定期予防接種が始まりましたが、接種後に原因不明の体の痛みなどを訴える方が相次ぎ、国は同年6月に国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとし、全国自治体に通知したところであります。

その後、長期間にわたり厚生労働大臣の諮問機関である厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、HPV ワクチンの有効性や安全性に関する評価やワクチンについての情報提供の取組等について継続的に議論が行われてきましたが、本年11月に開催された第72回厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び令和3年度第22回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等対策安全部会において、積極的勧奨を控えている状態を終了させることが妥当とされ、令和4年4月から積極的勧奨を実施することとなったところであります。

ご質問の1点目「本町におけるこれまでのHPV ワクチン接種の推移と接種による副反応の報告件数、 重篤な報告数は」についてであります。

本町のHPV ワクチン接種は、中学1年生から3年生の女子を対象に各個人が必要性を判断して受ける任意接種として、平成22年9月から開始し、平成23年からは対象者を高校1年生の女子に拡大し実施しておりました。

平成25年4月からは、予防接種法に基づき実施する定期接種となったため、予防の効果と安全性の面から、予防接種を受けることが推奨されている時期である中学1年生の女子に個別の勧奨通知を行い、町内の委託医療機関において接種を開始しました。

その後、同年6月に発出された国の通知により、個別に接種を勧めるような積極的勧奨は差し控えておりましたが、定期接種としての位置付けに変更はなく、公費助成による接種が可能であることから、希望する方がワクチン接種を受けられるよう広報紙や町ホームページで情報提供を継続してきたところであります。

過去3年間の接種件数は、平成30年度は0人、令和元年度は2人で3回、2年度は、2人で7回、3年度は11月末現在、27人で57回となっております。

アナフィラキシーなどワクチン接種後に生じる副反応を疑う事例につきましては、予防接種法第 12 条第 1 項の規定に基づき、症状の発生を知った医師等は副反応疑い報告を厚生労働大臣に報告し、都 道府県を通し実施市町村へ通知されることとなっておりますが、本年 11 月末現在、HPV ワクチンに係る報告は受けておりません。

ご質問の2点目、「HPV ワクチンの定期接種が受けられることを知らない方、接種を希望する方が 定期接種の機会を逃した場合、町としてどのように取り組み、支援していくのか」と、ご質問の3点 目、「HPV ワクチン接種に対しての今後の対応は」につきましては、関連がありますので、併せて答 弁させていただきます。

昨年10月、厚生労働省から自治体に対し、厚生科学審議会等での検討を踏まえ、ヒトパピローマウイルス定期接種に係る対象者及び保護者へのワクチンの有効性と安全性に関する情報や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報提供を行うよう通知があったところであります。

このことから、本町としましても、本年4月に、中学1年生の女子119人と定期接種の最終年度となる高校1年生の女子135人に、ワクチンに関する情報のリーフレットや接種に係る情報を個別に送付するとともに、接種を希望する場合には、公費で接種することができることを改めて周知したところであります。

また、令和4年4月からは、積極的勧奨が実施可能となることから、中学1年生と高校1年生の女子に必要な情報を個別通知し、令和5年度と6年度についても同様に勧奨を行うこととしております。 さらに、これまでの積極的勧奨を差し控えていた8年余りの間に接種の機会を逃したと考えられる 方への対応につきましては、HPV ワクチンは、予防接種法に基づき定期接種に位置付けられておりましたが、国からの通知により、町として積極的な接種勧奨を控えていたものであります。

このことから、定期接種を逃した方への支援は、原則、国で検討されるべきものと考えておりますが、現在、国において公費による接種機会の提供等に向けて、対象者や期間等についての議論が行われていることから、今後の動きを注視し、接種を希望される方が接種の機会を逃すことのないよう必要な情報の提供に努めてまいります。

次に、「特殊詐欺対策について」であります。

振り込め詐欺をはじめとする「特殊詐欺」については、新聞やテレビなどのマスメディアをはじめ、 あらゆる機関等が被害に遭わないよう呼びかけておりますが、依然として、全国各地において、被害 の発生が後を絶たない状況にあり、北海道においても本年 11 月 12 日から 12 月 9 日までの間、北海道 警察本部から「特殊詐欺警報」が発令されるなど、詐欺被害が多発しております。

このため、町では、迅速な情報収集に努め、毎月広報紙に「幕別町消費者被害防止ネットワークニュース」を掲載するほか、ホームページ及び SNS などを活用した注意喚起を促すとともに、特殊詐欺の手口や対処法などについての知識や理解を深めていただくために、消費生活相談員による出前講座を実施するなどの啓発活動に取り組んでおります。

特殊詐欺の手口は、新型コロナウイルス感染症に便乗した給付金詐欺など、日々形を変え、ますます巧妙化しており、被害の未然防止や拡大防止に向けては、何より消費者の意識や関心を高めるため、多様な主体の協働による地域ぐるみでの喚起体制づくりが必要であると考えております。

また、平成25年9月から実施している「幕別町高齢者見守りネットワーク事業」において、幕別町地域包括支援センターと現在町内207か所、町外5か所の協力事業所が連携し、消費者被害に関わる高齢者の不安や異変に気づいた際には、町消費生活センターへの相談を勧めてもらうなど、地域における見守り活動を行っているところであります。

さらには、町内 11 か所の金融機関をはじめ、幕別町消費者協会、幕別町生活安全推進協議会、幕別町老人クラブ連合会及び幕別町民生委員児童委員協議会など計 18 団体と町で構成する「幕別町消費者被害防止ネットワーク」を平成 27 年 12 月に設立し、情報交換や情報共有を図りながら、消費者被害の未然防止に向けた啓発活動や講演会の開催などに取り組んでおります。

特殊詐欺などの犯罪の未然防止については、日頃からの注意喚起と啓発活動を通じて、地域全体で防犯意識の向上を図っていく必要がありますが、特に情報が行き届かない高齢者に対しましては、民生委員やケアマネジャーとさらなる連携の強化を図り、日常生活での声かけや啓発パンフレットの配布など、個別の啓発活動をより一層推進し、誰一人として被害に遭わないよう、特殊詐欺被害の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) では、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の子宮頸がん予防ワクチンの情報提供についてでありますが、子宮頸がんはワクチン接種で予防可能な病気の一つであります。ヒトパピローマウイルスへの感染が原因で、年間 3,000 人の女性が亡くなり、この病気予防のために世界で広く行われているのが、この HPV ワクチン接種でありますが、こちらも平成 22 年 11 月、国の基金事業対象ワクチンとなり接種が進み、25 年の 4 月から小学校 6 年生から高校 1 年生の女子を対象に、国の定期接種となったのですが、その後いろいろなことがあり、症状が出たということで、2 か月後に積極的な勧奨は控えるようにという通達が出て、接種は大幅に減少したわけでありますが、そこで本町の接種の推移をお伺いしたところでありますが、本町では中学生を対象に必要性を判断して、受ける任意接種として 22 年からは高校生まで拡大をしたということでありますが、この始めた平成 23 年の接種件数と接種率について、お分かりでしたらお知らせください。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 子宮頸がんワクチンを任意接種として開始しましたのが平成22年9月からということでして、22年当時は9月なので半年となりますが、このときは558人の対象者に対して332人に方に接種をしております。回数としては710回、3回受ける予防接種なものですから。率としては59.4%になります。23年度につきましては、接種者数228人、接種回数920回、対象者717人ですので、31.7%ということになっております。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) ありがとうございます。

詳しいことを教えていただきまして、対象者が結構な人数がいるのですけれども、平成30年からはもう接種件数がゼロ人、そして令和元年には2人、そして2年には2人ということで、対象者数は多いのですが、この令和になってからはもちろん積極的勧奨が中止しておりましたので、そんなに積極的にはしてはいなかったのですが、このときの対象者はどのくらいいたのかちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) ちょっと今この間の対象者数を手元に持っていないのですが、大体年間の 出生数というのが大きく変わっていませんので、大体同じように 700 人前後というふうに考えており ます。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) このときは積極的勧奨が中止しておりましたので、なかなか積極的にというふうにはいかなかったと思うのですが、この25年の6月から積極的勧奨を中止したわけでありますが、この時点で接種は3回するのですけれども、1回目でやめている方、また2回目でやめている方というのはいらっしゃったのかお伺いします。
- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 詳細の数は分かりませんが、今手元に持っていないのですが、その後の接種人数と回数からいきますと、全ての方が3回終了していない方もいらっしゃるというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 途中までしていて、なかなか途中で積極的に勧奨していないということもあって、やめてしまったという例もあるのではないかなというふうに私も感じているところであります。これも国の方針ですので、なかなかうちの町のほうから積極的にということはできないので、大変厳しい状況もあるのではないかというふうに私も理解をするところであります。厚生労働省では、令和2年の10月にリーフレットの改正版を作成しておりますが、このリーフレットについてはうちの町ではどのように紹介をしているのかお伺いいたします。
- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。

- ○保健課長(金田一宏美) 令和2年の10月に、積極的勧奨はしないけれども、情報提供はするように という通知がございましたので、本年4月に対象となる方には情報提供として個別に通知をさせてい ただいております。その際に、リーフレットを入れてご本人にご連絡しています。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 積極的にはしていないのですけれども、去年の10月にもう厚労省ではリーフレットを直しておりますよね。これはほかの町では、もうホームページや何かには載せておりますけれども、うちの町では載っていないのですよね。また、その対象者ばかりに送るのではなくて、もちろん親御さん、私も近い年齢の人たちにも理解を得ることも必要ではないかなというふうに私は感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) そうですね、確かにちょっとうちのほうで情報提供がちょっと遅れたなというふうに反省しております。今後は積極的な勧奨通知ができるので、進めてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 来年4月からは積極的にということでありますが、厚生労働省のほうでは、もう既に本当に1年前からこのように改正版ということで出しております。また、小学校6年生から高校生まで、また保護者の方へ、そして医療従事者の方のためにということで、種類ももういろいろ作りまして、本当に理解を得ていただけるように、そして必要と感じた人には定期接種を受けてもらえるようにということで、このように作っておりますので、もう少しこれ対象者またその子どもさんをお持ちの親御さんが見られるように、配布しておくことも必要ではないかなと思います。よく札内コミセンなんかでも夜遅く子どもたちが勉強してたりするのですけれども、その状況でも自分はこれ当てはまるなと、うちのところには来ていないのだけれども、自分もそうなのだなということも理解もできるのではないかなというふうにも感じますので、またこの対象年齢が学生ですので、これ学校にもちょっと置いておくことも可能ではないかなと思うのですが、教育長いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 全体的ながん教育ですけれども、がん教育については保健体育などを通じて行っているところであります。子宮頸がんについては、町が推し進めるものだというふうに思いますので、また内部で協議をさせていただきながら、例えば学校に備え置くだとか、そういったことも、保健室に備え置くだとか、そういったこともできるかと思いますので、その辺はまた内部で協議をさせていただきたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 私は別に学校にも役場でもどちらでもいいのですけれども、子どもたちがいかに理解をして、本当にこの子宮頸がんワクチンを接種することによって、子宮頸がんにはかかりづらいということを分かっていただくための理解ということで、学校なんかでもやはりちょっと何十枚も置けとは言いませんけれども、ある程度はちょっと用意をしておいて、目のつくところに見ていただけるような配置もすることも必要ではないかなというふうに感じましたので、その点につきましてはよろしくお願いをします。

また、8年間、積極的勧奨を中止しておりましたので、その間、機会を逃してしまったという方は 全国でも年齢を過ぎてしまった方が約数百万人に上るということであります。この幕別町にもそうい うちょうどその期間だったのだけれども、積極的にというのがないので逃してしまったという人がい るのではないかなということでお聞きしたのですが、国でやるから町はしなくてもいいだろうという ようなご答弁を頂いたのですけれども、国としても無料で接種を受けられるように体制整備をすると いうことでありますが、町が特例措置というわけではないのですけれども、そのようなことも考えて もいいのかなと、私は受け止めまして質問をしたのですが、その点につきましては町長どうでしょう か。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これ予防接種は国の事務でありますので、町が先んじてやるとかそういうことではなくて、国の考えに基づいてどうしていくか、それ末端を我々担っているということでありますから、それが来年4月からは積極的な勧奨ですから、勧奨になったということですから、来年4月に向けては、そこはしかりと情報を提供する。強制接種ではありませんので、情報提供した上で、今の新型コロナウイルスと同じですよね。しっかりと情報を提供した中で、個々の判断はそれぞれの方がやっていただく。その情報提供だけはやっていかなければならないというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 町長のおっしゃることよく分かりました。確かに情報提供が一番大事なところだと思いますので、こちらのほうをしっかりと提供をしていただきたいということでありますが、対象の子宮頸がんワクチンの対象の最後の年である高校1年生の女子に対して、接種の可否を判断するために、最新の情報を送られるということでありますが、これは国としてはもう4月からということでありますが、4月前に準備ができたところは、もう既に始めてもいいということでありますが、前倒しをして始めてもいいということでありますが、うちの町としてはいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 準備が整い次第案内したいというふうに考えて、情報提供として、まだ積極的勧奨ができなくないのですけれども、まずは情報提供としてはお伝えしたいと考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) では、4月前にはできるということですか。では、そのように理解をさせていただきまして、もう準備はされているということでありますので、安心するところであります。今後、受診率や、そして接種率向上につながるには、安全性や有効性について正しい情報を伝えるとともに、丁寧な説明が求められと思いますが、そこについては今までと同じような説明では納得がいかないところもあるのではないかなと思いますが、それについてはどのようにしていくかお考えを伺います。
- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 議員おっしゃるように、ワクチンにつきましては、そういう意味ではいろんな症状が出たときと、中身が何か変わりましたよとかという情報が私たちも捉えていないのですが、これまでの様々な議論の中で治験を通して、接種することのほうがしないことよりは効果が高い、必要だということがありますので、そこも合わせて説明をしていきたいと思ってはおります。ただ、どちらも効果とリスクも必ず伝えてというところで、適切に判断ができるように伝えていきたいというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 今、課長がおっしゃったとおりだとは思うのですが、やはり一番効果と本当にリスクがあると思います。その方によって、必要かそうではないかということを判断をしていただくということが、一番の目標ではないかなと思いますので、その判断ができるように、やはり時間を、余裕を与えて、そしてしっかりと必要なのかな、そうでないのかなということを判断ができるように、行政として努めていくべきではないかなと思います。だから、ワクチン接種についての検討、そして判断するために必要な情報がまず一番に大切だと思いますので、相談窓口に対することに対しても、地域で安心して接種ができる環境整備に努めていただきということと、ワクチンだけで子宮頸がんを完全に防げるわけではありません。定期的な検診についての周知もまた徹底し、広く理解を求めていただけるよう努めていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 医学的根拠がないと、我々は何もできないわけであります。そこはやっぱり国が しっかりとパンフにしても何にしても用意すべきだというふうに思いますので、ただ口で言うわけに はいきませんので、そこは国が作った資料をしっかりと配布をして、その補足説明をするとか、そう いう形になっていくというふうに思いますので、まず私は国が今準備しているということであります

から、その資料は届いた後に、我々が説明していくという形を取っていくべきなのかなというふうに 思います。

- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 今、やはりネット時代ですので、うちのホームページにしても、分かりやすい、 そしてちょっと資料、今日持ってこなかったのですけれども、うちのホームページを見ましても、子 宮頸がんワクチンについての説明がすごく柔らかいようなところも、私は感じたのですが、ほかのホ ームページと比べますと、すごく柔らかいような感じがしましたので、積極的に勧奨が今までできな かった分、もっと説明を詳しく、そして今4月からは積極的にできるということありますので、その 点のところも少し改善をしながら、住民に分かりやすいホームページの中身を作っていただくことも 必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 確かにホームページでいろんな情報を得られる方いらっしゃると思います。4月からは積極的な勧奨もできるということですので、リスクですとか有効性、これらも分かるようにホームページのほうも直していきたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) ありがとうございます。では、そのように期待をして待っておりますので、よ ろしくお願いいたします。

では、次に特殊詐欺対策についてお伺いいたします。

高齢化社会になり、道内では高齢者を狙った特殊詐欺事件が急増をしております。昨年は新型コロ ナウイルス感染に伴い、その支援策の一つとして特別定額給付金として国民1人当たり10万円が支給 され、大変助かったという声がある一方で、その申請の手続や支給方法が高齢者にとっては分かりづ らい面があり、巧妙な手口で詐欺被害に遭ってしまったという報道もあります。また、コロナ禍によ って自宅にいる時間が多くなり、不安や寂しさを狙った犯行が多いのではないかと、道警では推測さ れているそうです。我が町いたしましても、消費生活センター相談窓口を設置して、様々な相談対応 に努めていただいております。未然に被害防止につながっていることも十分認識はしております。住 民が詐欺被害に遭わない町にするため、さらに効果的な対策が必要と考えるところであります。この 詐欺被害というのは、私は大半が電話から始まるのではないかなというふうに感じております。そこ で電話からこの詐欺被害というのは始まってくるのではないかなと思いますが、去年の 11 月に北海道 帯広市と北見市で、市職員を名乗る男の人からの電話がかかってきた還付金詐欺が3件続いて、60代 の女性合わせて約120万円だまし取られた。また、帯広市のこの60代の女性には、市職員を名乗る男 性から介護保険の払い戻しがある。封筒が届いていないか、手続をするので金融機関の ATM に着いた ら電話をくださいというような、このように電話から私は特殊詐欺というのは始まってくるのではな いかなというふうに思うのですが、例えば独り暮らしの高齢者だと、必ず自宅の電話には出ると思い ます。その電話がナンバーディスプレイになっていると、誰からかかってきたかなというのが分かる のですが、そうでないお宅もすごく多く、つい電話に出てしまい、一言二言話すことで、犯人のわな にはまってしまうという事態になってしまうように私は感じたのですが、そこでご答弁でもありまし たが、啓発とかコミュニケーションが本当に大切だなというふうには感じておりますが、先進的な自 治体では、かけてきた相手に対して、自動録音されますと、警告する自動通話録音装置の無償貸与を されたり、あんしん機能付電話機を設置した場合は幾らかの補助があったりと、行政としての対策を しているところがありますが、我が町としての見解をお伺いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 現状においては、ちょっと考えられないかなというふうに思います。これは確かに電話かもしれませんけれども、たんす預金をしていない限りは金融機関に行くわけですね。最後のとりでは、そこだというふうに思いますので、そういう意味では、今 18 の団体が協力して、何とかお互いに注意しながら防いでいこうという体制を取っております。とりわけその中には、11 の金融機関

も入っていますので、そこにも十分協力をお願いして、不審な電話を持って ATM の前に立つとか、不審な動きをお年寄りがしているというときには、しっかりと見守っていただくということで、最後のとりでとして私は防げるのかなというふうに思っていまして、今それほど頻発しているというふうには考えていなくて、今日の昼のニュースで、道内の今年の 11 月末までの被害状況も放送していました。119 件で 2 億 8,000 万円の被害が出たと、そんな話もありましたけれども、もしそれが身近なところで頻発してくれば、防災無線という方法で呼びかけるという方法もありますから、そこはこれが切り札だということは私はないと思いますから、そこは本当に多様なネットワークの中で監視し合うということが必要で、最後は金融機関に協力をお願いする。多発すれば防災無線でも呼びかけると、そういった方法の中で防いでいきたいなというふうに思っていまして、今ご提言のあったことについては、研究させていただきたいなというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 絶対にこれなくなるということは、本当に厳しいものだとは思うのですが、独り暮らしでいる方にとって電話のベルが鳴ると、どうしても取って、もちろんお友達から来たかな、誰かな、親戚から来たかなといって取ると思うのですが、その時点で、もしも詐欺がそのように電話をかけたときに、録音していますとかと言われたときに、やっぱり電話が切れてしまうというような効果はすごく大きいと思うのですよね。また、今町長がおっしゃったように防災無線ですね。あの防災無線も、私は高齢者の方、すごく喜んでおりました。今回のようなこの災害があったと、また何かあったとき、そして新型コロナワクチンで接種の受付をするときなどは、必ず何度も何度もこの防災無線で言っていただいて、逃すことがなく聞くことができるって。ですから、やはり高齢者にとっては電話というものはすごく大事なもので、その電話で絶対に防げるわけではないのですが、詐欺被害に遭う前のその手前で止めるという段階で、このようなこともほかの町ではやっているのですが、うちの町も今すぐではないですけれども、今後このようなこともやはり考えていくべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 先ほど答弁をさせていただいたつもりでいたわけでありますけれども、それぞれ どれほど効果があるか、先進事例の状況を見ながら、研究をさせていただきたい。それがかなりの効 果はあるということであれば、もちろん全額補助とかというのはなかなか難しいでしょうから、どう いうやり方がいいのかということも含めて、取りあえずは様々な方法がありますので、それを全部複 合的に絡み合わせた中で防いでいくということが一番大切でありますので、まずは今、提言のあった ことにつきましては、研究させていただきたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 町長も前向きに考えていただいているということでありますが、この道の補助金としても、これもうあるのですよね。令和3年4月17日に鈴木知事から道の補助金ということで、これも強化事業ということで、この機械等の設置費用ということで出ておりますので、こういうところもしっかりと研究をしていただいて、ぜひとも全部の高齢者、何歳の高齢者のところにつけるというのではなくて、やはり試験的に貸与しながらつけていくということも、方法ではないかなと思います。この電話の被害を未然に防ぐ、また不愉快な電話をブロックする迷惑電話防止機器の導入や、自動通話録音装置の貸出しなども、これから事業化していく必要が高いと思いますので、高齢者を守るという観点から、調査、研究をぜひしていただきたいなと思いますので、これで私の質問を終わります。
- ○議長(寺林俊幸) 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

#### [散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17:24 散会

# 第4回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和3年第4回幕別町議会定例会 (令和3年12月15日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(3人)

日程第3 議案第77号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第78号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第79号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に 日程第5

係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

### 会議録

#### 令和3年第4回幕別町議会定例会

1 開催年月日 令和3年12月15日

2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂

3 開会・開議 12月14日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

5 出席議員 (17名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子11 田口廣之12 谷口和弥13 芳滝 仁14 千葉幹雄15 小川純文

6 欠席議員 (1名)

16 藤原 孟

7 地方自治法第121条の規定による説明員

副 町 長 伊藤博明 長 飯田晴義 育 長 菅野勇次 教 代表監查委員 八重柏新治 住民福祉部長 細澤正典 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 新居友敬 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁 糠内出張所長 宮田 哲 防災環境課長寺田治 商工観光課長 西嶋 慎 生涯学習課長 石田晋一 農林課長香田裕一

住民生活課長 谷口英将

8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子

### 議事の経過

(令和3年12月15日 10:00 開会・開議)

#### [開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) これより、本日の会議を開きます。

#### [議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

#### [会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員に、1番石川議員、2番小田議員、3番内山議員を指名いたします。

#### [諸般の報告]

- ○議長(寺林俊幸) ここで、諸般の報告をいたします。 議会事務局長。
- ○議会事務局長(萬谷 司) 16 番藤原議員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
- ○議長(寺林俊幸) これで、諸般の報告を終わります。

#### [一般質問]

- ○議長(寺林俊幸) 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
  - 一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番(中橋友子) 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

気候変動から町民の未来を守る取組についてであります。

温室効果ガスの長期排出による地球の温暖化現象は極めて深刻で、気候危機とも呼ぶべき非常事態となっています。日本でも豪雨災害が毎年起き、北海道十勝でも「経験したことがない」豪雨や台風の直撃を受けています。今夏も70年ぶりの猛暑に襲われ、漁業に甚大な被害を与えた太平洋沿岸の赤潮発生も、海温上昇の影響が指摘されています。

温暖化防止のために、11 月、英国グラスゴーで開かれた「国連気候変動枠組条約第 26 回締結国会議」(COP26)は、2030年までに大気中への温室効果ガスの排出を 2010年比で 45%削減、2050年までに実質ゼロにし、気温上昇を 1.5 度に制限する努力を目標に明記しました。

達成に当たっては「省エネ」と「再エネ」が要であり、産業部門の脱炭素化が決定的とされていますが、自治体や市民が地域挙げて取り組むことも重要と専門家から指摘されています。

既に全国では「ゼロカーボンシティ」を宣言した自治体が、十勝4町村を含め 400 を超え、先進的な取組が開始されています。

幕別町では 2004 年に「幕別町地域省エネルギービジョン」、2006 年に「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定し、第6期総合計画の第5章で「美しい自然環境の保護と環境型・循環型社会の形成」を位置付けています。

2030年までに残す期間は多くありません。可能な温暖化防止対策に町を挙げて取り組み、気候危機から町民の未来を守ることが重要と考えます。

以下、次の点をお伺いいたします。

- 1、幕別町における温暖化の影響と気候危機に対する認識。
- 2、幕別町の温室効果ガスの排出量と気温の変動の推移。
- 3、「省エネルギー」「再生可能エネルギー」事業のこれまでの取組と効果、今後の課題と計画。
- 4、課題となっているバイオガス事業の現状と見通し。
- 5、2030年目標達成のため、町民全体への啓発活動、生活様式の転換の呼びかけ。
- 6、ゼロカーボンを目指す長期の計画。

以上であります。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「気候危機から町民の未来を守る取組を」についてであります。

温室効果ガスの排出による地球温暖化は、大気や海洋の平均温度を上昇させ、生態系への影響や気候変動による大規模災害の頻発化など、地球規模で様々な問題の原因となっており、世界中で一丸となって対策に取り組むべき大きな問題であると認識しております。

11 月に英国のグラスゴーで開催された、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、地球温暖化対策の遅れに危機感を示し、産業革命前からの気温上昇について「1.5 度に抑える努力を追求する」と明記した成果文書「グラスゴー気候合意」を採択し、「パリ協定」においての世界共通の長期目標より高い目標を前面に掲げ、世界が進むべき道が示されました。

日本では、2030年度までに温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減、2050年度までに実質ゼロを目指すことを表明しており、北海道においても本年3月に「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた第3次北海道地球温暖化対策推進計画を策定し、北海道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林などの吸収源を最大限活用することにより、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進め、道内各自治体においてもその取組の加速化が求められているところであります。

ご質問の1点目、「幕別町における温暖化の影響と、気候危機に対する認識は」についてであります。

地球温暖化の影響と思われる気候変動において、十勝管内でも降雨状況について変化が生じており、本年6月14日には上士幌町で1時間に約90ミリ、士幌町で約100ミリ、7月19日には足寄町で約90ミリなど、災害の発生につながるような、まれにしか観測されない雨量が「記録的短時間大雨情報」として気象庁から発表されました。

本町におきましても、平成29年9月18日に台風18号に伴う大雨や強風の影響により忠類地域において、降りはじめからの総雨量が190ミリに達するとともに、気象庁から記録的短時間大雨情報が発表され、解析雨量で1時間当たり90ミリの非常に強い雨が観測されました。

また、冬期における降雪状況にも変化が現れ、気温の上昇による冬期間の雨や雨まじりの降雪などが影響し、本町の明野ケ丘スキー場及び白銀台スキー場では積雪量が減少するとともに、雪質もパウダースノーから湿り気を帯びた雪へと変化し、積もっても溶けやすいゲレンデコンディションになることから、営業期間をやむなく短縮するなど、冬期における観光資源存続の危機感も高まっている状況であります。

このような地球温暖化の影響と思われる気候の変化は、ここ数年十勝管内においても現実のものとなっておりますことから、特に大雨への対応については、余裕を持った早めの準備を心がけなければ

ならないものと再認識をしているところであります。

ご質問の2点目、「幕別町の温室効果ガスの排出量と、気温の変動の推移は」についてであります。本町の年間 CO<sub>2</sub>総排出量は、環境省で公表している部門別 CO<sub>2</sub>排出量の現況推計によりますと、2018 年度で約24万1,000トンであり、内訳では、製造・建設・農林業の産業部門が約8万トン、家庭・商業・サービス業などの業務の民生部門が約9万1,000トン、旅客自動車・貨物自動車・鉄道などの運輸部門が約6万6,000トン、一般廃棄物で約3,000トンとなっております。

気温の変動の推移については、本町における気象観測データが少ないことから、2017 年 3 月に札幌管区気象台が公表した「北海道の気候変化〈第 2 版〉」によると、帯広測候所の 1898 年から 2015 年の 118 年間の観測データを基に、100 年当たりで平均気温が 1.9 度 0 の割合で上昇しているとされており、本町においても同様の傾向にあると捉えております。

ご質問の3点目、「「省エネルギー」「再生可能エネルギー」事業のこれまでの取組と効果、今後の課題と計画は」、ご質問の5点目、「2030年目標達成のため、町民全体への啓発活動、生活様式の転換の呼びかけを」と、ご質問の6点目、「ゼロカーボンを目指す長期の計画は」につきましては、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

2003 年度に策定した「幕別町地域省エネルギービジョン」では、特別な設備や資金を必要とせず、人々の心がけ、日常の行動の中でエネルギー量の削減を実践していくもので、一つひとつの小さな行動の積み重ねで、2010 年度のエネルギー消費量 8.3%の削減目標を達成したところであり、達成率は100%でありました。

また、2005 年度に策定した「幕別町地域新エネルギービジョン」では、新エネルギーの導入により、2015 年度の二酸化炭素排出量約 3,900 トンの削減目標に対し 6,430 トンの削減を達成し、達成率は164%でありました。

二酸化炭素排出量削減の具体的な取組としては、2007 年度から 2015 年度まで行った住宅用太陽光発電システムの導入補助やペレットストーブの導入補助のほか、ホームページや出前講座で行った町民への省エネ・新エネ教育やハイブリッド自動車の普及促進などがあり、2016 年以降も公共施設の太陽光パネルや蓄電池の導入、地中熱ヒートポンプや防犯灯の LED 化など継続して取組を行っているところであり、これら 2016 年以降の公共での取組により、これまで約7,700 トンの二酸化炭素排出量の削減が図られております。

北海道においては本年8月に、「ゼロカーボン推進局」を新設し、道内のゼロカーボンに向けた戦略の策定や国との連携を密にし、再生可能エネルギーの普及や温室効果ガスの排出削減の加速を図るとされており、昨日12月14日に、十勝総合振興局及び管内自治体、趣旨に賛同する機関・団体が共同で「ゼロカーボン行動十勝宣言」を行い、誰もが今すぐに取り組むことができる日常のゼロカーボン行動の実践について、十勝一体となって取組を始めるところであります。

このほか、本町においては取組を加速するため、令和4年度に環境省の補助金を活用して、本町における温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーの現状の導入把握、未利用再生可能エネルギー導入の潜在能力を最大限に有効活用するための課題の洗い出し、必要な施策の検討を行う考えであります。

この調査検討結果に基づき、令和5年度には幕別町全体の温室効果ガス削減目標と目標達成への具体的な取組を定めた実行計画を、幕別町エネルギー対策推進委員会での審議を経て策定し、ゼロカーボンに向けた取組をスタートさせたいと考えておりますが、実現に向けては、家庭や企業・団体など、全ての町民の参加の下、町全体で取り組んでいくことが不可欠でありますので、実行計画策定段階から町民との協働により、ゼロカーボンに向けた機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「課題となっているバイオガス事業の現状と見通しは」についてであります。

家畜ふん尿を利用したメタン発酵バイオガスプラントは、労働力不足や臭気対策など、家畜ふん尿処理に係る課題を解決する手段として有効でありますことから、管内におきましても、平成24年度の固定価格買取制度、いわゆるFITの創設を契機に建設が進み、現在は管内12市町で50施設が稼働しており、このうち32施設がFITを活用した売電を行っております。

しかしながら、平成30年4月13日以降、送電線の容量不足により系統への新規接続ができない状態が続き、本町を含め十勝管内におけるバイオガスプラントの建設を停止せざるを得ない状況となっております。

現在は、送電線が逼迫した際には、出力制御に応じる条件付きで接続する「ノンファーム型接続」の受付が本年1月13日から始まり、再生可能エネルギー発電事業者に対し、系統連系の門戸が開かれた形にはなっておりますが、出力制御の頻度が不明で採算性が見通せないことや、出力制御装置を再エネ事業者が負担する必要があるなどの理由から、バイオマス等の契約申込みは全道で7件に留まっております。

このため、町といたしましては、十勝バイオガス関連事業推進協議会をはじめ、十勝圏活性化推進期成会や全国町村会等を通じて、国や電力会社等に対し、引き続き、家畜ふん尿処理施設としてのバイオガスプラントの必要性を訴えるとともに、FIT の継続や補助事業の拡充、系統連系の優先接続などについて引き続き要請し、再生可能エネルギーの利活用の促進に努めてまいります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 再質問を行わせていただきます。

はじめに、この気候変動、気候危機に対する町の押さえ方、認識についてのお尋ねをさせていただきました。

今回、質問をするに当たっては、これまでも環境問題であるとか、それから、エネルギーの地産地消であるとか、様々な角度からこういった脱酸素も含めての問題提起ということをさせていただいてきたのですけれども、今回取り上げたのは、そういったこれまでそれぞれの分野で幕別町もかなりの独自の取組をされて、努力をされてきたのだと思います。

その上で、今回、COP26 の 2030 年までの目標というのが新たに明記された、約束されたということがありまして、これはどこの分野で進めばいいということではなくて、地球的課題でありますから、一番は事業所ですけれども、書きましたように、住んでいるところ、それぞれの町でもその目標に合った目指した取組が求められるのであろうと思いました。

したがって、今の幕別町の取組が 2030 年度、具体的には 2013 年から比較して 45 ということでありますが、これ世界的な基準からいったら、日本は目標は低いのですよね。世界は 2010 年を目標にして 45%ということですから、日本の場合に、それを 2010 年に戻すと 42%にしかならないということで、こういった問題も内在はしております。

しかし、そうであっても、その目標までうちの町の取組が到達していくのか、どういう状況で 2030 年を迎えることができるのかという視点で質問をさせていただきます。

具体的に入っていきます。まず、1番目の「幕別町における温暖化の影響と気候危機に対する認識 について」は、今お伺いをいたしました。

その上で、現実に温室ガスの排出量、気温の変動の推移ということにつながっていくのですけれども、まず町長、この2番目に入る前に、2030年度目標に対する町長の思いといいますか、どう目指していくかというビジョンも含めてお示しいただけますでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) この問題につきましては、去年ですか、もうやり取りをさせていただきましたけれども、2030年度、国では46%削減という目標を掲げておりますけれども、私は極めて高い目標だと、 実現可能かどうかと言われたときに非常に難しい、そういう認識であります。

これ、実は北海道も、今は2030年、国はもともと26%だったのを35%という高い目標を掲げておりましたけれども、その後に、国が46%、菅総理がそういう表明をいたしましたので、今まさに道でも46%を上回るような目標達成に向けて、これから具体的な対策を講じていくということになっているわけでありまして、新聞報道でもありますように、目標を掲げるのはいいけれども、実現性が本当に担保されるのかどうかという、そういった懸念の記事もあったとおり、私も全く同じでありまして、

この1万4,700~クタールほどありますけれども、どのぐらいの面積かというと、合併前の忠類村の全面積、これが1万3,700~クタールですから、それよりも広い面積を今抱えているわけなのですが、それですら5万トンしか吸収できないということを考えれば、吸収と削減と両面で対策を講じていかなければならないわけなのでありますけれども、本当に難しいなと。

とは言いながらも、これは本当に一部の人がやるのではなくて、全町民、全事業所が協力して具体的な「こうなったらこれだけ減りますよ」といった目標をお示しをさせていただいて、取り組んでまいりたいなというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 状況、背景も含めて、よく分かる答弁を頂いたところです。

私も本当に簡単なことではないと思っておりますし、日本全体では産業部門で6割が温室効果ガス、二酸化炭素を排出しているということでありますから、そこはそこで国の政策としてやっていかなければならないことだと思うのですけれども。一つひとつの町の中でどうするかということになれば、やっぱり町民自身がこの 2030 年までに、全体で 45%まで下げるのだよといったこと、そのものの認識する、受け入れるということがまず大事なのだろうというふうに思うのですよね。

ちょっと後ろの質問とも絡んではきてしまうのですけれども、今、幕別町として新たにスタートしなければならないということというか、より強化しなければならないということは、第一には、町民の皆さんに 2030 年までにこういった方針が出されて、うちの町も向かっていかなければならないのだと、個々の家庭の中でできることを本当に取り組んでいただきたいという、いわゆる啓発活動なのですけれども、まず入り口としてはその位置付けが本当に大事だと思うのです。どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは先ほどお話をさせていただいたように、全町民、全事業所を挙げて取り組まなければ、全く達成困難、不可能であるというふうに思いますので、まずは、今、令和4年度、5年度で計画づくりをしていきますけれども、その段階からやっぱり町民の皆さんに関わっていただく、そのことによって機運を盛り上げていくといったことが必要であろうというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18 番(中橋友子) これまでの幕別町の町民の皆さんに対するアプローチといいますか、そういうのをちょっとひもといてみたのですけれども、紹介させていただいたように、2004 年と 2006 年のエネルギービジョンをつくったときに、2004 年のときに、そのときに初めて幕別町の、いわゆるエネルギーどれだけ使っているのか、そしてどれだけ排出しているのかというのが、町民の皆さんに見えるような訴えがあったのですよね。

それで、改めてそのときの広報紙を見てみましたら、4ページを使って特集を組んで、本当にエネルギーを大事にしていかなければならないという呼びかけから始まりまして、事細かに、それこそ家庭の電気をつけっ放しにしないということもそうですし、いろんな生活スタイルに直接町民の方たちが「なるほど」と思われる訴えをされているのですよね。その姿勢でずっと来られたと思うのですが、

残念ながらこの 2030 年問題、今、目の前に迫っている中では、それがちょっと弱いのではないかというふうに思います。 どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 一番初めの「省エネをやっていきましょう」と言ったときには、もう本当の地球温暖化というのはあまり念頭になくて、ともかく無駄をなくしていきましょうと始まったものだというふうに私は認識しておりまして。その当時は、広報掲載を含めて、かなり町民全体でやっていきましょうということではあったのですが、そこがやはりちょっと緩んだかなということは否めないなというふうに思いますので、もう 2030 年、あと9年しかありませんので、本当に迫っているなという感じをしておりますので、そこは早めに調査と並行して、やっぱり町民の方、例えばワークショップを開催するとか、そういった関わりを持ちながら考えていただくと。各界各層で、あるいは女性、男性も含めて考えていただく、そういった機会をつくりながら調査、そして検討、計画づくりというふうに進めていかなければならないなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) その点で、答弁にもありましたけれども、昨日設置されたという「ゼロカーボン 十勝」という宣言、帰りまして新聞を見まして、よかったなというふうに思いました。

これ、7,600 団体ということですから、オール十勝というふうに押さえていいのだろうなというふうに思いますけれども、教育分野から産業分野から、あるいは自治会レベルからということを、いろんなことがあるのですけれども、これ幕別町の中ではどういう団体が、大きな紹介はあるのですけれども、この中に、多分、幕別町のいろんな産業部門も含めて、団体は十勝連携した団体が多いと思いますので、そういった形で動き出すのかなというふうに思いました。

もう少し内容について分かれば、ご説明を頂けますか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長 (飯田晴義) 個々の構成団体はたくさんあります。ただ、入っているのは、上部団体といいますか、十勝の元締団体が入っています。その下部を入れると、何千になるという話であって、今ここからスタートを切っていこうということなので、具体的に何をやっていこうとかというところの協議にはまだなっていないわけで、これがスタートだというふうに思っています。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 分かりました。脱炭素、二酸化炭素は町で完結するというか、空気は全部流れているわけですから、十勝全体、北海道全体ということが非常に大事だと思います。

そういう点で、十勝の気候がこれまでどんなふうに変化してきたのかということを、私もこの機会 に少し調べてみました。

北海道のことにつきましては、答弁でお答えがありましたように、1898 年からの観測データがあって、110 年間の上昇率が 1.9 度ということです。それで、十勝はどうだったのかなというふうに見ましたら、十勝で帯広観測所というのが設置されたのが明治 25 年、1892 年ですから、北海道のデータより若干早いのですね。そのデータを見ましたら、2.58 度、今日まで引き上がっている。若干早かったということもあるのでしょうけれども、北海道も広いですから、地域地域に温度の上昇率とかというのは差が出てきて当然だろうというふうに思います。それで、平均気温で 119 年前から 2.58 度上がっているのですけれども、特に冬場の最低気温、ゲレンデの問題ありましたけれども、これが 7.8 度も高くなっているということが記されておりました。

こういうことを見ると、やっぱり北海道は、十勝は豪雪地帯ではありませんが、雪も降る、寒冷地でもあるという中で、110年の期間を経てここまで上昇してきているということがあります。それが地球全体に大きな影響を与えてきたということでありますから、こういった地元のデータなども駆使していただいて、対策を取っていただくことになるのだろうなと思って、ご承知だと思いますが、紹介をさせていただきました。

温度もそうなのですけれども、問題は降水量、これが20世紀、100年の間に倍加してきているので

すね。それで、さらに先ほどご紹介いただいた北海道の気候変動予測技術検討委員会、開発局と北海道が、2018年のとき、北海道に4つの台風が来て災害が大きかったときに設置された機関ですけれども、ここがさらに研究を進めて、今後の降水量の予測を出しましたら、もう本当に10%以上増加、つまり1時間に50ミリ以上降るという発生回数が、全国よりも北海道が倍以上になるということが出ておりました。つまり、滝のように降る雨が全国よりも北海道は2倍と予測しましたよというのが、ここの研究成果で出ています。

そういうことも含めれば、災害対応ももちろんなのですけれども、そういうことも多くの町民の皆さんに知っていただいて、脱炭素の必要性というのを、最初はとにかく省エネだということだというのは、それはもうそうだったと思います、しかし、今は違うのだということも本当に強調していただきたいなというふうに思います。その点ではどうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 地球温暖化に伴って、いろんな身に迫る危険というのがたくさん出てきたわけで、 そういったものを例を出しながら、こういったことがさらに進むともっと生命・財産に影響を及ぼす のだよといった例示をしながら、町民の方に、ある意味、危機感を持ってこの温暖化防止を、CO₂削減 を進めていくと、そういった動きをしていければなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- 〇18番(中橋友子) そこで、ゼロカーボンを目指す取組、3、5、6、一緒にお答えいただきました のでお尋ねするのですけれども、4年度、来年度、調査を行って、5年度には具体的な計画につなげ たいというお答えでありました。

1つは、今、その姿の一つとして、ゼロカーボンシティの宣言を行う町も出てきまして、私、ここで、1問目の質問で400を超えたということをお話ししたのですけれども、実はもう先月末の段階では、もう500近くに上ったのですね。物すごい勢いで増えてきています。ここにはやっぱりそういったことを宣言することによって、町の意識も高めていくし、総出でゼロカーボンに向かうという姿勢が感じ取られます。

それで、十勝では、更別であるとか、清水町であるとか、4町村が既に宣言されているのですけれども、こういった取組については、つまり実行することが大事ですから、宣言そのものにこだわるわけではないのですけれども、今、町長言われたように、幕別町が計画を持ってやっていたときには、やっぱりそれなりの強化した住民に対する説明もされていたのですけれども、これ 2004 年、6 年といいましたら、もう十数年前なのですね。そうすると、その間、やっぱり弱まっているということがありますので、このゼロカーボンの宣言をすることも一つの手法としては効果的なのかなと思いますが、どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これ、二通りの考え方があるのかなと思っています。

宣言をすることによって機運を盛り上げていくという考え方が一つあります。それと、実態が伴わない場合どうするのだということがあって、私はどちらかというと、実態がある程度伴う、先がもう少し頑張れば達成するのではないかという段階まで来ないと、宣言しても単なるうそつきになりかねないので、私は、行政の責任としては、宣言だけして、振り返ったら何も進んでいないよということは避けたいなというふうに思っておりますので、今の段階では、冒頭申し上げたように、本当に達成困難な目標だと思っています。46%そのもの、まして、2050年ゼロなどというのは、幕別町だけで考えたら、本当に不可能かなと。これ多分、帯広圏の1市3町どこも思っているわけなのです。

これを十勝で考えると、国有林があったり、道有林があったり、プラスマイナスのところがあります、大幅にプラスというか、もう 100 何%、200%というところもありますので、そういったところ、十勝全体で取組を進めていって、2030 年マイナス 46、2050 年ゼロというような形でないと難しいのかなということは思っておりまして、この辺は 1 市 3 町の首長での集まりも月に 1 回はやっていますので、そういう中での話題も実は出ていまして、これはやはり我々は 19 町村全体の協力を得ながらや

っていく必要があるなという、その辺の共通認識には立っておりますので、そういう方向でこれからも協力を求めながら、十勝全体として目標が達成できるようにしたいなというふうに思っていますので、現時点においてまだちょっと宣言ということになると、二の足以上を踏んでしまうかなという感じであります。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 問題は実現していくということでありますから、空約束ということはあってはならないと思います。宣言する以上は、それを守り抜くということが大事だと思いますから、その点では、宣言していただきたいなとは思いますが、ここでとどめます。

それで、町長言われるように、かなりの大仕事になると思います。今の幕別町の環境担当の方たちが手がけられていると思うのですが、体制は強化する考えはあるのですか。

これは、後の機構改革もありますから、そういった細かいことを聞くのではなくて、こういったものをなし得るために、やはり実現可能な職員の体制というのも描きながらでないとできないと思うのですね。そういうふうに描かれているのかどうか伺います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これ、今の体制で 46%だとかゼロだとかというのは、なかなかですね、単に計画をつくるだけでなくて、実効性を伴って町民の協力を得ながらやっていくということを考えれば、相当強力なリーダーシップといいますか、本当に粘り強くやっていかなければならないということは言えるというふうに思いますので、目標が達成できるような体制を組まなければならないというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 繰り返しますが、令和4年度に、環境省の補助も頂いて状況を掌握するということ。5年度には、温室効果ガス削減目標を明確にした計画が出されるということでありますから、もうそこで2年たってしまうので、2030年といったら、もう9年しかない中の2年間って大きいと思うのですけれども、しかし、土台は大事ですから、ここのところをがっちりやっていただいて、そして近づけるということを大いに期待したいと思います。

それでは次、課題となっておりますバイオガスプラントのことについて、若干時間を割いてお伺い したいと思います。

これまで、この問題は同僚議員の皆さんも何度か取り上げられまして、一日も早い建設されることを声を挙げられてきました。私も同じ立場で臨んできているところですが、今日のお答えでも、やはり諦めてはいないけれども、しかし難しいというのが総じた答弁ではないかと思います。

それで、私もこの間、酪農家の皆さんに何軒か意見を、状況を教えていただきにお邪魔したのですけれども、非常に酪農家の皆さんも悩んでいらっしゃいました。というのは、プラントはあったほうがずっといいと、ふん尿も衛生も全ての面で。だけど、今の乳価の、新聞にもありましたけれども、調整も含めて経済的な支えがないと大きな投資はできないと。300 頭規模で飼って建設するというのが望ましいと思って、そういう話もしながらやってきたと。しかし、そのためには、2億円、3億円の投資が必要であって、この乳価の情勢の中で回収のことを思えば、二の足を踏むということでありました。こういった悩みについて、町長ももちろん掌握されていらっしゃると思うのですが、そういう皆さんにもやっぱり諦めないでやっていく、本当にいろんなルートを使って展望を与えていかなければならないと思うのですよ。

それで、唯一入札も始まって、出力制御の頻度という点では、若干の兆しが出てきたということでありますが、私、前から言っているのですけれども、こういった大きな電力会社に買っていただく、送電線もお借りしてやっていくという、そこではもう限界なのではないでしょうか。だから、そういうものも持ちながらも、これまた壮大な計画になると思うのですけれども、十勝圏でせっかく組織つくられましたよね。そういったところの供給公社など、どんな形になるか分かりませんけれども、エネルギーの地産地消まで含めた計画に、酪農家の皆さんの希望をつなげていただくという方向にはな

っていかないでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 確かに電力の地産地消、非常に大切、重要なことだというふうに思っていますが、 ただ、やはりこれも採算性がどうなるかということなのだというふうに思います。要は、地産をする のはいいのだけれども、地消する施設がどれだけあるかということが一番問題になるわけでありまし て。電力はつくったけれども売れないでは、これは収支が合わないということになりまして、そうな ると、まずは公共分で大型の消費するような施設がどれだけ集団であるかというか、集中してあるか ということも非常に重要になってくるのかなというふうに思います。

というのは、配電線を自分で、自営線を引くようでは、金がかかってどうもならないわけでありますから、そこは線はお借りしながらというようなことになってくるわけです。その延長が長ければ長いほど使用料がかかるわけですから、そうなると、集中してゾーン的に公共施設があるとか、あるいは農協の施設がありますね、農産センターが、そこに供給すると、そういう形でないと、エリアを決めてそこに供給するという形でないと、なかなか採算が取れないなというふうに思っています。

そう考えたときに、なかなかこの幕別町内においては難しいのかなと。消費地は札内市外でありますから、では、どこで発電するのだとなると、近くですよね。そうしたら、どっちかというと、迷惑施設ですよね、これはね。だから、そういった住民感情の問題も当然出てきますし、どこまで参加していただけるのか、電力を買うほうがですね。まずはやっぱり公共施設なり農協の施設が集中してあるようなところが一番やりやすいわけなのですが、それが一般町民、消費者ということになると、なかなかまとめるのも難しいということで、これ、全く駄目だとは言いませんけれども、これまでそういったことも考えてきましたけれども、なかなかこれが成り立つというのが難しいのだろうなというふうに思っております。ただ、研究の余地はあるというふうに思いますので、これを全く捨てることなく、視野に入れながら検討をしなければならないなというふうに思います。

それに、何より、地産地消も大事なのですが、この間ずっと国に対して要請をしております。これはやっぱり農水省に要請はしているのですね、一番家畜ふん尿をどうするかという点で農水省に要請はしていますけれども、やはりエネルギーの問題なので、経産省のほうがしっかりエネルギーの中で位置付けてもらわないと無理だというふうに思っております。量的には、バイオガスプラントから発電される量は大したことないのですね。北海道で450万キロワットぐらい必要なうちの、道東で五、六万キロワットぐらいあれば、系統連系ができるので、そこをエネルギー対策として国に何とか道を開いてほしいと、そんな観点からお願いをしているのですが、非常に壁が厚いというのが実態であります。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 酪農家の皆さんの声の中のもう一つに、やっぱりだんだん高齢化してきている中で、ロボット化というのが進んで、規模もそこそこ拡大しながら、しかし家族経営で、柱は家族でありながら何人かの労働者に来ていただいて経営したいというような声もありましたし、もっともっと大規模化と。忠類地域を歩かせていただいたら、やっぱりふん尿の処理が非常に課題だというふうに言っていました。幕別が観光で南の玄関というふうに売り出してくださっているけれども、この臭いの解決というのは、やっぱりもう個人ではどうにもならないのだというお声も伺いました。

どんどん寝わらで飼うというのがなくなりますから、大規模化せざるを得なくて。そうすると、やっぱりふん尿の処理というのが、プラントを造りたい、さっきの話にちょっと戻ってしまうのですけれども、できれば集約したものというふうに、札内なら札内にできて、そこに供給もできてというのはあるけれども、ここからでは難しいだろうということになれば、その農村地帯での集約、あるいは1戸でもできるプラントの推進というのも、これもどんどん開発されて、外国産も国産も300頭規模でも造られるということも、皆さん本当に研究されているのですね。そういうものを本当に激励できるような町政であってほしいなというふうに切実に思いました。

今後の畜産農家の経営そのもののバックアップとしても、このふん尿処理というか、バイオガスプ

ラントの位置付けというのは非常に大きいと思いますので、何か止まってしまったまま見えないぞという状況、さっきのこともありますけれど、こうではなくて、常にそういうことを業者の皆さんも含めて関係を築きながら示していただく、そういう姿勢を農家の方も含めて直接伝えていく機会をつくってもらいたいと思いますが、どうですか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 農家の方でやりたいという方が、何軒か集団でやりたいという方もいらっしゃいますので、そういうことは十分分かっています。

問題は、先ほどから申し上げているような、エネルギーの位置付けとして、このバイオガスによる発電を枠を取ってもらう、優先をしてもらうと。今は、結局、再生エネルギー、太陽光なども含めて横並びで競争をしているというか、申込みをしている段階なので、そこをやっぱり農業振興という観点から、エネルギー対策の中で位置付けをしてもらえないのか。農水の頑張りも必要だと思いますけれども、農水省に要請するとともに、農水省と一緒になって経産省の壁を破らなければ駄目だというふうに思っていますので、そこはしっかりと諦めずに粘り強く要請をしていきたいというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18 番(中橋友子) 既に進んでバイオガスプラント事業に取り組まれた市町村ありますよね。例えば、 士幌町ですとか、鹿追町ですとか。鹿追町などは、もう全町民の電気を3か所の集中プラントで賄う ぐらいの規模というか、目標を持ってやっていますよね。士幌町も、事業を早く手がけたということ が強みなのだと思うのですけれども、現在も個々の農家を含めて、相当数のバイオガスプラントが稼 働し、いっときよりは厳しいとは言っていますけれども、きちっと実用化されて役割を果たされてい ます。士幌町さんは、農協さんが主体でやられたところが多いのですけれども、現在、集中型を含め て12 基が稼働しているのですね。

こういったのを見ると、本当に正直遅れたなと思わされるのです。だって、同じ十勝の町でそういうのができているところがあって、うちはもう始めようとしたときから壁にぶつかるという、ここがありますので、ここは町長だけの責任ではないとは思っています。合併をうちはくぐった町ですし、課題は変わってきましたから。合併によってこの重要性もさらに大きくなったのだと思いますから、遅れはあるのですけれども、現実にそういった農水省も経産省も本当に動かすためには、どうなのでしょうかね、今の動かすためには期成会なり、先ほど申し上げました十勝のバイオガスプラントの十勝圏での組織ありますよね、関連事業推進協議会、こういうところの動きというは、これ今コロナなんかもありますから、あまり活発ではないのですか、どうなのですか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 活性化期成会にしても、十勝バイオガス関連事業推進協議会にしても、これは毎年要請活動をしていますし、これのほかに北海道レベルで、北海道酪農振興町村会議など、そういう組織もあって、ここはつい最近、農水省だとか経産省にも要請しているわけでありまして、要請活動そのものは、会える会えないはちょっとあったのですけれども、基本的には毎年要請活動はやっているところであります。

酪農振興町村会議は、毎年、全国町村長大会、11月にあるのですが、そこに合わせて私もその一員として要請活動をしていたのですが、この2年は役員のみの要請活動にとどまっているということで。ただ、やらないということにならないので、そこは粘り強くやっていく必要は変えてはおりません。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 要請した上での多少の変化でも含めて、希望を持てそうですか、本当に。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これですね、感触としては、なかなか変わってこないなという思いであります。 このほかにも、私は各政党の政策懇談会などもありますので、そういう場にも直接、地元選出の国 会議員あるいは政党にお願いもしているわけなのですが、なかなか地元は大変さは分かっているはず

なのだけれども、それもなかなか中央に伝わっていきづらいと、そんな状況もあるのかなというふう に思っていますけれども、諦めずに要請をしてまいりたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18 番(中橋友子) 分かりました。幕別町の基幹産業は農業といいまして、今 200 億円を超えるのですか。畜産分野も非常に高いウエートになってきています。温暖化の影響を一番受けやすい産業は農業ではないかとも思います。それは、畜産だけではなく畑も含めてですね。

したがって、この町を本当に守り抜く、支え抜く、きちっと生き延びていくという視点に立てば、 この 2030 年を目標にした温暖化対策というのは、待ったなしの課題だと思います。特段の力の配分を 求めて、質問を終わらせていただきます。

○議長(寺林俊幸) 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:59 休憩11:10 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石川康弘議員の発言を許します。

石川康弘議員。

○1番(石川康弘) 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1つ目、生涯教育の役割についてであります。

第6期幕別町総合計画のメインテーマである「みんながつながる住まいるまくべつ」の実現を目指し、町民が主体的に生涯にわたって学習活動を行い、それぞれのライフステージに応じ、生き生きとした人生を送るための町民の学習活動を総合的に支援する施策の体系として、幕別町は 2019 年3月に、2019 年度から 2023 年度までの5年を期間とした「第6次幕別町生涯学習中期計画」を策定しました。

計画では、家庭・学校・職場・地域社会で行われる全ての学習を生涯学習として捉え、「一人ひとりの人生を生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通じて人と人がつながり、お互いを尊重し合い、交流を深めながら幸せと誇りを感じられる、住みよい地域社会の構築に大きな役割を果たすことを期待している」としています。

また、「ライフ・シフト 100 年時代の人生戦略」の中で、著者は、これからの長寿社会では、人生の3つのステージからマルチステージへ変化すると予測しています。3つのステージとは、年齢に沿って、教育、勤労、引退を順番にたどる生き方です。それに対してマルチステージとは、生涯で複数のキャリアを持ち、各ステージを行き来したり、あるいは同時に進んだりする生き方を指しています。そして、個々人においては、引退後の資金問題にとどまらず、スキル、健康、人間関係といった見えない資産について、できるだけ早いうちから意識し、育んでおくことを提唱しています。

ここで注目されるのが生涯教育の役割で、特に 60 歳代以降の世代が、人生の第2ステージを再設計し実り豊かなものにしていくことが必要であり、今後、地域社会が持つべき教育機能として重要になると考えます。

ついては、以下の点を伺います。

- ①「第6次幕別町生涯学習中期計画」が策定から2年半がたち中間点となった。これまでの実施内容と到達状況は。
- ②マルチステージのキャリアに対する認識は。また、マルチステージを含むキャリアを追求する人たちへの支援は。

2つ目、労働者協同組合法の対応について。

昨年12月4日労働者協同組合法が国会において全会一致で成立し、来年10月1日施行されること

が決まりました。

この法律の意義の一つは、新しい働き方の選択肢を増やすことであり、地域における多様な需要に 応じた事業の実施が促進されることに期待が持たれます。特にコロナ禍において廃業や雇止めが続く 中、多様な雇用機会喪失の重要性は一段と高まっています。

ついては、以下の点を伺います。

- ①労働者協同組合法を周知するための住民・関係団体等を対象とする学習会を開催する考えは。
- ②労働者協同組合に関する相談窓口の設置をであります。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 石川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、 答弁させていただきます。

はじめに、「生涯教育の役割について」であります。

教育基本法では、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、 その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切 に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」という生涯学習の理念が掲げられてお ります。

このことを踏まえ、教育委員会では、第6期幕別町総合計画に示されている、基本目標の「協働と 交流で住まいる」と「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」を推進するため、生涯学習の視点か ら体系づけた「第6次幕別町生涯学習中期計画」を平成31年3月に策定いたしました。

この計画では、町民一人ひとりの学習活動を促進することを基本に、人口減少や少子高齢化、子どもたちを巡る様々な課題に向き合うこと、さらに地域住民相互のつながりを深め、地域づくりを進めていくことなどについて、町民をはじめ、様々な機関・団体等が同じ方向を向いて取り組んでいくことが必要であり、その実現のため、町、教育機関、関係団体などが、多様な学習機会の提供や環境づくりなどを通して、住民の学習意欲を高め、自発的な学習活動を促進することが重要としております。さらに、幕別町の教育目標である「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」の育成を基本として、文化やスポーツ・健康などに関する学習機会の提供をはじめ、地域とともにある開かれた学校づくりや幼児から高齢者までのライフステージに応じた生涯学習の推進、充実を目指すこととしております。

ご質問の1点目、「「第6次幕別町生涯学習中期計画」が策定から2年半がたち中間点となったが、 これまでの実施内容と到達状況は」についてであります。

中期計画につきましては、基本計画を7つの項目に分け、それぞれ施策の方向を示していますが、 ご質問の中で、特に60歳代以降の世代についての考え方となっていますので、関連する部分といたしまして、基本計画のうち「豊かな人生を育む生涯学習の推進」、施策は「学習プログラムの充実」「情報提供の充実」「指導者・団体の育成」「学習・活動機会の充実」の4点について、主な実施内容と到達状況について申し上げます。

1つ目の「学習プログラムの充実」については、多様化・高度化する学習ニーズに応え、町民それぞれが自らに適した生涯学習の機会を得られるよう取り組むとしており、これまでの具体的な取組内容といたしましては、百年記念ホールの指定管理者である NPO 法人まくべつ町民芸術劇場が「シニアライフ計画講座」や「アイヌ刺繍講座」「定年前活動のすすめ」等の講座を令和元年度に 35 講座、2年度に 59 講座を開催したほか、忠類地区においては、住民のニーズに応じ、「背骨コンディショニング」や「スポーツ吹き矢」等の講座を令和元年度に 7 講座、2年度に 5 講座を開催したところであります。

到達状況につきましては、具体的な数値目標を設定しているものではないため、現時点での評価ということになりますが、本施策における到達状況としましては、生涯学習講座については、過去の受講者からのアンケートによる希望や担当した講師からの提案などにより、2年間で11の新たな講座を

開設するとともに、講座の受講者が新たにサークルを設立する動きもありましたことから、ある程度、 学習プログラムの充実が図られたものと認識いたしております。

2つ目の「情報提供の充実」については、一人ひとりの多様な個性・能力を生かし、生涯にわたっての自己の能力と可能性を最大限に高められるよう、学習情報の効果的な発信に努めるとしており、これまでの取組内容といたしましては、生涯学習講座や講演会の開催について町の広報紙やホームページ、SNS を活用した情報発信を行うとともに、文化活動の拠点施設である百年記念ホールにおいて、各種講座やイベントの案内チラシを配布したほか、学校を通じて各種講座やイベント開催の周知を行ったところであります。

本施策における到達状況としましては、各種講座やイベントに係る情報提供を図ることができたものと認識いたしております。

3つ目の「指導者・団体の育成」については、生涯学習において知識や技能を有する人材の発掘や 指導者の育成・確保を図り、指導体制の維持、拡充に努めるとしており、主な取組内容といたしまし ては、「生涯学習リーダーバンク制度」でありますが、令和元年度の生涯学習リーダーバンク登録者 数は個人で17名、団体で12団体、2年度は個人で17名、団体で11団体であり、町ホームページに おいて本制度を周知した結果、これまで団体・サークル活動の要望に応じ、令和元年度と2年度はそ れぞれ4名の方々を紹介したところであります。

本施策における到達状況としましては、生涯学習リーダーバンクを通じた指導体制の維持・拡充までには至っていないことから、今後、リーダーバンクへの登録者を増やすための人材の掘り起こしや制度に係るさらなる周知が必要であるものと考えております。

4つ目の「学習・活動機会の充実」については、地域の特性や年齢層などを考慮した多様な講座の開設や実習、展示会の開催など様々な学習機会の提供を図るとともに、誰もが参加しやすい体制を設けることで生涯学習への関心を高めるとしており、具体的な取組内容といたしましては、一つ目の「学習プログラムの充実」で申し上げた生涯学習講座の開催やしらかば大学の運営のほか、北海道科学大学等との連携による講座を開催いたしました。

しらかば大学につきましては、高齢者が急激な社会の変化に対応できる力を身につけ、心身の健康保持や余暇時間の活用を図り、自ら生きがいを見出していくことを目的とし、自主と自治を運営の基本とした高齢者学級を開設しており、令和3年4月現在では、クマゲラ校89人、南幕別校9人、ナウマン校47人、計3校で145人が在籍し、様々な学習活動を実施しているところであります。

また、北海道科学大学との連携による「令和元年度第1回幕別町コミュニティカレッジ・北海道科学大学公開講座兼しらかば大学教養講座」につきましては、百年記念ホールに薬学部薬学科の教授をお招きし「薬の正しい使い方」について講演を頂き、115人の方々に参加いただいたところでありますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催することができませんでした。

本施策における到達状況としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一部未実施となった講座等もありましたが、しらかば大学の運営や北海道科学大学との連携講座により、一定程度、学習・活動機会の確保を図ることができたものと認識いたしております。

全体を通しまして、新型コロナウイルスの影響により中止、縮小となった事業を除き、おおむね計画どおりの到達状況であり、引き続き、経験豊かなアクティブ・シニアを含む世代が、主体的に学習機会を選択し、学ぶことができる生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に生かすことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「マルチステージのキャリアに対する認識は、またマルチステージを含むキャリアを追求する人たちへの支援は」についてであります。

現在、我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、海外の研究によると、2007年に日本で生まれた子どもは、107歳まで生きる確率が50%にも達すると推計されており、こうした人生100年時代を迎えるに当たっては、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、豊かな人生を送ることがで

きるよう、誰もがあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが求められております。

国では、このような人生 100 年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策の検討を 行うため、関係閣僚や有識者で構成する「人生 100 年時代構想会議」を平成 29 年 9 月に設置いたしま した。

同会議が12月に公表した「人生100年時代構想会議中間報告」では、これまでの「教育・仕事・老後」という3つのステージの単線型の人生ではなく、教育から仕事へ、そしてまた教育へ、あるいは引退から仕事へと移行したり戻ったりするといった「マルチステージ」への転換を迎えるものとしており、多様な「人生の再設計」をどう可能としていくか、教育や雇用制度、社会保障制度など、国の制度はどうあるべきかを大きなテーマに掲げているところであります。

こうした背景の下、何歳になっても社会的にステップアップするためには、各個人の学び直しは不可欠な自己啓発活動であり、また今後の高齢化に伴い、高齢者が地域活性化の担い手となる状況が想定されますことから、学びの成果を生かす機会の確保や、さらなる活動意欲を高めるための取組が必要であると認識いたしております。

本町における学び直し機会の創出や学びを生かした主な取組といたしましては、グループ活動を通じて豊かな人間関係を養い、心身の保持や余暇時間の活用を図り、自らの生きがいを見つけていくことを目的とした「しらかば大学」での活動や、団体・サークル活動などの要望に応じ、芸術・文化等の各方面における指導者を紹介する「生涯学習リーダーバンク」を開設しているほか、百年記念ホールの指定管理者である NPO 法人まくべつ町民芸術劇場が、生涯学習講座や文化公演会を開催しており、これらを通じてマルチステージを含むキャリアを追求する人たちへの一助となっているものと捉えております。

教育委員会といたしましては、今後におきましても地域の特性や年齢層などを考慮した多様な講座の開設や実習、展示会の開催など様々な学習機会の提供を図るとともに、住民のニーズを踏まえ、生涯学習講座など、多くの方々が参加しやすい学習機会の提供に努めてまいります。

以上で、石川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 石川議員のご質問にお答えいたします。

「労働者協同組合法の対応について」であります。

労働者協同組合法は、働く人が自ら出資して運営に携わることができる「協同労働」に関し、組織の設立、管理その他必要事項を定めた法律であり、昨年12月4日に成立し、来年10月1日から施行されることが決定しております。

法制定の経緯としましては、急速に進んでいる人口減少と少子高齢化の社会において、介護や福祉、子育て、地域づくりなど幅広い分野で担い手が減少しており、介護や福祉などの事業を行う非営利組織は以前から存在していたものの、多くは法人格を持たず任意団体として事業を行っており、法人格を持たないために契約の主体となれないなど多くの課題を抱えていたことから、対策が求められていたところであります。

このたびの労働者協同組合法の成立によって、「労働者協同組合」として法人格が与えられ、かつ NPO 法人などよりも簡単な手続で設立できるため、例えば訪問介護や地域づくりなど、地域の需要と 合致した事業が誕生し、多様な雇用機会につながり、担い手が増えることが期待できるとされているものであります。

ご質問の1点目、「労働者協同組合法を周知するための住民・関係団体等を対象とする学習会を開催する考えは」についてであります。

労働者協同組合法は、来年 10 月 1 日の施行に向けて、今後、国において施行のために必要な関係政省令や指針が定められていくことになりますことから、現状におきましては、制度運用の詳細は明らかにされておらず、町といたしましては、法施行に向けた国や北海道の動向を注視しているところであります。

このようなことから、現時点においては、町として学習会を開催することは予定しておりませんが、 今後、国や道などの情報を収集して研究を重ねるとともに、国が労働者協同組合の活動の具体例とし て示しております介護・福祉、子育て、地域づくりなどの関係部局で情報を共有しながら、制度の周 知に努めてまいります。

ご質問の2点目、「労働者協同組合に関する相談窓口の設置を」についてであります。

現在、町では、昨年6月から商工観光課に「まくべつお仕事紹介所」を設け、町内事業者の求人情報の収集や町内の事業所で働きたい人に対して、求職者情報を提供するほか、教育部局や福祉部局等と連携した雇用や労働対策に取り組んでいるところであります。

町といたしましては、今回の法施行により、地域での活動の担い手として、出資・意見反映・労働が一体となった非営利の法人である労働者協同組合という選択肢が新たに創設されるものと受け止めており、これによって、今後、本町においても、多様な就労機会の創出や地域ニーズを踏まえた事業の促進が期待されるものと認識しておりますことから、雇用や労働対策を担当しております商工観光課において相談業務にも引き続き対応してまいります。

以上で、石川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) それでは、再質問をさせていただきます。

今回、「ライフ・シフト」について引用させていただきました。これは、著者であるリンダ・クラットンさんは、先ほども答弁の中に出てきましたけれども、「人生 100 年時代構想会議」、当時、安倍元首相のときのメンバーの一人として召されているということで、引用させていただきました。

非常に丁寧な答弁を頂きました。私も同じように考えていたところでございます。ただ、御存じのように、今、人生 100 年時代と言われて、新聞等や、また報道等でも、随分、「人生 100 年時代」という言葉がたくさん出てきています。その中で、生涯教育の中でいろんな活動をされていますでしょうけれども、それは私も否定することではなくて、町民にとっては本当にたくさんのカリキュラムがあって、非常に満足しているのだろうなというふうに感じています。

一方、よく見ると、先ほどの「人生 100 年時代」を考えると、中身を見ていると、やはり趣味だとか教養、それから地域活動とか、そういったことが多いのかなというふうに思います。

町民の中で、この「人生 100 年時代」ということに関して、どのぐらい理解されているかちょっと分からないのですけれども、事業として半分過ぎた中で、ある程度の達成はあるのだと思うのですけれども、それでいいのだと思うのですけれども、ただ、確かにこの人生 100 年時代と考えると、もっと前向きにこのことについて住民に周知し、例えば出前講座でそのことについて考えていただくとか、そういう機会を設けていかないと、とにかくもう時代の流れが今すごく早いですよね。中には、以前も 2000 年問題だとか、それから AI によって職業がなくなるとか、そういう非常にネガティブな事柄がたくさん出てきています。

そのような中で、町民も不安を抱えている方々も非常に多いのではないかというふうに考えますが、 その辺については、対策というか、何かお考えありましたらちょっとお答えいただきたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(石田晋一) 今のお話ありました出前講座なのですが、町のほうでも出前講座を行っておりまして、地域ですとかいろんな団体からご要望があれば、こちらから伺うということはできるというふうに考えています。

また、現在、生涯学習講座なんかを行っていて、参加される方の年齢を見ますと、やっぱり 50 歳代、60 歳代の方が多くて、そこでまだその方々が 100 年を意識した講座を選択しているかというと、なかなかちょっとそこまでは把握しておりませんが、100 年時代を見据えるのであれば、もう少し若い人たちがもう少し積極的に学ぶ場を求めるというところなのでしょうけれども、まだこちらのほうには、行っている講座の中でのアンケートですとか、指導されている、講師を務めていただいた方々とも 100 年記念ホールのほうでは会議を持ちまして、いろんなニーズに応えようということを取組はしており

ます。

その中では、まだ学び直すというか、100年を見据えた取組の話などはまだ出てきていないものですから、今の状況ということでありますが、そういったお話が出てくれば、それぞれでやっぱり学ぶことも必要でしょうし、町としても情報提供はできるのかなと思います。

ただ、それを受けて、全て講座に反映するとか、対策を講じるということは、今のところはちょっと考えていない状況であります。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) 住民に周知するというのは、なかなか難しいことだと思うのですけれども、ここで、私、60歳というふうに質問をいたしましたけれども、この質問の中身というのは、考えると、私も議員になって、今のところお話を聞いた中で、地域の中で、例えば町内会であるとか、それから老人クラブですか、そういうところの組織が崩壊してきているところも出てきているのですね。これって何だろうというふうに考えたときに、よく中身を聞いてみると、やはりいろんな人間関係だとか、いろんなことが考えられているのかなというふうに思っています。

さっき、私の質問の中で、ライフ・シフトの話をしましたけれども、その中で言われているのは、 無形資産と言われるものですね。有形資産というのは、例えばマイホームだとか、現金だとか、それ から有価証券だとか、そういったことが考えられるかなというふうに思うのですけれども、逆に無形 資産というのは生産性資産、それから活力資産、変形資産と、この3つあるのですよというふうに言 われているのですね。

そして、1つは、生産性資産、主に仕事に役立つ知識やスキル、これはもちろんそうなのですけれども、2つ目の活力資産、健康や良好な家族、友人関係のこと、3つ目の変身資産は、変化に応じて自分を変えていく力のことと書いてあるのですね。

私は、年を重ねていくうちに、やはりそういったことを学ぶ機会というのは非常に少ないのかなと思うのです。ましてや、どうなのでしょう、コロナ禍にあって、なかなか家から出ない状況も続いている中で、こういったことについて考える機会があるのかどうかちょっと分かりませんけれども、いろんなテクノロジーを駆使して、例えばズームだとか、ユーチューブだとか、いろんな媒体ありますけれども、そういったことを通じて、どうでしょう、ハイブリッドな形でそういう講座も広めて、そういったことに対して周知していくということも考えられるのかなと思うのですね。

特に、私、今申し上げましたのは、そういう無形資産ですね、このことに意外と国民、町民といいますか、一人ひとりが自分に対する投資といいますか、そういうことがなかなかされてきていないのかなと思うのですね。こういう議会ででも、やはり中ではほとんどの質問というのは、経済のことが非常に多いと思うのですね。もちろん町の経営ですから、お金が絡みますからそのことは非常に重要なことだと思いますけれども、そういう無形資産についての考えというのは、やはりこれはもう一つの考え方として、並行してやはりやっていかなければいけないのだと思うのですね。

例えば、昨日も一般質問の中で、介護保険だとか、それからそういったお金のことに関して、高いから生活が不安だとか、そういうことがたくさん出てきました。でも一方考えると、一番いいのは、病人が出なければ、私たちは病気にならなければ、不安というのはなくなるわけですね。でも、いつ病気になるか分からないから非常に不安だということで、お金が足りないのではないかとか、いろんな不安が出てくるのですけれども、もう一つ例を挙げると、立命館アジア太平洋大学の学長の出口治明さんという方、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんけれども、彼はこのように言っているのですね。人生100年なのですけれども、大学を出ると大体22歳ぐらいですかね。そうすると、残り大体80年。その半分というと40年。40年に20足すと60。だから、60歳というのは、ちょうど人生の中間だというのですね。では、それから一体どうやって生きていくんだということで、中には80歳まで働かなければいけないとかという話もあります。当然そうなるかもしれません。そのための準備というのは、今からやはりしていくことが必要なのだと思うのですね。もしそれができれば、非常に学

んで、例えば仕事をまた 80 歳まで働けるとか、そういうことをやったことによって、非常に元気で生活することができると思うのですね。それによって、そういう不安もなくなるのだよと、出口さんはおっしゃっているのですね。ですから、学んで一生働きましょうよということを言っているのですけれども、そうすると、いつ引退したらいいのという、そういう不安もあるかもしれないけれども、社会を見ていると、元気な人というのは、やはり有償のものも無償のものもボランティア含めてありますけれども、やはり家から出て動いていますよね。そのことによって健康というのは維持されるのかなというふうに思うのですね。そういう人たちを増やすことによって、町の負担も減ってくるのかなというふうに思いますね。

もう一つ例を挙げると、アフガンで銃弾に倒れて亡くなられた中村哲さんいらっしゃいます。もう亡くなられて2年たちますけれども、彼は医者としてアフガンに行ったのですけれども、病人を診ていたのだけれども、どんどんどんどん病人が来て、これはいかんぞと、何ぼ診てもこれは切りがないと。考えたら、砂漠を緑にしてそこで作物を作ったら、いい作物を食べて元気になるのだという発想になったのですね。それで、彼は医者を辞めたわけではないのですけれども、辞めて、そういうかんがいをつくって、砂漠をたくさんの緑にしたということが報道もされていましたけれども、私、そういうことだと思うのですね。幾ら病人にケアしていっても、どんどんどんどん増えてくるので、そちらのほうが欠けてくると、やはりうまく回っていかないのだと思うのですね。

ですから、この見えない部分の学習といいますか、教育というのは非常に僕は大事だと思うのですね。そのことに対して、もうちょっと一歩踏み込んでできないかなと。見ていると、どうしても町民から受動的な感じで全てのカリキュラムがされているような気もするのですね。ごめんなさい、ちょっと言葉が違ったら失礼なのですけれども、そんなふうに私は受けるのですね。それも必要だけれども、逆にこちらから、いや、人生100年時代なのだから、こういうことを学んで、こういうこともしなければいけないことあるのではないだろうかということを、こちらから投げかけていくということも、一つの手法としてあるのかなというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 今、お話ありました、見えない資産といいますか、見えない資産はいろいろあろうかと思いますけれども、例えば家族とか、友人であったりとか、そういう人間関係ですとか、あとは健康もそうなのかなというふうに思います。

健康に関しては、そういった生涯学習講座で、健康づくりのことや何かについても開催をしておりますし、そういった意味では、丸っきりそういったことをしていないということではないとは思うのですけれども、今、議員言われるような、100年時代を見据えてということで、そのことについて、それを目的とした、そのことを学習するというか、知るというか、そのための講座ですとか、出前講座ですとか、そういったとこまでは現段階では至っていないというのが現状ではあるのですけれども、どうしても、今、学習機会の創出については、生涯学習講座などで町民の皆さんに提供しているところではありますけれども、受講される皆さんの、過去に受講された方も含めて、どういったものがいいのかということ、意向だとかも調査しながら進めてはいるところでありますけれども、言われますように、どうしても内容的には、人生を健康で有意義に生きるためのヒントですとか、きっかけづくりになるような講座、どうしてもやっぱりある程度の多くの方に受講していただきたいという思いもありますので、そういう形になってはいるのですけれども、これまた議員言われるような講座も大切なことだというふうには思いますので、指定管理者でありますまくべつ町民芸術劇場等とも、関係者とも協議をしながら講座の内容を選定していきたいというふうに考えております。

- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) きっかけづくりと今おっしゃいましたけれども、それは非常に大切なことだと思うのですね。私たちから強制的に学べというのではなくて、そのきっかけづくりを与えることによって、そのきっかけによって生き方を変えたりしていけるのだと思うのですね。どうしても上から目線でやってしまうと拒否されることが多いので、きっかけづくりをつくっていくことは非常に必要かな

というふうに思います。それは、分かりました。

それで、60歳以降と言いましたけれども、これ答弁はよろしいですけれども、やっぱりこの 100 年時代を見据えることに関しては、若い時代から、どのぐらいか分かりませんけれども、若い時代からそのことについての認識をしないといけないのだと思うのですね。今、言われているのは、大学で例えば4年間学びました。そのスキルというのは、何年通用するのだということなのですよね。一生それが使えるかといったら、もう使えないのだよというふうに言われているのですね。それが5年かもしれない、10年かもしれない。そのときに、また仕事を変えたり、学び直して違う仕事に就くだとか、そういうこともこれからはあり得るのだと思うのですね。そういうことも含めて周知していただければいいのかなというふうには思います。

私ごとで申し訳ないですが、私ももう仕事6回ぐらい変わっていますので、そのたびにいろんなことを学びながらやってきたのですけれども、逆に楽しい人生だったというふうに思いますけれどもね。そういう方もこれから多分たくさん出てくるのだと思います、こういう時代になってきますから。ですから、ぜひその辺のことを加味しながら、進めていただきたいなというふうに考えています。

そういう生涯学習のこともそうなのですけれども、それって私は教育委員会というふうに捉えていますけれども、僕は横断的にやはり考えていく必要があると思うのですね。そうすると、例えば商工観光課との関係の中で、いや、うちのほうでこういう問題あるから、こういう講座を例えば教育委員会のほうでちょっとやってくれるかとか、そういう横断的な手法といいますか、それも考えながらやっていただけたら、もっと幅が広くなって、町民に対するサービスという面では非常によくなってくるのかなというふうに考えています。ですから、教育委員会だけで考えるのではなくて、やはり関係部署とも調整しながら、知恵を借りながらやっていくといいのかなというふうに、ちょっと生意気ですけれども、そんなふうに感じました。

それでは、次の質問に行きます。

労働者協同組合法の対応についてでございますけれども、これに関しての答弁はそのとおりだと思います。ぜひ、これ前向きにやっていただきたいなというふうに思うのですね。もう既にたくさんの自治体が学習なんかに取り組んでやっております。まだまだ私っも勉強不足で分からないところも随分あります。そういった意味では、やはり町でそういう研修といいますか、そういったことも、職員も含めて一緒に取り組んでいければいいかなというふうに思います。

これ昨日も一般質問の中で、地域おこし協力隊のこともありました。このことについても、何かちょっと関連が出てくるのかなというふうに感じています。外部からのそういう助けも必要ですけれども、地元でやはりこういうことに取り組んで、助け合いながら地域を活性化していくという面では、非常にいい取組なのかなというふうに考えています。

私もそういう会議に参加したことはありますけれども、特に東日本大震災を受けた地域においては、このことを生かしながら地域復興に活躍している人たちがたくさん今出てきています。そういった意味からも、我が町にもそういうところがあるわけですから、こういったことも考えながら、地域活性化に向けてチャンスが出てくるのかなというふうに思っています。

また、NPOの話も出ましたけれども、NPOはたしか20ぐらいの業種しかできないくくりがありますけれども、この協同組合についてはそれがないということで、非常にやりやすいということもあります。ぜひこのことについて、さらに国の方針も見ながらというのは分かりますけれども、前もってこれに取り組んでいくのも一つの方法かなと思いますけれども、もし答弁ありましたらお願いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 簡単に法人が設立できる手法が、選択肢が増えたということは、もう歓迎すべき 点だというふうに思っています。

ただ、答弁でお答えを申し上げましたように、具体的な内容、政省令まだ明らかになっていないわけでありまして、そうすると、具体的なお話もできない、説明もできないわけでありますから、しっ

かりと政省令が出たときには説明をして、これに参加する人がいれば、アドバイスなり支援をしてい くことは必要であろうというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

これについても、やはり相談を受けるのはもちろんですけれども、積極的にこういう法律ができたのだよということを、周知することも非常に大切になってくるのかなと思いました。ほとんどの方は、恐らく知らないのだと思うのです。そういった意味では、町のほうから広報をしていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長(寺林俊幸) 以上で、石川康弘議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:57 休憩

13:00 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番(荒 貴賀) 通告に従いまして、質問をいたします。

公共施設の使用料値上げの見直しをであります。

今年3月、公共施設の使用料・手数料の見直しに関する基本方針案が提案されました。住民はこれまで減免され無料となっていた使用料が有料となります。

基本方針案では、施設を「利用する方」と「利用しない方」との間で不公平感が生じるため、受益者負担の適正化を図るとしています。

町の公共施設は、文化、スポーツ、趣味等多様で自主的な住民の交流の場として大きく貢献しており、住民にとって大切な施設です。さらに健康保持にもつながっています。

公共施設を利用する住民から、「使用料が発生すると、これまでと同じような取組ができない」「どれぐらい負担が増えるかも分からず不安」などの戸惑いが出ています。

仙台市では、「災害復興の困難を乗り越えた際、様々な施設を拠点に日頃から活動してきた市民の力が発揮された」と言われています。住民活動こそ応援すべきであり、以下の点を伺います。

- ①今なぜ、減免規定を見直すのか。
- ②使用料引上げによる影響は。
- ③施設利用に伴う別途加算の範囲は。
- ④老朽化が進む公共施設。住民が安全に使用できるよう手だてを。

○議長(寺林俊幸) 飯田町長。

以上であります。

○町長(飯田晴義) 荒議員のご質問にお答えいたします。

「公共施設の使用料値上げの見直しを」についてであります。

公共施設の使用料の見直しについては、受益と負担の公平性等を図る観点から、平成8年に策定した「第2次行政改革大綱」以降一貫して、取り組むべき推進事項としているところであり、昨年度、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することなどを目的に、料金の算定方法及び減免の適用基準等に係る統一的な指針となる「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」の策定に着手したところであります。

ご質問の1点目、「今なぜ、減免規定を見直すのか」についてであります。

地方公共団体が提供する公共サービスは、広く住民の皆さんから徴収した税金により賄われており

ますが、公共施設の使用など、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて、全てを税金で賄うことは、利益を受ける方と受けない方との間で公平が保たれないこととなります。

こうしたことから、これまでも「行政改革大綱」に基づいて、公共施設の使用における受益者負担の見直しについて、その方法、時期等について検討してきたところでありますが、最終的な見直しには至っておらず、平成28年に策定した「第4次行政改革大綱」において、引き続き「使用料・負担金等受益者負担の見直し」及び「公共施設使用料減免の見直し」を推進項目に掲げていることから、本年1月、「幕別町使用料等審議会」を設置し、使用料等の見直しの中で減免の在り方、範囲等も含め諮問をし、このたび、12月3日に、受益者負担を原則とする答申を頂いたところであります。

ご質問の2点目、「使用料引上げによる影響は」についてであります。

本町において、公共施設を利用する際、使用者は、それぞれの施設条例に基づき、使用料を納付することとなっております。

しかしながら、現在、町民または町内の体育団体及び文化協会登録団体等各種団体による使用については、札内コミュニティプラザや各コミュニティセンター及び近隣センターなどのコミュニティ施設のほか、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター及び百年記念ホール、町民会館などの社会教育施設等ほとんどの公共施設において、営利目的等での使用を除き、使用料を免除するとした取扱いとしております。

このことから、今回策定する基本方針では、個人使用は、町内外を問わず高校生以下の方を除き、また、団体使用については、町が構成員となっている公共的団体等が本来の活動目的等、つまり町行政の推進のために使用する場合などを除き、免除の対象外となることから、これらに該当しない個人または団体については、使用料を納めていただくこととなります。

しかしながら、個々の施設の使用料については、これまで使用料の設定がなかった札内川河川緑地に整備している体育施設などを除き、ほとんどの施設において使用料の額が現行の規定より低額となる見込みでありますことから、見直しによる影響としましては、使用料の引上げによるものではなく、減免基準の見直しによるものが主なものとなっております。

なお、その影響額としましては、令和元年度における公共施設の使用料収入と、同人数が使用する として新たな使用料及び減免規定を適用して試算した収入との比較では、おおむね 3,700 万円の収入 増になると試算しているところであります。

ご質問の3点目、「施設利用に伴う別途加算の範囲は」についてであります。

現在、施設によって有無はありますが、公共施設の使用に伴い、使用料に加えて別途加算するものとしては、営利目的や入場料等を徴収して使用する場合における加算、附帯設備、備品などの物品使用に係り別途徴収する使用料及び夏または冬期間における冷暖房加算があります。

今回策定する基本方針では、おおむね加算の設定については変更がありませんが、応分の負担を求める受益者に対して分かりやすいよう、加算の対象、区分、金額等について一定の整理を行っております。

まず、営利目的等における加算については、営利目的で使用する場合は、現行は、販売を伴わない場合は5割、販売を伴う場合は10割を加算するとしておりますが、一律20割を加算するとしたところであります。

また、入場料等を徴収する場合は、現行は、施設及び入場料金等の金額に応じて、最低5割から最高40割の幅で加算しておりますが、全ての施設において、入場料等の金額に応じて、1,000円未満は5割、1,000円以上3,000円未満は10割、3,000円以上は15割をそれぞれ加算すると統一したところであります。

次に、物品使用については、現在は、札内コミュニティプラザや百年記念ホール、町民会館など9施設において、マイク1本からグランドピアノに至るまで、幅広く使用料徴収の対象としておりますが、今後、更新または新たに購入する際、補助金、起債等充当する財源がなく、かつ購入価格が500万円を超えるもののみを対象とすることとし、現時点においては、百年記念ホール陶芸室の電気陶芸

窯及び大ホールのピアノについて別途使用料を負担していただくこととしております。

次に、冷暖房加算については、現行は、施設によって、冷房加算は主に、7月及び8月、暖房加算は主に、10月または11月から4月までの間加算することとしておりますが、期間中も使用しない場合があるほか、使用料を算定するための原価に既に算入済でありますことから、別途加算は行わないものとしたところであります。

ご質問の4点目、「公共施設の老朽化が進んでいるが、住民が安全に使用できるよう手だてを」についてであります。

はじめに、このたびの使用料の見直しにつきましては、施設の建設費や減価償却費及び修繕費等は 使用料を算定する際の原価に含まれていないところでありますので、今後の公共施設の管理に関する 考え方について答弁させていただきます。

現在、本町が保有する公共施設は、コミュニティセンターや近隣センターなどのコミュニティ施設が 57 施設、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなどの体育施設が 22 施設、小中学校や図書館などの教育施設が 49 施設、公営住宅等が 253 施設など合計 487 施設であります。

これらの公共施設は、本町が昭和50年代から宅地開発等による人口増加や町民ニーズ等に応じた都市機能の拡充により整備したものが多く、全公共施設の6割以上を占める307施設が、築後30年以上経過しており、年々老朽化が進んでいる状況であります。

このため、本町では、中長期的な視点に立って、公共施設等の適正な配置や長寿命化対策を計画的に行うべく、平成29年3月に「幕別町公共施設等総合管理計画」を策定しており、また、施設等の大規模改修を行う際には「個別施設計画」を策定し、施設ごとの老朽化の状況、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、施設の継続利用、建て替え、集約化、廃止などの具体的な対応方針を定めております。

これらの計画等を踏まえ、直近3年間においては、近隣センターにおけるバリアフリー化等の改修、 農業者トレーニングセンターにおける外壁、屋上防水等の改修、小中学校における屋内運動場の床張 り替え等の改修、公営住宅の建て替えなど老朽化した施設の改修等を計画的に実施しております。

また、保育所及び小中学校等におけるエアコンの設置や避難所に指定している各公共施設のトイレの洋式化などを行い、施設を利用する方々の衛生環境の改善と利便性の向上にも努めているところであります。

今後におきましても、「幕別町公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づく公共施設の管理に関する対応方針を基に、各部署で管理している公共施設の実情や利用状況、住民ニーズを的確に把握し適正な管理に努めるとともに、施設の統廃合や改築、改修等の必要が生じた際には、総合計画3か年実施計画に計上の上、計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) それでは、再質問させていただきます。

公共施設は、住民生活に大きく関わっています。今でも公共施設について、様々な意見が出されています。使用料や手数料の見直しは、町民全体に大きな影響を与えると考え、今回質問をいたしました。

町は今回の使用料、手数料の見直しの基準を設け、算定方法等の明確化を図るとお答えいただきました。その際、幕別町のこれまでの政策として、町民は減免により使用料が実質発生していませんでした。今回の見直しは、町民にとって大きな変化であり、今後の活動にも大きな影響が出てくると感じます。

住民の学びや交流、薄れていく地域コミュニティをこれからどのようにしていくのか、議論していかなくてはいけないこの時期に、自主的な活動が減少しかねない状況に陥る今回の見直しは、町が町民の活動を支える姿勢を持って対応してのことなのか、そのあたりについてどのように捉えていますか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) まずは今回の見直しについては、平成8年に策定した第2次の行政改革大綱以来、本町にとって非常に継続的に審議、協議をしてきたところなのですけれども、なかなか実現しなかったものでありまして、その間も町民間、いつでも使える町民と使えない町民との不公平感というものは、増してきたわけであります。その中で、今回、町民の不公平感をしっかりと是正をしていくということを第一に考えまして、見直しをしようとするものでありますけれども、まずはその中で配慮をしなければならない点があるわけでありまして、一番に配慮をしなければならないのは、地域住民のコミュニティを確保しなければならない。これを停滞させることにはならないだろうと。そしてコミュニティ活動を推進することは、このまちづくり全体に及ぶことでありまして、この活動があって住民参加があり、さらに住民との協働のまちづくりがあるわけでありますから、ここはしっかりと確保しなければならない。

それともう一点は、教育的な観点から配慮をしなければならないということでありまして、高校生以下の子どもたちについては使用料を頂かないと、そのようなことを除外要件、大きく2つを柱に置きながら、あとは町民間の不公平感を是正していくべきであろうということで、見直しに踏み切ったわけであります。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 町長は、今、お答えの中でコミュニティと子どもたちがメインというお話がありました。その中にも不公平感、いわゆる使っている方と使っていない方というお話もあります。受益者負担という原則なのですが、自治体が行う公共事業において、特定の住民が特別な利益を受ける場合、その公共事業の費用の一部を負担するということで認識しています。

しかし、それが次第に自治体の財政が厳しい、現在のように公共施設を使ったから特定の利益を得た、公共施設の維持管理に関わる費用の一部を負担していただけるようになっている、そういうふうになっていませんでしょうか。町の公民館は昭和26年、条例化されて今70年間です。近隣センターも昭和48年に条例化されて48年間です。この間、町民から使用料を徴収せずに住民活動を支えてきました。公区活動か地域の集まりか、多彩な活動を支えてきた拠点です。憲法25条にも、「健康で文化的な最低限度の生活」、こうしたもので公民館が設置されました。最低限度で文化的でなければならない生活を営む権利を具体化するために、幕別町でも設置してきました。決して特別な利益を得たというようには、私は考えていないのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) まず建設事業に負担を求めるのが負担金だと、そのようなご説明がありましたけれども、確かに自治法上は負担金という条項があります。それではなくて、今回は建設事業に負担金を求めるという、例えば土地改良事業に受益者が負担金を払うような場合を指しているのであって、この根拠は使用料を求めることですから、大きくは受益者負担の一部には違いありませんけれども、決して法令に違反して、頂くとかそういうものではなくて、使った中の、使った人は大きく受益者と言いますけれども、使用者間の使用できない人、使用できる人との負担の公平性を確保しようということで、今回見直しをしているわけでありますので、そのことが法令に違反しているとか、そういうことは決してないわけで、むしろ私は町民間の負担の公平をしっかり進めるべきという観点から、これはやはりいつまでもただで使える人は幾らでもただで使うということは、放置できるものではないだろうというふうに思っております。

そのことから実は私、今2期目でありますけれども、2期目の公約の1つにも掲げさせていただいて、それを今実現に向けて進めているというところでもあります。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 今、町長のお考えはしっかりと認識したところでありますが、私の認識としては、 公共施設を使う人と使わない人の公平感の議論でありました。目の前に施設があって、使わない人も いれば使う人もいます。行政的にはやはりもっと使ってもらうような利用を促進するということはし

てくるのだろうと思うのですが、やはり利用できない人たち、いわゆる仕事が忙しくて利用できないとか、経済的に厳しくて利用できないというふうな人たち、そういう人たちにどのように利用してもらうかというのは、多分町として必要なのかなとは思っております。しかし、そこに利用していない人と利用している人とのバランスを取って、負担をさらに求めるというのは、ちょっと行き過ぎているのかなというふうに私は感じております。

現役世代も利用はしています。しかし多くはやはり仕事を定年して、これからの余暇をどのように 過ごそうか、楽しもうか、そういう人たちが施設を利用している人たちがすごく多いのかなと、私は 認識しています。サークル活動もあったり、趣味の集まりであったり、気軽に今までは利用できたの です。それが外に出て元気に活動することで健康維持にもやはりつながってきました。やはりそうし た視点からも今の減免規定を維持するようなことは、私は必要ではないかと思って、町長に提案した ところであります。

切り口を変えて少し違う方向でお話ししたいのですが、町長は行政を行うに当たって、今、一番大切なこととして人口減少対策を挙げられています。どのようにして人口減少を抑えていくのか、いろいろな施策、産業、暮らし、生活、定住、いろいろなことを掲げて、幕別町の未来のために頑張っていただいたと思っております。その中でやはり高齢化社会に向けてのまちづくりが大変重要であります。先ほど答弁でもありましたが、高齢者が元気で明るく暮らしていただく、スマイル幕別も取組の1つです。

魅力あるまちづくりは、どの世代も住んでよかった、住み続けたいと思える町だと私は思います。 今回の見直しはそのような町政の一環なのでしょうか。町長どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 私、今まで言い続けてきました「住んでみたい、住み続けたい、住んでよかった」ということを阻害するものではないというふうに思っているわけでありまして、これはむしろ町民が本当に皆さん仲よくやっていただくためには、「俺はたくさん税金を納めているのに使っていないぞ」と。「でもその施設は、俺の納めた税金がかなり充当されて維持されてるのではないか」という人に対しては、やはり申し訳ないというふうに思うわけです。

ところが、税金は納めるけれども、さほど納めていない人がたくさん使うということと、たくさん 納めている人があまり使えないということは、やはり明らかに不公平があるわけで、多い少ないはちょっと議論がずれましたけれども、税金、ともかく納めた税金で施設が維持されているということが 根っこにあるわけでありまして、それはやはり使う人はそこから利益を受けるわけですから、多少なりとも負担をしていただく。それは、今おっしゃっているような、これまでやってきた住民活動が全くできなくなるような額を頂くというものではなくて、1時間当たり100円とか、そういう額が果たして阻害することになるかということもあるかと思います。これが1時間当たり1,000円も取るよとなれば、これは考えものでありますけれども、基本はその施設を維持していくための半分は町の税金で見ますと、残りの半分については、皆さま方で負担してくださいということで、全部、お金を負担してくれということではありませんので、私はこれまでの協働のまちづくりであったり住民参加のまちづくりが、あるいは住民の方が自らの趣味を行うだとか健康づくりを行うと、これを阻害するものではないなというふうに、そういう考えの下に今回の基準を定めて、そして審議を頂いて、町民の方にも審議会の方にもご理解を頂いて答申を頂いたということであります。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 私は税金はやはり日本国内での税金の納め方は応能負担でありますから、たくさん稼いだ方はたくさん支払っていただいて、大変な方はそれなりの基準で払っていただく。そして社会を形成して、日本のまちづくりとか、そういったものを発展させていくというのは、これは日本社会の基礎中の基礎であるので、やはりたくさん納めたから、自分はなかなか日本国内においては難しいなというふうな認識は、私は思っております。そういった判断は分かります。なかなかこの辺については平行線なので、次に進みたいと思います。

2番目です。使用料の引上げにおける影響です。町長答弁にもありましたが、引上げではなくて減免規定がなくなることによって、住民負担が増えますよということであります。要は今回の町が行った減免がなくなることによって、大きく環境が変化します。その中で、減免の範囲についてお聞きしたいと思います。私、個人的には利用料を引き上げるべきではないですし、今まで以上に堅持していただきたい。しかし、幕別町がどのように今後使用料の引上げを考えているのかについて、これからお聞きしたいと思っております。

免除の範囲の規定についてお聞きしたいのですが、答弁では町が何らかの形で関わっている場合は 使用料が発生しませんというお答えでありました。まちづくりのため、行政を執行するためと言われ ます。では、サークル活動ですとか、いわゆるこれまで自分たちの趣味のために頑張ってこられ体育 団体ですとか文化加盟団体、そういった方たちには使用料が発生するという認識で間違いはないです か。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 町政の推進に、例えば町が構成員となっているゆとりみらい 21 推進協議会などがあります。これはまさしく農業施策を推進する公用的な団体でありますので、これはかかりませんと。ただサークルについては、あくまで個人の趣味で、何か文化を、絵を描いたりなんだりするわけですから、それについては頂きますということで、あくまでも公的ですね、公共的ではなくて公的、公用的なものについては、これはまさしく町が仕事をするのと同じ扱いをしますけれども、それ以外については負担を頂きますということであります。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 理解しました。2月に町では使用料についてパブリックコメントを住民から意見をお聞きしたと思います。この中で提出件数が42件、大変多いです。関心の高さがすごく見て取れます。特に文化、体育団体、高齢者に対する減免の要望が多かったように感じています。

町としてこの要望に対し、どのようなことが議論されたのか、お答えいただけますか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) その42件が、全て減免の応募であったという認識はありません。そうではなくて、今回の見直しの考え方に対して意見を頂いたということでありまして、どちらかというと今までは、文化団体に加盟をしていれば優先的に使うことができたわけであります。半面、他方から見ると使いたいけれども、どうしても優先的に使っている団体があって使えないという事態も、そういうお話も頂いているわけでありまして、そこを回数制限をある程度した中で、町民の皆さん、使いたい人はすべからく平等に使っていただくと、そういった観点から今までの既得権に対して、最優先するのではなくて、みんなが使えるような形で譲歩をしてもらうと、そういう考え方であったものに対して、意見があったというふうに捉えております。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 今回、パブリックコメントの中に、42件、全ての提出件数が42件で、意見が全部で71件ありました。その中で要は文化団体に減免してほしいというのが14件あったのです。要は減免だけはしてほしいと。体育団体からは4件、高齢者に対する減免の要望が8件ありました。かなりここは多いのです、全体を見ても。ほかは賛成とか反対とか、いろいろな小学校とか中学校とかパークゴルフとか、いろいろあったのですけれども、やはり要はこういうふうにかなり多く住民から頂いた意見について、パブリックコメントを通して、どういった議論がされたのかお聞きしたかったところです。どうでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(白坂博司) パブリックコメントの関係なのですけれども、確かに文化団体ですとか体育連盟加盟団体、そちらのほうからのご意見というのは頂いております。こちらは、パブリックコメント実施中に教育委員会のほうから具体的に各加盟団体に対しまして、現在パブリックコメントを行っていますということで、こういった内容ですよという周知をしたところでありまして、そちらの

ほうを受けて、皆さま方も関心を持っていただいて多数の意見につながったのかなというふうには捉えているところであります。

その際に、実は料金の資料についても同封していまして、その料金の資料というものが現行料金、改訂前の料金の現状を伝えて、資料としてご提供しているということでありまして、その料金が答弁にもありましたように、実は新料金になるとほとんど値下がりになるというような状況でございまして、その辺について、使用料等審議会にも体育連盟ですとか文化加盟団体の代表者の方が委員さんとして加盟しているのですけれども、その辺について使用料が実際にどのぐらいの金額になりますよですとか、あとは減免ではないのですけれども、文化協会に対してはこういったような特例措置だとか、そういったものを設けますというようなお話をさせていただいたところでありまして、そんな中で、先ほど町長もお話ししたように、最終的にはこの基本方針の案で了ということで、そちらの審議会のほうでも答申を頂いているということなので、ある程度はご理解いただいたのかなというふうには考えているところであります。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) パブリックコメントについての理解については分かりました。

今回の使用料が負担が増えますということの中で、免除がなくなるので住民の負担が増えるということになります。今回、激変緩和措置が取られています。町民が減免の対象が、個人、団体の使用料が免除がなくなるものですから、ゼロから要は 100 円、1,000 円にもなるわけです。急激な増加であることは間違いはないのだと思いますが、利用者の低下が見込まれた場合、実情に応じて料金の見直しを調整するということがありました。このスパンについてはどのぐらいを考えていますか。要は町では毎年利用料、使用料の見直しがあるとお聞きしています。同様になると考えてよいのか、お伺いしたいと思います。

また制度が変わる、私は変えるべきではないとは思いますが、制度が変わることによって、町民活動にどのような影響があったのかについての観点から、検証が重要だと思います。全体の検証ということも考えているのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 来年の10月から、それぞれ条例改正の議決を頂いて施行するということになる、今のスケジュールではそういうことになると思います。ただ、これは議会の議決を頂かなければそうはならないのですが、今のスケジュールとしては3月に提案をさせていただいて、10月1日から施行したいという考えでおりまして、当然、料金を頂く中で利用がどうなっていくかということは、常にこれは見ていかなければならないわけでありまして、では、それをどこで、毎年毎年検証はしなければなりません。ただ、今2年6か月については、激変緩和措置を取るということになっていますから、令和7年の3月までについては激変緩和措置を取ると。その間も毎年毎年検証はしなければなりませんけれども、一つの節目としてはその激変緩和が終わった後、どういうふうに利用がなっていくかということは、見ていかなくてはならないというふうに思っております。

ただ、そんなに心配するような、利用が全くなくなるとか、そういう見直しをしているつもりはありませんで、一例を申し上げます。これは条例が通らないとこの額は確定しませんけれども、例えば百年記念ホールの学習室1であれば、現行 365 円が 200 円に引き下げられるわけです。講堂であれば984 円が700 円になるわけで、これは全面を借りるという意味ですから。ホールであれば4,946 円が4,100 円にいずれも引下げになる。また、スポーツ施設でいうと、トレセンを例に申し上げると、アリーナ全面を借りるとしたら、今1時間当たりで申し上げていますけれども、1時間当たり全面を借りて6,500 円が1,500 円になる。武道場は1,400 円が400 円になる。それと今、個人設定というのはトレセンではありませんけれども、これは1時間100 円を頂くということからすると、これは本当に皆さんが負担だなと思うような見直しをしているつもりはありませんので、そういうことも我々はそういう認識を持っておりますので、そういう認識は本当に合ってるのか合っていないのかということは非常に気になるところでもありますので、そこを十分意識しながら、毎年の利用状況とあるいは利

用者の声をお聞きしていきたいなというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 分かりました。今、町長が新料金の一部をお話しいただきましたのですが、そこについて少し触れさせていただきたいのですが、私も古い資料でありますけれども持っています。去年の3月なので、もしかしたらちょっと古いのかなというものがあります。ここには、町として料金設定いろいろ変わって入っているのですけれども、高校生の料金も入ったりしているので、ちょっと古いのですけれども、その中に、この間、料金をそもそも設定していなかった区分があります。いわゆるもともと無料という施設です。今回の見直しによって料金が設定されました。これは実質値上げですよね。増減率については場所によっては400%増というようなところも発生しています。施設によっては、町長、無料であったものが料金がある程度発生している施設なわけです。無料であった施設が有料になった。なぜこういった背景になったのか、お話ししていただけますか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 無料であった施設、答弁の一部を申し上げましたけれども、27 ほどの施設があります。例えば、まなびやですとか、運動公園の体育施設としては、ソフトボール、テニスコート、アーチェリー、こういった施設、あとは老人健康増進センター、キャンプ場などもありまして、これは今まで設定をしていなかったけれども、やはりそこには維持管理費がかかって、やはり頂かなければそこも不公平になるだろうということで、27 施設については新たな設定をさせていただいたわけであります。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 無料施設、例を私も取り上げたいのですが、老人健康増進センター、老人福祉センター、保健福祉センター。いわゆる高齢者の方々が集まって利用していただくこと。陶芸ですとか趣味のことで利用していただくこと、ここが全て無料でした。それが今回の改定により、100円ないしもう少し取られるのでしょうか、料金見直しが図られたところであります。無料であった施設です。特に先ほどご答弁いただきましたけれども、退職してこれから余暇を、いろいろな趣味や、生活していきたい、幕別町ではそういった意味では、いろいろ利用することができたと。今、本当に高齢者の方々も生活が大変です。ここで私が言うのもあれですけれども、年金が引き下がったとか、医療、病院の料金が高くなったとか、介護保険料が増えたとか、所得の格差がすごく広がってきていると思います。思っている人は思っているんだと思います。そうした中で、さらに負担を増やすような取組が本当によかったのか。

私は町長が言われたとおり、施設を運営する以上はお金がかかってくるのだと思います。しかし今まで無料だったものだったのです。わざわざ料金がどうのこうの、減免がどうのではなくて、そもそも無料でここは利用してもいいですよという施設が、今回料金がかかるようになったわけですから、やはりこれは大きな負担でありますし、町としてももう少し頑張っていただくという方法があったのではないかと思うのですが、これは町長に期待なのです。要は政治的判断でありますけれども、町長、どうですか、高齢者への減免対策です。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 私は少なくとも政治的判断を持って、今回は進めている。それはやはり公約できちんと町民の皆さんにこうやりますということをお示しをしたわけでありますから、公約はやはり果たさなければ、これはうそつきになりますから、どんな公約であっても、やはり約束したことは私は実行すべきだというふうに思います。それで、今までただだったものを頂くということは、確かに負担は無限です。無限大、皆増というやつですね。なのですが、その負担が重たいか軽いかということは十分にしんしゃくして、条例上の料金設定をしようとしているわけでありますから、そこは私はほかからもいろいろお話は聞きますけれども、その100円、200円が重たいという話は聞いたことがないわけでして、施設によってそれぞれ設定の仕方は違いますけれども、このことによって本当に町民の生活を阻害することはないでしょうし、また高齢者については、減免規定を設けていますので、高

齢者が近隣センターを使うような場合は、これは頂かないということにはなっていますから、そこは 配慮をしているつもりであります。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) では、一つ例をお話ししたいのですが、スポセンとか農トレで毎日いつも同じ時間に運動に来られる方がいらっしゃいます。その方が、今、料金値上げがどうのという議論をする中で、本当に毎日通って、そういうサイクルがあるのですね、きっと、朝起きて行くというのか、そういったことでいろいろ活動的になったとか、いろいろな活動にも参加するようになったと、やはり大きな変化を生むのです。もしかしたら、そんなに多くないかもしれません。5人、4人、そんなに施設によってはそんなに多くないです。でも、そうした方々が元気にやれるような、応援するような基準を、町としては持つべきではないかなと思うのですが、どうですか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 今、一例をお話しいただきましたけれども、私どもも全く町民の皆さん、利用者の皆さんのお話を聞いていないわけではなくて、やはりいろいろ聞いた中で、理解を頂いたと。例えば卓球などは週に3回程度やられているわけなのですが、その人方とも、高齢者がほとんどです。皆さん高齢者です。これらの方も、別にそんなに負担にはならないというお話を頂いて、そういったことも踏まえた中での今回の基本方針、そして今後の条例制定に向かっていこうとしておりますので、100%もろ手を挙げて賛成してくれるというのは、なかなか難しい話ではありますけれども、私たちは今まで関係する人たちとの意見交換をして、おおむね理解を頂いたというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) なかなか町長の思いと自分の思いが重ねられないと思いながらお話をしているところでありますが、町長は公約の下で実施するということでありますので、私はやはり住民の健康増進、これからのこと、幕別町でよかったねと思うまちづくりのためには、これまでと同様に減免規定を設けてやっていくことがいいかなと、町長は公約ですからというお話をしていますけれども、私はそういうふうに思っています。なかなかここは進まないところだなと思っています。

次、別途加算についてお聞きしたいと思います。答弁のほうでどういった内容についてあるのかというのはお話を聞きました。ここで私は確認をしたかったのですが、なぜ今回、この別途加算についてというのをわざわざ質問の項目に挙げたのかというのには理由がありまして、ある団体の方から、高額な別途料金が提示されたというお話を受けました。いわゆる、要はもうそんなに高いのかということで驚いてお話があったわけです。要は場所使用料のことです。いわゆる物を施設に置かせていただく、そのときに別途使用料が発生しますよと、年間にしたら万単位で必要になりますよという説明を受けたそうです。本当にこういったことが事実なのかどうかを確認したかったのですが、どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 企画総務部長。
- ○企画総務部長(山岸伸雄) 今、ご質問のあった件については、各施設に今まで活動していた団体等が、置いている物というのですか、物品というのでしょうか、そういうことでよろしいでしょうか。これにつきましては、確かに各施設においてお預かりしている部分があります。例えば将棋盤だったりだとか、卓球台もあったりだとか、それとか、体育館のゴールだとか、そういうものが各団体において使用しているので、重いものですね、比較的大きなものなどを施設でお預かりしていると。本来的には今までも、これはお預かりしているのは、現状無料でお預かりしているというふうに思うのですけれども、本来的にはやはり行政財産の使用許可を得た中で、そこの中には使用料の規定というものがありますので、本来はそういう使用料を頂きながら管理するというのが本来でしょうけれども、今までは施設の使用自体が、活動する使用する場所が実質減免されていたものですから、それも含めて無料にしているという実態があるということです。今度、使用料を頂く、基本的に負担していただくということになりますので、それならばこのお預かりしている物品等についてどうするのかということなのですけれども、原則はやはり基本的にはお持ち帰りするものは、できるものはお持ち帰りし

ていただくのが本来だというふうに思っております。といいますのは、やはり何か物が、物品がなくなったりだとか、壊れたりだとか、そういう場合においては、基本的にはやはり施設管理者としては、なかなか管理し切れない範囲があって、それらに対応できないというようなことがありますので、そういう公共施設における行政財産の使用として、今後はやはり負担をしていただくのが本来だろうなというふうに思っています。

ただし、先ほど例に挙げましたように、動かせないものもやはりあるのです。大変大きなもの、そして車に積めないものだとか、例えば今一例に挙げました体育館でフットサルをやっている場合のそういうゴールだとか、それとか例えば吹奏楽なんかで使っている大きな楽器だとか、そういうのはなかなか動かすというのは、現実的に無理だというふうに私どもも捉えています。そういうことに対する支援というのですか、そういうものに対しては、やはり使用料を全額頂くのか、またはそういう活動を支援するという面において、幾らかは減免するのかといったところについては、今、全体のバランス、実態をきちんと確認して、今後、細かいところは詰めていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) これは料金が発生する、そしていわゆる説明を受けた方は、年間1万円とか2万円とか発生するというお話がありましたので、その辺について、もしかしたらそんなに町長のお話だと、そのような基準の設定をしていませんというお話があったので、もしかしたら聞き間違いだという可能性もありますけれども、でも実際どうなるかは分からないです。今、企画総務部長の話だと、これから詰めるという話もありました。今後について、やはり今まで無料だったものが発生するわけですから、いろいろなところでいろいろなものが発生するので、そこについてもう少し審議していただきたいというふうには思っておりました。今のお言葉を聞くと、まだ決まっていないものが審議会を通して答申を頂いてということなので、大丈夫だったのかなというふうな認識もあるものですけれども、これについては、実際もっとどういう状況かについてを、住民負担にならないように、むしろ私は無償でやるべきだと思うので、なかなかそこはあれですけれども、住民負担にならないような形でやるべきなのかなというふうには思っております。

私は、公共施設で多くの住民に無料で提供する、別に時代遅れでも何でもないというふうに感じておりますので、文化、スポーツ触れる機会、どういうふうにやっていくのか投げかけられた課題の1つだろうと思います。町長は今年の3月から来年の10月に向けて取り組みたいというお話もありましたが、もっと時間をかけて取り組むべき必要があるのかなというふうに思うのですが、町長はどうですか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは審議会を立ち上げたというところが審議の始まりといいますか、動き出したのがそこからでありますから、そこから数えますと、もうかなりもう少しで1年がたつわけでありまして、時間は随分かけてきたと思います。ただ、この間いろいろと審議会で出た意見を頂きながら、それをフィードバックして団体とも協議をさせていただいて調整をして、今日に至っているわけです。いきなり今出てきた話ではなくて、私は十分に住民の皆さん、審議会の委員の皆さんもそうです。公募でもありますし、団体からも出てきていただいていますし、そしてそこで出た意見も、現在の団体とも様々意見交換をさせていただいて、そこは、こうするから従えよみたいなそういうことではなくて、今こういうふうに考えているけれどもいかがですかということで、キャッチボールをしながら団体とも協議をさせていただいて、今日に至っていると思っていますので、時間を十分、皆さんも分かっていらっしゃるかなというふうに思っているところであります。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) なかなか町長の意見、内容については理解するところですが、分かりました。 では、公共施設の安全性についてに移らせていただきたいと思います。答弁では3か年計画で実施 していくということで理解をしました。

ここで近隣センターについて、少し触れさせていただきたいのですが、幕別町では年に2か所ぐらいですか、毎年改修を行って、予算が大きくなれば1か所というふうなこともあったかなと思うのですが、この間、ずっと続けてこられています。施設の改修が終了した後に、私よく私お聞きするのですが、バリアフリー化はどうなっていますか。いわゆる当然バリアフリー化を進めてきましたという答弁を頂きました。手すりがつきました、スロープがつきましたというお話を頂いたところです。すごく使っている住民の方からは、本当に直してほしいというのは、そこもそうなのですけれども、やはりトイレの段差なのです。特に古いところは段差がすごいのです。本当に落ちるのではないかというぐらい本当に段差があって、小さい子どもだったら本当に転げ落ちるぐらいの、すごい本当に昔のものが近隣センターがあります。新しいところはほぼフラットになって引き戸で、もう全然問題はないのですが、まだまだ古い施設、これからはそういった施設も長く使っていかなくてはいけない。そうしたところについて、解消してほしいということを何度も取り上げてきたのですけれども、今回もあかしやも泉町も、トイレの改修がされていません。泉町は去年でしたけれども、やはりトイレの段差の解消は、やはり使っている住民からは本当に不便です。ここを本当に何とかしてほしいと、もう段差を上がるのがしんどいですというお話が、本当にあるものですから、そうしたところを改修してほしい。これからしていただきたいと思うのですが、どうですか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 近隣センターについて、毎年、運営委員会のほうと意見調整をさせていただいて おりますので、全部が全部一気にできるということは、なかなか難しいとは思いますけれども、そこ はあまり利用者にご不便をかけないように、順次対応させていただきたいなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 前向きな答弁を頂きましたので、すごくよかったなと思います。

今回、公共施設の位置付けを果たす役割として、いろいろなことを学ぶことができました。今、成り立ち、役割、すごく様々です。そうした中で、本当にその施設にふさわしい料金設定がどうだったのか。今回、町長は全て統一した考え方で当てはめて、料金設定を行いましたというお話を頂きました。中には、それこそ私、先ほどお話したとおり無料だったもの、無料の施設は無料がふさわしいから無料であったのだと思います。この間も、要はそれにも関わらず今回無料化が撤回されてしまった。もしくは場所によっては 400%という状況にもなってしまった。町長が最初にお話したのですが、半分は町でもって半分は住民でもってほしいと。年間換算にすると、物すごいプラスになってしまう施設。要はこれぐらいの利用が見込まれれば、これぐらいの試算になりますよというような計算も出されていました。その中では、施設維持費以上にプラスになっているような状態の場所もあったりします。それについては、今後どうなるのかなというようなところもあります。その辺についてもぜひ議論、調整を図っていただければと思います。幕別町の経済的情勢、住民の影響を考えてこれまで減免規定を取ってこられました。それにはやはり理由があったはずです。町のこれまでの積み上げを継続していただきたいと、私は強く要望しまして、質問を終わります。

○議長(寺林俊幸) 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:55 休憩

14:10 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### [付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。日程第3、議案第77号から日程第5、議案第79号までの3

議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第77号から日程第5、議案第79号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

### 「議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第3、議案第77号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第77号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご 説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

本条例は、地方自治法に定めのある「普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、 手数料を徴収することができる」とする規定に基づき、手数料に関する事項を定めているものであり ます。

国は、住宅を長期にわたり使用することで、解体に伴う廃棄物を抑制し、環境への負荷の低減を図るとともに、良質な住宅を将来世代へ継承することを目的とした長期優良住宅認定制度を実施しており、認定を受けた住宅に対して税の特例などの措置を行っております。

先の通常国会において、長期優良住宅の普及促進による住宅の質の向上に加え、既存住宅を安心して購入できる環境を整備し、その流通を活発化させるため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を改正し、本年5月28日に公布いたしました。

この改正により、長期優良住宅の認定に際し自然災害配慮事項を追加し、併せて分譲マンションにおける認定申請手続の合理化が行われましたことから、本条例において、これらに係る認定審査手数料の改正を行おうとするものであります。

また、これまで認定申請に先んじて事前審査として、所定の審査機関において技術的審査、または 住宅性能評価を受けた場合、それぞれの認定審査事務に係る手数料を減額しておりましたが、改正に より、事前審査の取扱いが一本化され、「長期使用構造等であることの審査」に改められましたこと から、事前審査について文言の修正も併せて行うものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

別表は、手数料を徴収する事務とそれに係る手数料の額を定めております。

右側の改正条例に沿いまして、ご説明いたします。

今回の改正は、別表左端の番号 16 の 3 から 16 の 5 までの項と 51 の項であります。

1ページから3ページにかけての16の3の項は、名称欄に記載のとおり「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を定めております。1ページの中段の真ん中、カタカナの「イ」は、住宅の新築の場合であります。

2ページになります。

(1) 第1号は、住宅の戸数が1戸のもので、手数料額を5万8,000円に改めるとともに、一本化された事前審査の「長期使用構造等確認」を受けた場合の手数料額を1万9,000円に改めるものであります。中ほどの第2号と下段の第3号は、戸数に応じた手数料でありますが、同様に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

カタカナの「ロ」は、住宅の増築または改築の場合であります。新築の場合と同様に、戸数に応じた手数料を改めるものであります。下段からは6ページにかけての16の4の項は、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を定めております。16の3の項と同様に手数料の一部と文言の一部を改めるものであります。

6ページをご覧ください。

中ほどの 16 の 5 の項は、「譲受人を決定した場合等における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を定めております。分譲マンションにおける認定申請手続の合理化に伴い、「譲受人を決定した場合等」と「等」を加えるものであります。

7ページをご覧ください。

51の項は、「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」を定めております。16の3の項の改正で、「評価機関審査」の定義規定が削りましたことから、改めて定義するものであります。

このたびの改正後の手数料額につきましても、これまで同様、国土交通省から技術的助言として示された参考例に基づくものであります。

議案書2ページをご覧ください。

附則についてであります。この条例は、改正法の施行日に合わせ、令和4年2月20日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第78号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。 説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第78号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由 をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の8ページをお開きください。

国民健康保険法第58条は「市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。」と規定しており、これに基づき、幕別町国民健康保険条例に「出産育児一時金の支給とその額」を定めております。

出産育児一時金は、妊娠 12 週以降の分娩に対して、従前から国の通知に基づき、健康保険法施行令に定める額と同額を条例に定めてまいりましたが、このたびも同様に国の通知に基づき、改めるものであります。

議案説明資料の8ページをご覧ください。

表の右側の「現行条例」の第8条をご覧ください。

現行の出産育児一時金の支給額は、下線表示をしている 40 万 4,000 円の基本分と 1 万 6,000 円の加算分で構成しており、加算分は、産科医療補償制度の掛金相当額であります。

産科医療補償制度は、医療機関が加入する制度で、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児について経済的な救済を行うとともに、脳性麻痺発症の原因分析などを行い、産科医療の質の向上を図ることを目的として、平成21年1月に創設されたものであります。以来、同制度による医学的管理の下で

の出産に際して、医療機関が負担する同制度の掛金相当額を出産育児一時金の加算分として条例に定め、支給しているものであります。

現在、帯広市内にある3つの産科医療機関は、全て本制度に加入しております。

国においては、本制度を適切に運用するため、適宜、見直しが行われてまいりましたが、昨年 12 月には、令和4年1月1日より、本制度の掛金を1万6,000円から1万2,000円に引き下げることが決定されました。

これと並行した、国の社会保障審議会医療保険部会の議論においては、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について、42万円を維持すべきとされたところであります。これを踏まえ、健康保険法施行令が改正され、補償制度の掛金減額分の4,000円を出産育児一時金の基本額に加算し、40万8,000円に引き上げることにより、支給総額を42万円に据え置くものであります。被保険者にとっては、実質的な増額となるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の8ページをご覧ください。

第8条第1項は、出産育児一時金の支給について定めております。基本額を「 $40 \, \mathrm{T} \, 4,000 \, \mathrm{H}$ 」から「 $40 \, \mathrm{T} \, 8,000 \, \mathrm{H}$ 」に改め、「健康保険法施行令第  $36 \, \mathrm{Ae}$  号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産と町長が認めるとき」、これは、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合でありますが、この場合に加算する「 $1 \, \mathrm{T} \, 6,000 \, \mathrm{H}$ 」を「 $1 \, \mathrm{T} \, 2,000 \, \mathrm{H}$ 」に改めるものであります。

議案書にお戻りいただき3ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は令和4年1月1日から施行するとするものであります。

第2項は、本条例による改正後の幕別町国民健康保険条例第8条第1項の規定は、本条例の施行日 以後の出産に係る出産育児一時金に適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお 従前の例によるとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第79号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第79号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページ、議案説明資料の9ページをお開きください。

昨年5月15日に開催されました令和2年第1回町議会臨時会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制

定したところであります。

議案説明資料の9ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間の延長に合わせて、これまで5度にわたり改正を行い、現行の附則第2項は、「この条例は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。」と規定しております。

本年11月17日付で、厚生労働省から「令和4年1月1日から同年3月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする」と通知が出されましたことから、本町においても失効日を「令和4年3月31日」に改めようとするものであります。

議案書の4ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は公布の目から施行すると定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

### 「散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

14:26 散会

# 第4回幕別町議会定例会

# 議事日程

令和3年第4回幕別町議会定例会 (令和3年12月16日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 若山和幸

(諸般の報告)

日程第2 議案第102号 令和3年度幕別町一般会計補正予算(第10号)

### 会議録

### 令和3年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年12月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月16日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子11 田口廣之12 谷口和弥13 芳滝 仁14 千葉幹雄15 小川純文

6 欠席議員

16 藤原 孟

7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明 教 育 長 菅野勇次 代表監查委員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 新居友敬 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁 糠内出張所長 宮田 哲 こ ど も 課 長 平井幸彦

8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 若山和幸

## 議事の経過

(令和3年12月15日 10:00 開会・開議)

### [開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) これより、本日の会議を開きます。

### [議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

### [会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番若山議員を指名いたします。

### 「諸般の報告]

- ○議長(寺林俊幸) 次に、事務局から諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(萬谷 司) 16 番藤原議員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
- ○議長(寺林俊幸) これで、諸般の報告を終わります。

### 「付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第2、議案第102号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第102号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

### [議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、議案第102号、令和3年度幕別町一般会計補正予算(第10号)を議題 といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第102号、令和3年度幕別町一般会計補正予算(第10号)についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9,400 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 181 億 7,839 万 3,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億9,400万円の追加であります。

一昨日の14日に提出いたしました一般会計補正予算(第9号)において、子育て世帯臨時特別給付金の先行給付に係る予算を議決いただいたところでありますが、本日は、先行給付分の5万円に5万円を加え、10万円を年内に一括給付を行うため、予算を補正しようとするものであります。

当初、国からは、現金5万円の先行分を年内に給付した後、来年春の卒業・入学・新学期に向け、 子育てに係る商品やサービスに利用できるクーポンを給付すべく通知されていたところであります。

昨日、15日付で、内閣府の令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室から通知があり、「地域の実情に応じて、年内の先行分の5万円の給付と合わせて10万円の現金を一括で給付することも、自治体の判断により可能」であり、「追加の5万円相当の給付について現金給付を行う場合、政府において何らかの条件を設け、審査を行ったり、可否を判断することはありません」との考えが示されましたことから、本町においても、子育て世帯への迅速な支援を行うため、現金10万円を一括で年内に給付しようとするものであります。

18 節の細節 4 子育て世帯臨時特別給付金は、1 人当たり 5 万円、3,880 人分の 1 億 9,400 万円を計上しております。

今後の予定について申し上げます。

明日、17日に年内給付の対象児童のいる世帯へ通知書を送付し、23日まで受給の意思確認を行った後に、24日に支給決定通知を送付し、28日に指定口座へ振り込むこととしております。

年内給付を行う対象となる児童は、保護者が公務員である児童を除いた、本年9月分の児童手当の受給対象の児童と本年10月31日までに出生した児童のうち、町が児童手当の受給対象として認定した児童、合わせて2,475人で、その受給世帯数は、1,490世帯であります。

年内給付の対象となる以外の児童への給付予定であります。

24日の年内給付の対象世帯への支給決定通知の送付の際に、世帯に属している高校生の兄弟用の申請案内文書を同封するとともに、保護者が公務員である児童の世帯や高校生のみを養育している世帯に対しましては、来年1月以降に申請案内文書を送付し、対象か否かの審査を行い、それぞれ指定口座の確認後に給付する予定としております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

16 款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金1億9,400万円の追加であります。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る国庫補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番(中橋友子) 何点かお尋ねしたいと思います。

はじめに、14日に5万円のみということで、今日の補正によって、10万円が届けられるということは大変よかったというふうに思います。そこで、漏れなく対象となる方に、きちっとこの 10万円が届くようになってほしいと思いましてお尋ねするのですけれども、1つは、ただいま 1,880人分を予算とされておりました。これは、今、副町長からご説明いただいたように、まず 15歳以下ですね、児童手当の対象者だというふうに思います。夫婦どちらかの多い年収が 960万円を超えなければ、対象となると思いますが、1つにはまず対象から外れた人、これは何人いたでしょうか。

2つ目です。児童手当というのが現在認定 2,475 人ということでありますが、この児童手当というのも申請によって支給されているのだと思います。申請から外れている人はいらっしゃらないでしょうか。

3つ目です。基準日が、9月30日児童手当を受給されているということでありますが、10月1日 以降、例えば離婚をしたとか、あるいは別居をしているとか、この1か月半を超えていますので、そ ういう事態が想定されます。こういうところの対処はどうなっていますでしょうか。漏れなく申請が 届くような手だては取られていらっしゃいますでしょうか。まずはその点をお伺いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(平井幸彦) 今回の対象世帯 3,880 人に対して、対象外としている児童数でございますますが、児童手当の本則給付に該当しない、いわゆる所得オーバーというところで、209 人でございます。

続きまして、児童手当、今回の年内給付 2,475 人を予定しているという中で、申請漏れている方、されていない方というところで、児童手当、毎年現況届ということでの世帯状況確認しておりますが、その現況届を提出されていない世帯の児童数というのが 34 人ございます。この 34 人というのが、現在所得の確認できていない世帯になります。

続きまして、9月30日の基準日ということで、9月30日現在の住民情報というところでの案内になります。

以上でございます。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) そういう状況から、本来支給されるべき人に漏れなく支給されるような手だてを、これからどう取られるかということをお聞きしたいのですけれども、まずはその現況届ではない 34人については、これはあくまでも本人から申請がなければ、そのまま支給にはつながらないということなのでしょうか。それとも 34人、幕別町のほうで掌握していらっしゃるので、幕別町のほうから声かけをして、申請を上げてもらうというような手だてが取られるのかどうか。取らなければならないと思うのですが、やられますか。

それと、9月30日の現況届ということでありますが、お尋ねしたのは、それ以降に家族環境が変わった、離婚だとか別居だとかという状況がある、こういう人たちに対する漏れなく支給される手だては、どんなふうに取られるのか伺いたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(平井幸彦) まず、1点目の現在の34名の現況届の未提出世帯についてでございますが、今回の給付金の以前から、現況届の提出というところでのお願いというのは繰り返しております。そこで現況届の提出がありまして、所得情報、世帯状況が確認できたところは、随時追加をしていきます。それと、あと広報などで、いわゆる住民に対して全体の案内というところもございまして、申請のお願いというところでは、そのような手段で行っていきたいと思います。

続きまして、10月1日以降のという状況なのですが、ちょっと繰り返しにはなりますけれども、あくまで9月30日の世帯情報、基準日ということになりますので、そこの情報を基に対象者への案内というところでは漏れはない、そこはもちろん気をつけて行いますが、漏れはないということで考えております。

- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 2点目の関係で、若干補足させていただきますけれども、今回の対象者というのが、児童手当の9月分の対象者、10月に児童手当が交付された方、その受給者が今回の給付金の対象者となりますので、その後の世帯の異動とかということがあったときにも、児童手当を受給された方に対して今回給付金を払うということになりますので、漏れはない、そういう形でその情報は終えるものというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) もう少し整理してお尋ねすればよかったのですけれども、そのことは理解しています。1点目の34人については、漏れる可能性があるので手だてを取ってください。これやっぱりお知らせ、広報とおっしゃられましたけれども、もう次は1月1日になってしまいますから、ですからやっぱりインターネットですとか、あらゆる、そのぐらいでしょうかね、お知らせの手段、きちっと考えてやっていただきたいということが1つです。

それから、後段の2点目の質問は、漏れというよりは、必要な人に届く手だてを取ってほしいなということで、これなかなか難しいのですけれども、昨年の10万円の給付のときにも、事例を申し上げてお話しした経過あったのですけれども、実際には、離婚される、あるいは別居されるという状況の中で、その子どもさんを育てている保護者のところにお金が届かない。つまり、9月30日時点で児童扶養手当を受給というのは、多くはそこの世帯主に行くようになるのだと思うのです。今回もそういう形で、世帯主のところには行くのだけれども、10月以降の離婚などで、世帯主のところに子どもさんがいらっしゃらない。つまり、別居して別の保護者が子どもを育てている。お母さんになる場合が多いと思うのですけれども、そういった場合になかなか難しいとは思うのですが、1か月半経過しているものですから、そういったことを考慮した上で、これについてもご本人のほうから申請があったら、そこに届くような、つまり町のほうからなかなか見つけ出すというのは難しいと思うのですけれども、本人のほうから届出があった場合には、その届出先に10万円が振り込まれるということが一番制度に沿った適切な支給だと思うのです。そういうこともこちら側で案内をしないと、なかなかしづらいというのがありますので、そういった状況の方についても、幕別町に相談をくださいという形を取っていただいて、本当に子どもさんを育てている方のところにきちっと届くように、手だてを取っていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

それともう一点、先ほどの説明の中で、高校生というのはもう既に児童手当から外れている人たちですから、そこはこちらから案内の通知が行って、申請を上げていただいてということになるのだと思うのですが、ちょっと触れられていましたけれども、同じ家庭の中で中学生と高校生がいると。中学生については年内支給になるが、高校生は来月以降になる。同じ家庭の中で、同一世帯で高校生と中学生のお子さんがいるところは、2回分けて支給しなければならない。できれば1回で行く手法がないものかと、事務手続上も振込上もと思うのですけれども、そういったことに対しては、もう短い時間の制度で、本当に担当も大変で、仕事されていると思います。そこを理解しながらも、早く届く方法、1か所に振り込むのも、分けて振り込むよりは1度に振り込まれるほうが受けるほうもうれしいですし、それから事務手続するほうも、そのほうが簡易ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(平井幸彦) まず、ご質問の1つ目の、確実に受け取る必要の方にというところなのですが、まず9月30日の基準日というところは変わりませんので、そこの中でできるだけ把握には努めていきたいとは思いますが、一応受け取る方というのは、変わらないということにはなります。

もう一つの高校生についてでございますが、今回の制度が年内給付という中で、児童手当の仕組みを利用してということで、もうプッシュ型でできるだけ早くという中で、まず児童手当情報がとにかく今ある情報ということで、中学生以下というところの児童手当受給世帯というところの案内ということで一段階ということは、確かに2度のちょっと手間にはなりますけれども、年内給付という事務の中では、ちょっと2回になりますけれども、そこは必要な段階ということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。 (答弁漏れの声あり)
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) すみません。3回目の質問のときに、インターネットなどを使った、ホームページなどを使ったお知らせは考えていないかとお尋ねしたのですけれども。
- ○議長(寺林俊幸) 答弁をお願いいたします。 こども課長。
- ○こども課長(平井幸彦) 広報については、先ほどお知らせ、広報とお話ししましたけれども、インターネットのほうも含めて行いたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 改めてお伺いします。ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。

### 「休会]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 17 日から 19 日までの 3 日間は、休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、明12月17日から19日までの3日間は、休会することに決定いたしました。

### [散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月20日午前10時からであります。

10:21 散会

# 第4回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和3年第4回幕別町議会定例会 (令和3年12月20日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条) 議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ

(諸般の報告)

発議第10号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見 日程第2

日程第3 議案第80号 十勝圏複合事務組合規約の変更について 日程第4 議案第81号 南十勝複合事務組合規約の変更について

議案第82号 南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について 日程第5

日程第6 議案第83号 町道の路線変更について

日程第7 議員の派遣について

日程第8 常任委員会所管事務調査報告

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

日程第9 閉会中の継続審査の申し出(民生常任委員会)

閉会中の継続調査の申し出 日程第10

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

### 会議録

### 令和3年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年12月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月20日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子11 田口廣之12 谷口和弥13 芳滝 仁14 千葉幹雄15 小川純文

6 欠席議員

16 藤原 孟

7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明 教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴 代表監查委員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 経 済 部 長 岡田直之 住民福祉部長 細澤正典 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 新居友敬 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁 糠内出張所長 宮田 哲 防災環境課長寺田治

土 木 課 長 小野晴正

8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ

## 議事の経過

(令和3年12月20日 10:00 開会・開議)

### [開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) これより、本日の会議を開きます。

### [議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

### [会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、7番岡本議員、8番荒議員、9番酒井議員を指名いたします。

### [諸般の報告]

○議長(寺林俊幸) ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第 199 条第 9 項の規定による「定期監査結果報告書」が、議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

次に、11月26日、第65回「町村議会議長全国大会」及び第46回「豪雪地帯町村議会議長全国大会」が、明治記念館において開催されました。

その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

- ○議会事務局長(萬谷 司) 16 番藤原議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告 いたします。
- ○議長(寺林俊幸) これで、諸般の報告を終わります。

### [付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第2、発議第10号から日程第6、議案第83号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第10号から日程第6、議案第83号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

### [議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、発議第10号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○11番(田口廣之) 朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

発議第 10 号

令和3年12月20日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員田口廣之

賛成者 幕別町議会議員岡本眞利子

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

北海道内では、定期的に実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南 方系魚種の回遊が多く見られていることからも、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしている ものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は 増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表するアキサケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力をそぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、さらに水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニやアキサケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記

- 1、カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域 経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月20日

北海道中川郡幕別町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産 大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官

以上です。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第80号、十勝圏複合事務組合規約の変更について及び日程第4、議案第81号、南 十勝複合事務組合規約の変更についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第80号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてと議案第81号、南十勝

複合事務組合規約の変更についてを一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明資料の10ページをご覧ください。

はじめに、議案第80号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてであります。

幕別町の一般廃棄物の処理につきましては、現在、幕別地域は十勝圏複合事務組合で、忠類地域は 南十勝複合事務組合で、それぞれ構成する 15 市町村と 3 町で共同処理を行っております。

令和4年4月1日から忠類地域の家庭系・事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理を、十勝圏複合事務組合の共同処理に移行することに関して、関係機関の間で協議が調いましたことから、十勝圏複合事務組合において共同処理しております「ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」について、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合を構成する地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣の、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

また、当該協議は同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を経なければならないとされておりま すことから、提案するものであります。

議案説明資料の10ページをご覧ください。

第3条は、「組合の共同処理する事務」について規定しております。

表の左側は現行規約であります。

「(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」を共同処理する市町村に、現在は、「幕別町(旧忠類村地域は除く)」としておりますが、「(旧忠類村地域は除く)」を削り、「幕別町」とするものであります。

議案書の5ページをご覧ください。

附則についてであります。

この規約は令和4年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第81号、南十勝複合事務組合規約の変更についてであります。

議案書の6ページ、議案説明資料の11ページをご覧ください。

広尾町、大樹町、幕別町の3町で構成している南十勝複合事務組合において共同処理しております「ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」及び「小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務」について、「幕別町の旧忠類村地域」が令和4年3月31日をもって離脱することに伴い、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

議案第80号と同様に、議会の議決を経て、構成する市町村の協議により、規約の変更を定め、北海 道知事の許可を受けようとするものであります。

議案説明資料の11ページをご覧ください。

第3条は、「組合の共同処理する事務」について規定しております。

表の左側は現行規約であります。

上段の「し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務」は、平成17年4月から、現在の十勝圏複合事務組合による共同処理に移行していることから、項目自体を削るものであります。

次の「ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」と「小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務」の共同処理する町から「、幕別町(旧忠類村地域)」を削るものであります。

ページ下部の「別表(第12条関係)」は、組合の経費に係る負担割合を規定しております。

表の全部改正として、その構成を改めておりますことから、全ての欄の記載内容に下線づけをして おります。

12ページになります。

変更箇所は、「し尿処理施設の設置及び管理運営に要する経費」の項を削り、「ごみ処理施設・最終処分場及び小動物焼却処理施設の設置並びに管理運営に要する経費」の項から幕別町の負担割合を

削るものであります。

これにより、広尾町と大樹町の負担割合を、それぞれ50%と改めるものであります。

表の下段の「(注) 2」は、実績割の負担区分を有していた、し尿処理施設の事務の廃止により、 削るものであります。

議案書の7ページをご覧ください。

附則についてであります。

この規約は令和4年4月1日から施行するとするものであります。

以上で、2議案の一括説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第80号、十勝圏複合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第81号、南十勝複合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第82号、南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを 議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第82号、南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、別紙のとおり関係地方公共団体である広尾町、大樹町と幕別町とで協議し、定めようとするものであります。

一部事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、地方自治法第 289 条の規定に 基づき、組合を構成する地方公共団体の協議により定めるものとされております。

また、当該協議は同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を経なければならないとされておりますことから、提案するものであります。

9ページをご覧ください。

南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議書であります。

幕別町の旧忠類村地域が、令和4年3月31日をもって、南十勝複合事務組合において共同処理しております「ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」及び「小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務」から離脱することに伴う財産の取扱い及び経費の負担方法等について定めるものであります。

10ページをご覧ください。

1、南十勝複合事務組合の財産についてであります。

幕別町は、離脱する2つの事務に係る組合の財産のうち、次項に規定する財産、決算剰余金であり

ますが、これを除き、所有権をはじめ、物権や債権などの財産権を放棄すると明記するものであります。

2、決算剰余金についてであります。

幕別町は、離脱する2つの事務に関して、埋立処理施設費と焼却処理施設費に係る令和3年度の歳入歳出決算剰余金は、権利を放棄せず、組合と協議の上確定し、翌年度に清算するとするものであります。

3、最終処分場の管理運営に要する経費の負担についてであります。

幕別町は、令和4年度から6年度までの3年間に限り、最終処分場の管理運営に要する経費を負担するとするものであります。

通常、一般廃棄物の最終処分場の埋立てを終了した場合は、国の定める「最終処分場の廃止基準」により、終了後の一定期間、汚水の水質管理などを行うこととされております。

これに基づき、道内において既に廃止された処分場に係る先行事例を参考に、汚水の水質管理を行う「一定期間」を3年と定め、令和4年度から6年度までの間、管理運営に要する経費を幕別町も負担するとするものであります。

第1号は、負担する経費を定めております。

「埋立処理施設費に係る経費のうち汚水処理業務に関するものとし、経費の項目は、11ページの別表1のとおりとする」ものであります。

第2号は、幕別町の令和4年度から6年度までの各年度の負担額は、別表2に掲げる額とするものであります。

負担額の算定方法は、11ページの別表2の備考欄に記載のとおりであります。

幕別町の負担額は、備考の2に記載のとおり、別表1に掲げる「負担する経費」の平成28年度から令和2年度までの5年間の決算額の平均値に補正係数を乗じて得た額の10%であります。

決算額の平均値はここには記載しておりませんが、510万3,776円であります。

補正係数は、備考3のとおり、令和3年度末の埋立てごみ総量に占める幕別町から排出済みのごみの割合をもって、令和4年度から6年度までの各年度末時点での全体に占める幕別町の割合を除した 比率であります。

年々、広尾町と大樹町のごみが増え、年々、幕別町の割合が少なくなりますので、徐々に1を下回 る値となっていくものであります。

10ページに戻りまして、4、施設の解体に要する事業費の負担についてであります。

幕別町が離脱した後となりますが、将来において、施設を解体する際の事業費の負担についての規定であります。

ただし、令和4年度以降に新・増築した施設を除くとするものであります。

第1号では、幕別町が解体事業費を負担する施設は、令和3年度末現在で組合の財産である、12ページの「別表3」に記載の、ごみ処理施設、最終処分場、小動物焼却処理施設のそれぞれ記載の建物と定めております。

10ページにお戻りください。

第2号から第4号において、幕別町が負担する額は、解体事業費を幕別町が使用した期間の割合を乗じて、その10%相当額と定めております。

5、その他であります。

この協議書に定めのない事項または疑義が生じたときは、別途3町で協議して定めると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第83号、町道の路線変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第83号、町道の路線変更について提案理由をご説明申し上げます。 議案書の13ページ、議案説明資料の13ページをご覧ください。

市町村長は、市町村道として路線を認定した場合や廃止または変更した場合は、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を公示しなければならないと、道路法は規定しております。

また、同法は、市町村長が市町村道を認定しようとする場合や廃止または変更しようとする場合は、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないと定めております。

議案説明資料の13ページをご覧ください。

左側に変更前、右側に変更後の軍岡12線を実線で表示しております。

軍岡 12 線の道道幕別大樹線以西の区間につきましては、平成 30 年度から道営水利施設等保全高度 化事業により道路整備が進められてまいりました。

12月20日、本日の竣工をもって、道路線形と終点の位置が変更となりますことから、道路法第10条第3項の規定により準用される同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

右側の変更後をご覧ください。

黒枠で表示しております「①【変更】路線番号 79 軍岡 12 線」の道路線形が直線化することに伴い、議案書の 13 ページの表に記載のとおり、終点を接続する軍岡 11 線 20 号線の「字軍岡 229 番地 1 地先」に変更するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

### [議員の派遣]

○議長(寺林俊幸) 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、令和4年2月6日、幕別町役場議場で開催する議会報告会オンライン対応に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いた しました。 なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

### [委員会報告]

○議長(寺林俊幸) 日程第8、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第 77条の規定による、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

### [閉会中の継続審査の申出]

○議長(寺林俊幸) 日程第9、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

民生常任委員会委員長から、お手元に配布のとおり、委員会において審査中の事件について、会議 規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

民生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、民生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いた しました。

### [閉会中の継続調査の申出]

○議長(寺林俊幸) 日程第10、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、お手元に 配布のとおり、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定による、閉会中の継続調査の 申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

### [閉議・閉会宣告]

○議長(寺林俊幸) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和3年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10:29 閉会